

第2次小林市総合計画
後期基本計画
(2022年～2025年)

令和4年3月
宮崎県小林市

市長あいさつ

～第2次小林市総合計画後期基本計画の策定にあたって～

平成25年、本市は、子どもからお年寄りまでみんなが安心して健康で幸せに暮らしていけるまちをめざして、一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、協働によるまちづくりを推進するために「小林市まちづくり基本条例」を施行しました。そして、平成29年には、同条例に掲げるまちづくりの基本理念を具体化し、総合的かつ計画的な市政運営を図るために「第2次小林市総合計画」を策定しました。

「第2次小林市総合計画」においては、市民が主体となって策定した「基本構想」を実現するための行政の取組を「基本計画」とし、令和3年度までの5年間は前期基本計画により取り組んできました。

前期基本計画においては、本市を取り巻く様々な課題に対し、総合計画に基づいた施策を展開し、更にはリーディングプロジェクトによる戦略的かつ横断的な取組により、着実にまちづくりを推進してきたところです。

しかし、今般、新型コロナウイルス感染症という新たな脅威により、私たちの生活は大きな影響を受けています。コロナ禍における感染症対策や地域経済の復興は、喫緊の課題です。また、人口減少対策やデジタル化、脱炭素の推進を始めとする社会情勢に対応した施策は、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えて展開しなければなりません。

こういった状況を踏まえ、この度「第2次小林市総合計画後期基本計画」を策定しました。これに基づき、基本構想に掲げる将来都市像「みんなでてなむ笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」の実現に向け、地域経済発展と財政健全化による官民一体となった持続可能なまちづくりの推進を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました小林市議会、小林市総合計画等審議会の皆様ならびにグループインタビューやまちづくり市民アンケートを通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました市民の皆様など、ご協力いただいた全ての方々に厚く感謝を申し上げます。

令和4年3月



目 次

基本構想（2017年～2025年）	1
-------------------	---

第1部 総論

1 第2次小林市総合計画の考え方	21
1-1 計画策定の趣旨	21
1-2 計画の構成	21
1-3 目標年次	23
2 本市を取り巻く諸情勢と課題	24
2-1 小林市の人口動向	24
2-2 少子高齢化に対応した施策の展開	25
2-3 経済の動向	26
2-4 地域資源の磨き上げ	28
2-5 災害に対応した地域体制の確立	29
2-6 住みよさの向上	30
2-7 新型コロナウイルス感染症等への対応	30
2-8 SDGsの推進	31

第2部 財政運営の基本方針

1 財政運営の基本方針	35
2 財政目標	36

第3部 後期基本計画

後期基本計画の概要	39
SDGsの17の目標	41
後期基本計画体系と基本施策に関連する主たるSDGs一覧	42
1 にぎわい 《人も心もワクワクにぎわうまち》	44
1-（1）農林水産業を振興します	45
1-（2）畜産業を振興します	53
1-（3）商工業を振興します	59
1-（4）観光産業を振興します	63
1-（5）戦略的なプロモーションを推進します	67
2 いきいき 《健康でいきいきつながり合う笑顔のまち》	72
2-（1）市民福祉の充実を図ります	73
2-（2）高齢者を支援します	79
2-（3）健康づくりを支援します	84
2-（4）子ども・子育てを支援します	90
2-（5）地域医療の体制の確保に取り組みます	98

3	まなび	《生涯を通して学び合い育ち合うまち》	103
3- (1)		学校教育を充実します	104
3- (2)		生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します	113
3- (3)		スポーツ・体づくりを推進します	120
4	くらし	《豊かな自然と共に安心してくらせるまち》	125
4- (1)		防災力・災害対応力を高めます	126
4- (2)		安心・安全で安定した給水を確保します	132
4- (3)		良好な住環境の整備を推進します	135
4- (4)		生活基盤を整備します	138
4- (5)		自然環境・生活環境を保全します	143
4- (6)		地域生活交通の確保を図ります	149
4- (7)		市民の人権意識を高めます	152
4- (8)		国際化・多文化共生を推進します	155
5	計画の実現に向けて		157
5- (1)		効率的かつ効果的な行政経営を行います	158
5- (2)		市民参画による協働のまちづくりを推進します	165
5- (3)		デジタル化を推進します	169
5- (4)		公共施設等のマネジメントを推進します	172
		《リーディングプロジェクト》	176

資料編

用語集	181
第2次小林市総合計画後期基本計画策定に係る経過	190
小林市総合計画等審議会諮問	192
小林市総合計画等審議会諮問答申	193
小林市総合計画等審議会委員名簿	194
行政経営会議構成員名簿	195
主管課・関連課課長名簿	195
小林市まちづくり基本条例	196
小林市総合計画等審議会条例	200
小林市事務組織規則（抜粋）	201
第2次小林市総合計画後期基本計画 策定方針	202
都市宣言	204

基本構想

(2017年～2025年)

〈基本構想の概要〉

○基本構想の位置付け

基本構想は地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画です。そのため、その実現には市民、企業、団体及び行政等本市に存する様々な主体が役割を果たすことが不可欠です。

このことから、基本構想は地域社会を対象とした計画として、市民主体で策定し、「小林市まちづくり基本条例」における企業や団体等も含む“市民”の責務を具体化し、協働できる計画とします。(対象：地域 策定主体：市民)
なお、行政の責務については、基本計画で具体的に示すものとします。

○目標年次

基本構想は、令和7年度を目標とした構想として、長期的な視点に立ち本市の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表す、市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

○市民主体で策定する基本構想の策定方法

基本構想については、市民が主体で策定するものとして進めました。

策定方法としては、市内各種機関、団体と公募市民約100名で実施する「総合計画市民ワークショップ（「こばやし未来計画ダイアログ」“KOB★MIR A”）を開催し、そこで出された多くの意見を最大限尊重し、行政でまとめたものです。出された意見は、小林市総合計画等審議会へ報告し、審議会の意見を踏まえた内容を再度行政で調整し、最終的には議会の議決を経て決定しました。

○基本構想の構成

- 1 小林市のまちづくりの基本理念
- 2 小林市のまちづくりの基本方針
- 3 小林市のまちづくりの施策の大綱

○基本構想の実現に向けて

今回の総合計画で掲げるまちづくりの実現に向けて、市民の取り組むことについては、自らが市民ワークショップにおいて考え具体的に示されていますので、これをまず優先的に取り組む協働の取組として、広く周知を図り展開をしていきます。

行政においては、今回市民主体で考え掲げられたまちづくりの目標に向かい、基本計画において、具体的にその取組を示すこととします。

1 小林市のまちづくりの基本理念

「小林市まちづくり基本条例」第2章により、「第2次小林市総合計画」における「まちづくりの基本理念」を次のとおりとします。「まちづくりの基本理念」とは、まちづくりを推進していく上で基本となる考え方です。

～まちづくりの基本理念～

- ①まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。
- ②まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。
- ③まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。

「小林市まちづくり基本条例」の冒頭の一文です。

「まちづくりは誰のもの わたしのも、あなたのも、みんなのもの」

わたしたちの暮らす小林市は、南西部には霧島連山を、北部には九州山地を望み、山の恵みを湛えた湧水などに恵まれた自然環境、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれた愛すべきまちです。

さらに、全国でも有数の和牛生産をはじめとした畜産業、メロン・ぶどう・栗・露地野菜などを生産する農業、豊富な森林資源を活用した林業、商工業との連携の中で発展してきました。

これからも自然や文化、産業の調和を図りながら、市民が力を合わせて「ふるさと小林市」を守り育てていかなければなりません。

また、社会環境の大きな変化や予測のできない自然災害の中でも、市民それぞれが自ら生き抜く意志を持ち、お互いの助け合い・支え合いの心を持って、絆を育んでいくことが必要です。

わたしたちは、子どもからお年寄りまでみんなが安心して健康で幸せに暮らしていけるまちをめざして、ひとり一人がまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、協働によるまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

2 小林市のまちづくりの基本方針

2-1 将来都市像

みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市

～みんなで一緒に 笑顔があふれる とても素晴らしいまち小林市を創造しましょう～

「みんな」は、市民、地域、団体、企業、行政及び本市を応援してくださる人々を意味します。

「てなむ」は、「一緒に」という意味の西諸弁です。協働、助け合い、支え合い、触れ合い、交流を意味します。

「笑顔あふれる」は、住んでいる人が生きがいを持ち健康で安心して幸せに生活することで笑顔があふれ、本市を訪れる人々も“来てよかった”と笑顔があふれる、というような、本市に関わる人々が笑顔になれる状態を意味します。

「じょじょんよかところ」は、「とても素晴らしいところ」という意味の西諸弁です。住んでよいまち、来てよいまち、遊んでよいまち、自然や地域資源があふれるよいまち等、素晴らしいことがあふれているまちを意味します。また、市民が我がまちを誇りに思う気持ちも含まれます。

本市は、「小林市まちづくり基本条例」を制定し、協働によるまちづくりを推進することをまちづくりの基本理念としています。

この将来都市像は、「てなむ」＝「協働」して、市民が主役の、市民や本市を応援いただく全ての人々と共にまちづくりを推進し、人々が健康であり笑顔で、「じょじょんよかところ」＝「地域・自然・文化・歴史等がきらきら輝くとても素晴らしいまち」を、オール小林で実現させよう、ということを表現しています。

また、本市の文化の一つであり、かつ、現在、地域の宝として活性化の起爆剤として活用している“方言”を使用したのは、オール小林でまちづくりを推進するに当たり、市民全体に親しまれやすいものにすること、駅伝のたすきのように、方言を受け継いでいくことで、未来へつながる持続可能なまちづくりを展開する、という思いや願いを込めて、将来都市像の一部に使用するものです。

「第2次小林市総合計画」は、このようなまちを実現するための計画となります。

2-2 協働の取組

市民における協働の取組については、3施策の大綱において示すものとし、行政における取組については、基本計画において具体的に示すものとし、

参考（「小林市まちづくり基本条例」抜粋）

第3章 市民の権利と責務

（市民の責務）

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に得るよう努めるものとする。
- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
- 4 市民は、地域コミュニティの果たす役割を認識し、その活動に参加又は協力するよう努めるものとする。

（中 略）

第5章 市長等の責務

（市長の責務）

第9条 市長は市政の代表として、公正かつ誠実な市政運営を行うとともに、市民の意向を適切に把握し、総合的かつ効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市長は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければならない。
- 3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。

（市職員の責務）

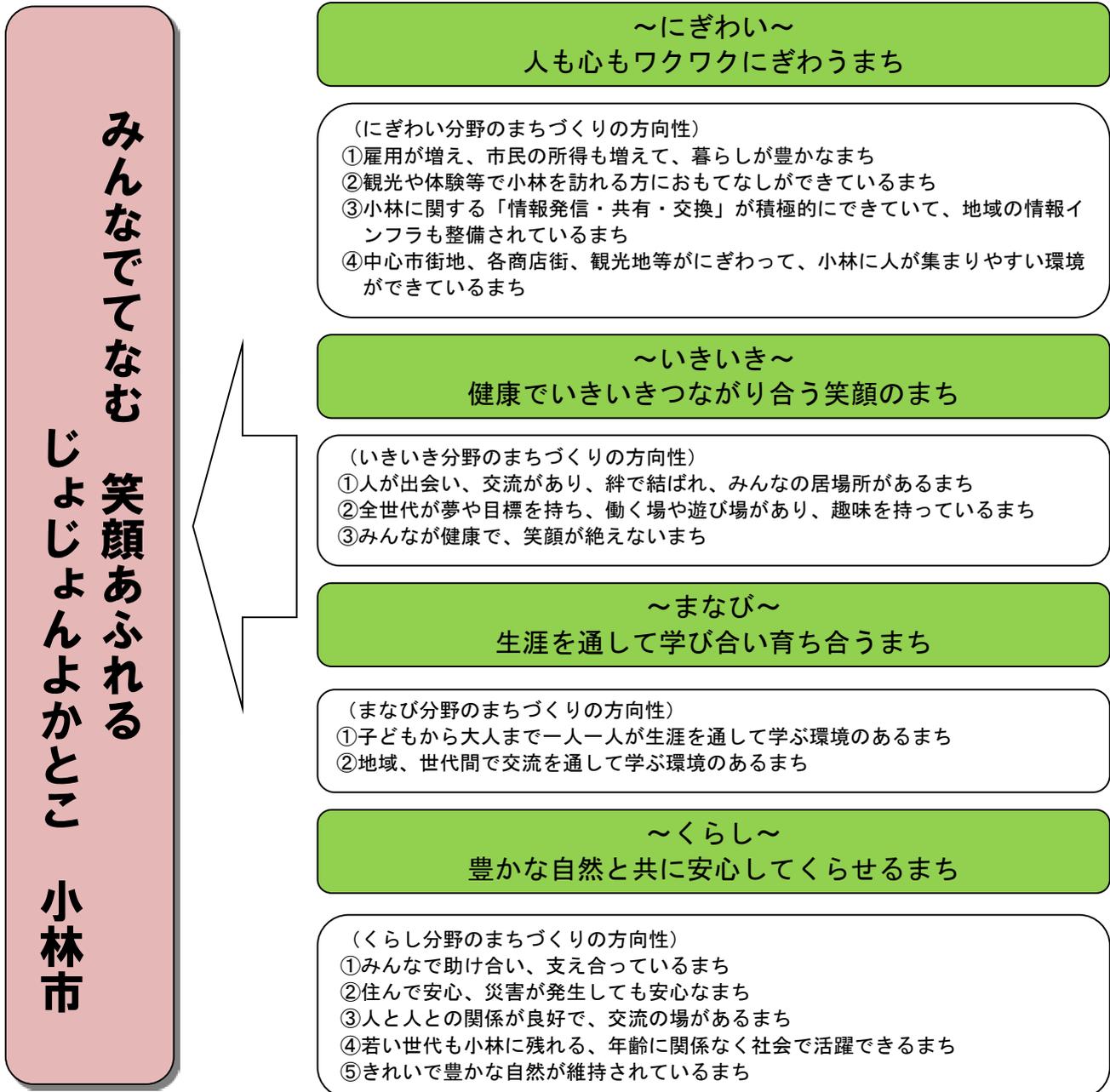
第10条 市職員は全体の奉仕者として、市民のためにこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市職員は、職務遂行に必要な能力の向上に努め、市民に質の高い行政サービスの提供を図り、市民の信頼を得るよう努めなければならない。
- 3 市職員は、市民であることを自覚し、まちづくりに自主的かつ積極的に参加しなければならない。

3 小林市のまちづくりの施策の大綱

各分野のまちづくりの目標や方向性について、次のように定めます。

- ① 「にぎわい」分野…農業、畜産業、商・工・観光業、移住・定住、シティプロモーション 等
- ② 「いきいき」分野…福祉、高齢者、介護、健康づくり、医療、子育て 等
- ③ 「まなび」分野…学校教育、社会教育、スポーツ 等
- ④ 「くらし」分野…災害、生活基盤、水道、住宅、環境保全 等



3-1 「にぎわい」分野

(1) まちづくりの目標

「にぎわい」分野の目標を次のように定めます。

人も心もワクワクにぎわうまち

～まちづくりの目標の考え方～

雇用が創出され、市民の「所得」の向上も図られ、豊かな地域資源を小林の人のやさしさ、温かさによる「おもてなし」の心で付加価値を高め活用し、「情報発信・共有・交換」が積極的に行われ、「人が集まる」にぎわうまちにしたいという意見をまとめて「人も心もワクワクにぎわうまち」をまちづくりの目標としています。

※市民ワークショップ抽出キーワード…「所得」「おもてなし」「人が集まる」「情報投資」

(2) まちづくりの方向性

「にぎわい」分野のまちづくりの方向性を次のように定めます。

- ①雇用が増え、市民の所得も増えて、暮らしが豊かなまち
- ②観光や体験等で小林を訪れる方におもてなしができているまち
- ③小林に関する「情報発信・共有・交換」が積極的にできていて、地域の情報インフラも整備されているまち
- ④中心市街地、各商店街、観光地等がにぎわって、小林に人が集まりやすい環境ができているまち

(3) 目指すべき状態

「にぎわい」分野の目指すべき状態を次のように定めます。

① 人が集まること

子どもから高齢者まで、観光、合宿及びスポーツで訪れる人も、会社も小林に集まってくる状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 豊かな地域資源を市民総ぐるみでPRします。

② 豊かな地域資源が活用されていること

水、食べ物、方言、景観、人等の地域資源が豊富で、それが活用されている状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 地域資源に改めて目を向け、その大切さや魅力を感じ活用、発信します。

③ 暮らしが豊かなこと

経済的にゆとりがあり、文化にあふれ、道路や交通、情報、施設等のインフラも整備されている状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 所得の向上による経済的な豊かさを求め、かつ、文化あふれるまちづくりを進めることで精神的な豊かさを求めます。

④ 働きがいがあること

働きたい場所があり、働くことに達成感がある状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 企業対抗運動会や情報交換会等の異業種交流の場を設けます。

3-2 「いきいき」分野

(1) まちづくりの目標

「いきいき」分野の目標を次のように定めます。

健康でいきいきつながり合う笑顔のまち

～まちづくりの目標の考え方～

交流、出会い、絆、居場所等の「つながり」を大切にし、夢、目標、働く場、趣味等市民が「いきがい」を持ち、子どもも大人も「健康で笑顔」でいられるまちにしたい、という意見をまとめて「健康でいきいきつながり合う笑顔のまち」をまちづくりの目標としています。

※市民ワークショップ抽出キーワード…「つながり」「いきがい」「健康・笑顔」

(2) まちづくりの方向性

「いきいき」分野のまちづくりの方向性を次のように定めます。

- ①人が出会い、交流があり、絆で結ばれ、みんなの居場所があるまち
- ②全世代が夢や目標を持ち、働く場や遊び場があり、趣味を持っているまち
- ③みんなが健康で、笑顔が絶えないまち

(3) 目指すべき状態

「いきいき」分野の目指すべき状態を次のように定めます。

① 出会いふれあい支え合いがあること

子どもから高齢者まで世代間でも各世代でも、地域のつながりがあって、交流がしやすく、祭りやイベント等も行われている状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 地域であいさつ運動をします。
- ・ 世代間交流をします。
- ・ 地域で交流の場を設けます。

② 健康・いきがいがあること

心身ともにゆとりがあり、病気の予防ができ、夢、生きる目標がある状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 趣味を持ちます。
- ・ ボランティア活動等をします。
- ・ 各種健（検）診を年1回受診します。
- ・ 生活習慣を見直し、規則正しい生活をします。

③ 高齢者が元気でいること

高齢者それぞれの体力や能力に応じて社会活動や経済活動に積極的に参加し、高齢者が自宅で生活できている、生きる目標がある、交流がある及び地域で見守られている状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 交流の場を設けます。
- ・ お互いを認め合います。
- ・ 高齢者宅を訪問します。
- ・ 高齢者に声掛けをします。

④ 障がい者が夢や目標を持ち生活できること

障がい者が、地域社会の一員として自立し、安心して暮らせる状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 交流の場を設けます。
- ・ お互いを認め合います。

⑤ 子育てがしやすいこと

子どもが家庭、地域、仲間（同世代のつながり）、職場、学校、保育所等で見守られており、病院や遊び場がある状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・見守りをします。
- ・子育て世代を応援します。
- ・子育てしやすい職場環境を作ります。

⑥ 子どもから高齢者まで安心して医療が受けられること

子どもから高齢者まで必要なときに必要な医療が受けられる状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・お薬手帳を有効に活用します。
- ・かかりつけ医を持ちます。
- ・医療機関への時間内の適正受診をします。

3-3 「まなび」分野

(1) まちづくりの目標

「まなび」分野の目標を次のように定めます。

生涯を通して学び合い育ち合うまち

～まちづくりの目標の考え方～

「子どもから大人まで」、一人一人が継続的に学び合う「環境（場・機会）」が確保され、地域等での交流の中で互いに学び合い育ち合う「世代間交流」が行われているまちでありたい、という意見をまとめて「生涯を通して学び合い育ち合うまち」をまちづくりの目標としています。

※市民ワークショップ抽出キーワード…「子どもから大人まで」「環境（場・機会）」
「世代間交流」

(2) まちづくりの方向性

「まなび」分野のまちづくりの方向性を次のように定めます。

- ①子どもから大人まで一人一人が生涯を通して学ぶ環境のあるまち
- ②地域、世代間で交流を通して学ぶ環境のあるまち

(3) 目指すべき状態

「まなび」分野の目指すべきまちの状態を次のように定めます。

① みんながいつまでも学べること

いつまでも健康で学ぶことができる状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 市民一人一人が「学び」と「健康」に興味を持ち、交流の場に参加します。
- ・ 互いに声をかけ合い、学び合い育ち合います。

② 市民総がかりの教育が行われていること

地域と学校が協働で教育に取り組んでいる状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・子どもたちに働く姿や地域活動に取り組む姿を見せます。
- ・子どもたちに特技や技能を伝えます。

③ だれでもいつでも学べる・学ばせる場が整っていること

市民が自ら学びの場に参加することで、地域間の交流、世代間の交流が図られている状態、環境によって学ぶことを諦めることがない状態、互いに認め合い高めあうことができる状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・個人のスキルを高め、学びの場で共有します。
- ・人財（市民の宝）をつなげていきます。

④ 身近に文化・芸術を感じられること

多様な文化・芸術が身近にある状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・文化・芸術の新たな分野に興味、関心を持って参加します。
- ・世代間で地域の歴史・伝統を語り継ぎ、文化・芸術を広めます。

⑤ いつまでもスポーツができること

ジュニア（部活）～社会人～シニアの各ステージで楽しみながらスポーツができる状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・自らスポーツに積極的に取り組み、健康な生活を送ります。
- ・スポーツを通して交流し、心身ともに健康でいます。

⑥ 食について学べること

人材や資源を活用し、地域や学校等で食に関して学べる状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 家庭での食生活を整えます。
- ・ 家庭料理、郷土料理を伝承します。

3-4 「くらし」分野

(1) まちづくりの目標

「くらし」分野の目標を次のように定めます。

豊かな自然と共に安心してくらせるまち

～まちづくりの目標の考え方～

人と人との良好な関係や交流があり、みんなで助け合い、支え合い、認め合い、災害が起きてもみんなの絆で安心なまち、本市のきれいで豊かな自然を維持し、自然と共に暮らせるまちにしたいという意見をまとめて「豊かな自然と共に安心してくらせるまち」をまちづくりの目標としています。

※市民ワークショップ抽出キーワード…「自助・共助」「安心の維持」「支え合い・認め合い」「生活しやすい」「自然・環境」

(2) まちづくりの方向性

「くらし」分野のまちづくりの方向性を次のように定めます。

- ①みんなで助け合い、支え合っているまち
- ②住んで安心、災害が発生しても安心なまち
- ③人と人との関係が良好で、交流の場があるまち
- ④若い世代も小林に残れる、年齢に関係なく社会で活躍できるまち
- ⑤きれいで豊かな自然が維持されているまち

(3) 目指すべき状態

「くらし」分野の目指すべきまちの状態を次のように定めます。

① 災害時にみんなが助け合えること

子どもから大人までみんなが自ら行動でき、助け合える状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 災害について関心（危機感）・基礎知識を持ちます。
- ・ 避難所の確認を行います。
- ・ 防災訓練を実施したり、自主的に参加します。
- ・ 「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ちます。

② 美しい自然が残り、いつまでもきれいなおいしい水が飲めること

現在の美しい自然が残り、きれいなおいしい水が維持された状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ ごみを減量化し、不法投棄を許さない努力、活動をします。
- ・ 自然保護のための循環型（リサイクル）社会を推進します。
- ・ 環境への意識を向上し、自然の豊かさ、現状を学習しPRします。
- ・ 河川浄化に取り組めます。
- ・ 水について知識を深め、水資源の保護に努めます。
- ・ 節水に努めます。
- ・ ごみを分別します。
- ・ 公害の発生防止に努めます。
- ・ 省エネルギーに取り組めます。

③ 安心して住めるまちであること

災害時においても、住宅や上下水道等が安心できる状態、ライフラインの早期復旧が望める状態、火災や交通事故、犯罪の少ない状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ 心にゆとりを持ちます。
- ・ マナーを守ります。
- ・ 地域で見守ります。
- ・ 耐震性のある住宅に住みます。
- ・ 自主的な地域安全活動を行います。

④ 隣の顔が見え、支え合うまちであること

隣近所で日常的にコミュニケーションがとれる状態を目指します。

～協働の取組～

《市民の目標》

- ・ あいさつを心がけます。
- ・ 全ての市民が自治会に加入します。
- ・ 交流の場や地域でコミュニケーションを図り、関心を持ち協力します。
- ・ 相談窓口等を利用、活用します。
- ・ 積極的にコミュニケーションツールを利用します。
- ・ 市政に対し積極的に参画します。
- ・ コミュニティ活動に自主的、積極的に参加します。

第 1 部 総論

1 第2次小林市総合計画の考え方

1-1 計画策定の趣旨

本市では、平成29年度に「第2次小林市総合計画」を施行しました。これは、本市の基本理念である「小林市まちづくり基本条例」第12条で、市の最上位計画として策定が義務付けられているもので、同条例の内容を反映させ、その具現化を図ることを目的としています。

「第2次小林市総合計画」は、①地域の長期的な構想である基本構想、②基本構想の実現に向けた中期計画である基本計画と地区別計画、③基本計画の実現に向けた短期計画である実施計画から構成されています。このうち、基本計画の全体の計画期間は9年間とし、5年目で計画の見直しを行うこととなっています。平成29年度の基本計画施行から5年が経過し、令和3年度に満期を迎えることから、新たに「第2次小林市総合計画」の「後期基本計画」を策定するものとします。

1-2 計画の構成

「第2次小林市総合計画」は、基本構想、基本計画、地区別計画、実施計画から構成されています。今回は、以下の計画のうち基本計画の策定を行います。

○ 基本構想

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画です。基本構想は地域社会を対象とした計画として、市民主体で策定し、「小林市まちづくり基本条例」における市民の責務を具体化し、協働できる計画としています（対象：地域、策定主体：市民）。

○ 基本計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、行政の責務を具体化した計画です。基本計画は行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します。施策体系は組織、内容は令和2年度に施行した「第2期てなんど小林総合戦略」との整合を図ります（対象：行政、策定主体：行政）。

○ 地区別計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本施策のうち、市民の責務をより具体化した計画です。地区別計画は地区を対象とした計画として、具体的には「きずな協働体」を主体として策定します（対象：地区、策定主体：地区（きずな協働体））。

○ 実施計画

基本計画で定められた市の施策を、具体的にどのように実施していくかを明らかにするための計画です。実施計画は予算と一体化した計画とします（対象：行政、策定主体：行政）。

図表：計画の体系図

期間	種類	内容	策定方法	各主体の責務
普遍的	基本理念	基本理念：小林市まちづくり基本条例	条例第2章（第4条）から引用	
長期	基本構想	基本構想（対象：地域、策定主体：市民）	市民が策定。 市民WSで出された意見を最大限尊重して策定	市民の責務を記載
中期	基本計画	地区別計画（対象：地区、策定主体：地区）	きずな協働体単位で策定	地区の責務を記載
		基本計画（対象：行政、策定主体：行政）	行政で策定	行政の責務を記載
短期	実施計画	実施計画（対象：行政、策定主体：行政）	行政で策定	

※地域…ここでは市域全体を意味します。

※市民…市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体

※地区…きずな協働体（設立されたところから順次策定）

※行政…市の執行機関

※WS…ワークショップ

1-3 目標年次

基本構想は長期的な将来像を展望する計画で、計画期間は9年間としています（平成29年度～令和7年度）。基本計画の計画期間は、前期は5年間（平成29年度～令和3年度）、後期は4年間（令和4年度～令和7年度）です。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や経済環境等の変化に応じて、柔軟に改定することとします。実施計画の計画期間は3か年とし、予算と一体化した計画として予算編成等に合わせて毎年度ローリングします。

図表：計画の期間

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
基本構想	9年								
	5年					4年			
基本計画	5年					4年			
市長任期	→←								
実施計画	3年								
			3年						
				3年					
				3年					
					3年				
						3年			
							3年		
総合戦略	平成27～令和元年度 第1期てなんど小林 総合戦略			令和2～6年度 第2期てなんど小林 総合戦略					

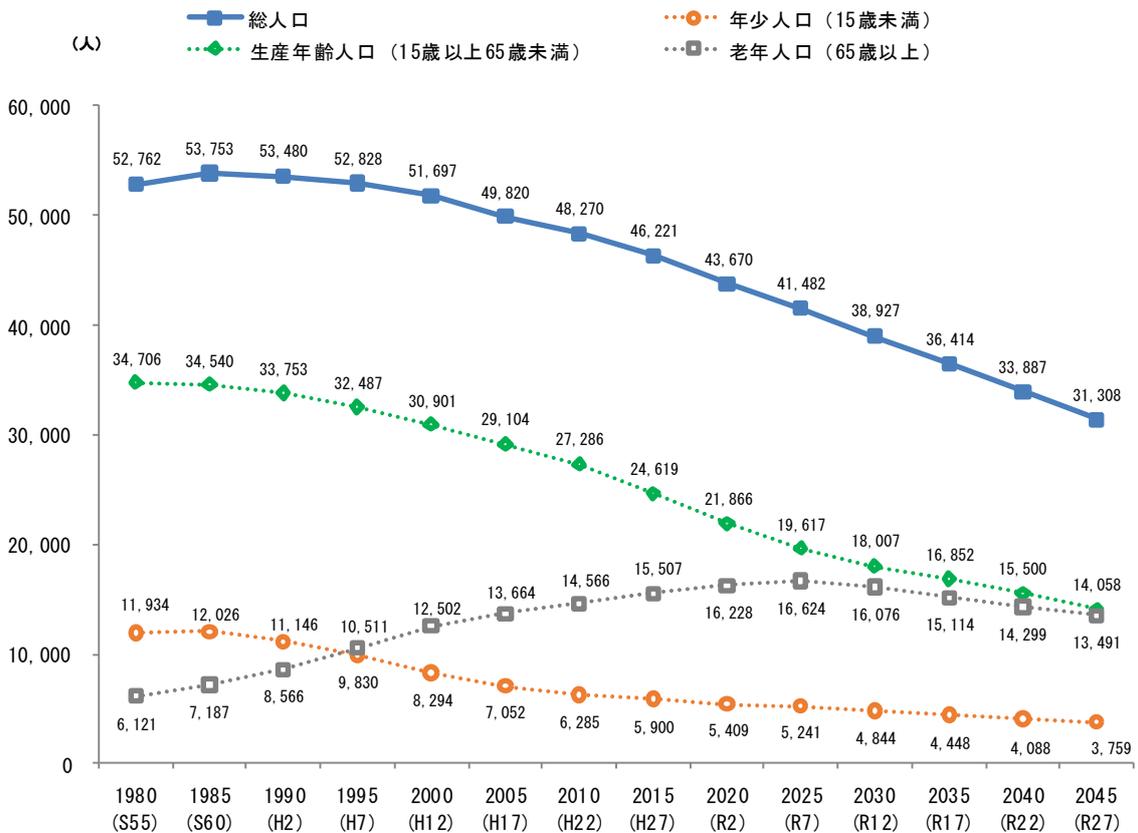
2 本市を取り巻く諸情勢と課題

2-1 小林市の人口動向

平成12(2000)年頃までは50,000人を超えていた小林市の総人口は年々減少を続けており、令和2(2020)年には43,670人となりました。このペースで人口減少が続くと、令和27(2045)年には総人口約31,308人になると推計されています。

特に、「年少人口」(15歳未満)、「生産年齢人口」(15歳以上65歳未満)は継続的に減少し、令和27(2045)年にはそれぞれ3,759人(令和2年=5,409人)、14,058人(令和2年=21,866人)まで減少すると見込まれます。「老年人口」(65歳以上)は増加が続いていますが、令和7(2025)年の16,624人を経て、令和27(2045)年には13,491人になると見込まれます。

図表 年齢3区分別人口の推移と将来推計

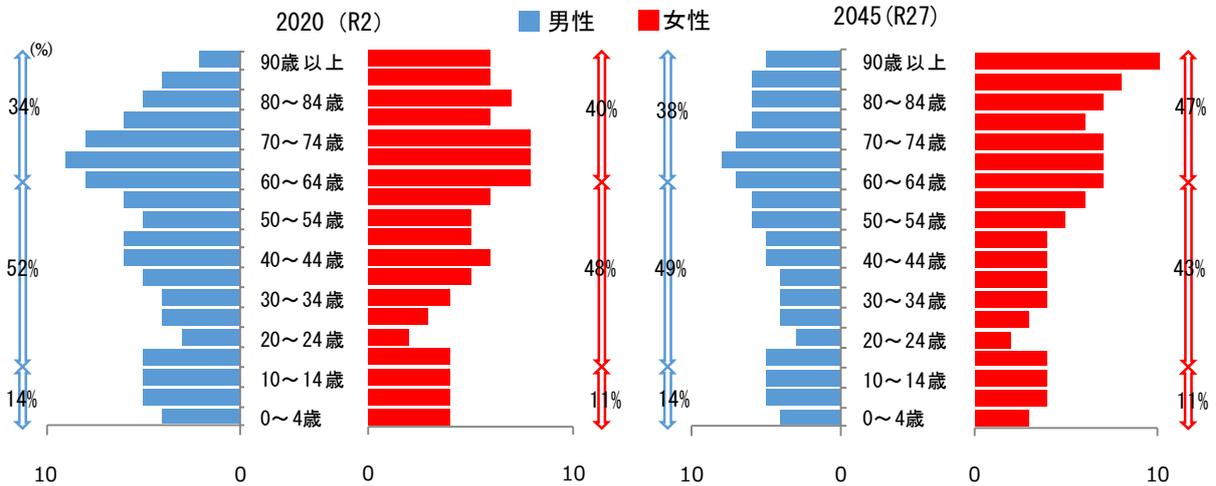


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

2-2 少子高齢化に対応した施策の展開

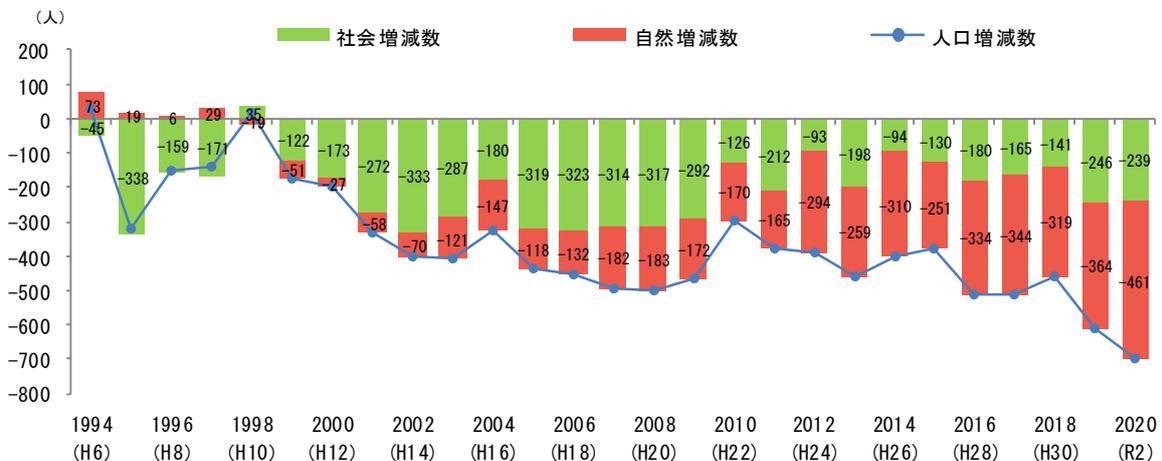
本市では少子高齢化が進んでいます。各性別における老年人口（65歳以上）の割合を、令和2（2020）年と令和27（2045）年で比較すると、男性は4ポイント（34%→38%）、女性は7ポイント（40%→47%）上昇する見込みです。平成12（2000）年以降、自然増減（死亡数と出生数の差）、社会増減（流出数と流入数の差）はマイナスを続けています。特に、令和2年度は出生数がそれまでより大きく減少しており、コロナ禍が本市の人口動向に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。一方で、コロナ禍を契機とした働き方や価値観の変化により、地方回帰の動きが生まれています。これらのことから、人口減少緩和に向けて、出生数の増加や若い世代の仕事創出に加え、高齢者が安心して元気で過ごせるよう、医療、介護の連携や健康づくりの推進が必要です。

図表 人口ピラミッド



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

図表 自然増減・社会増減の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

2-3 経済の動向

本市の平成30年度の総生産は、約1,361億円（対前年度比0.7%増）、産業別には、第1次産業は約162億円（対前年度比0.1%減）、第2次産業は約223億円（対前年度比9.3%増）、第3次産業は約964億円（対前年度比1.3%減）となりました。

総産業に対する各産業の構成比は、第1次産業が11.9%、第2次産業が16.4%、第3次産業が70.8%となっています。平成30年度の人口1人当たりの市内総生産は約5,637千円で、対前年度比で0.4%増加しました。産業大分類別の売上高構成比をみると、本市では「卸売業、小売業」が最も多く、「建設業」、「製造業」、「医療、福祉」、「農業、林業」、「宿泊業、飲食サービス業」と続いています。

● 市内総生産

(単位：百万円、%)

経済活動の種類	平成29年度			平成30年度		
	実数	対前年比	構成比	実数	対前年比	構成比
第1次産業	16,252	1.0	12.0	16,228	△0.1	11.9
第2次産業	20,422	△13.3	15.1	22,327	9.3	16.4
第3次産業	97,708	1.1	72.3	96,402	△1.3	70.8
小計	134,382	△1.4	99.4	134,956	0.4	99.2
輸入品に課される税・関税	2,191	6.9	1.6	2,361	7.8	1.7
(控除)総資本形成に係る消費税	1,406	△13.0	1.0	1,224	△13.0	0.9
合計	135,167	△1.1	100.0	136,093	0.7	100.0

出典：宮崎県総合政策部統計調査課「市町村民経済計算統計表」

● 市民所得

(単位：人、千円、%)

	平成29年度		平成30年度	
	実数	対前年度比	実数	対前年度比
人口	45,174		44,851	
就業者数	24,084	△0.1	24,145	0.3
人口1人当たり市内総生産	5,612	△1.0	5,637	0.4

出典：宮崎県総合政策部統計調査課「現住人口等調査」「市町村民経済計算統計表」

● 産業大分類別売上高構成比（平成 28 年）

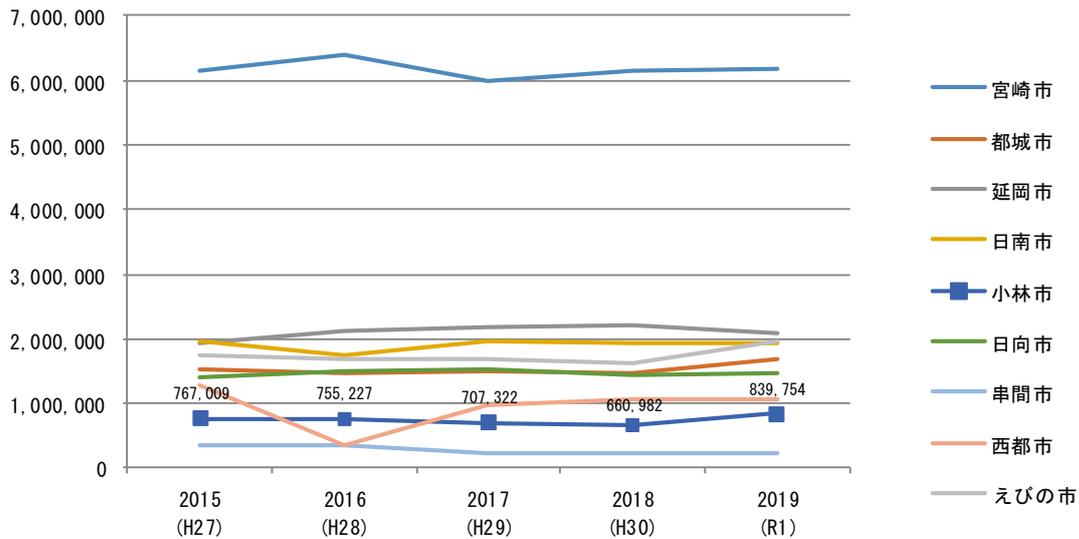
	小林市 (※は全国を上回る産業)	宮崎県	全国
卸売業，小売業	25.2%	30.4%	30.8%
建設業	※20.0%	10.6%	6.7%
製造業	16.5%	18.2%	24.4%
医療，福祉	※15.3%	15.8%	6.9%
農業，林業	※6.3%	2.7%	0.3%
宿泊業，飲食サービス業	※3.9%	2.3%	1.6%
サービス業（他に分類されないもの）	※3.7%	2.2%	2.5%
生活関連サービス業，娯楽業	2.4%	2.8%	2.8%
不動産業，物品賃貸業	2.2%	1.6%	2.8%
学術研究，専門・技術サービス業	1.5%	1.3%	2.6%
運輸業，郵便業	1.4%	3.1%	4.0%
金融業，保険業	0.9%	1.9%	7.7%
教育，学習支援業	0.6%	1.6%	0.9%
漁業	0.0%	0.6%	0.0%
鉱業，採石業，砂利採取業	0.0%	0.1%	0.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0%	0.4%	1.6%
情報通信業	0.0%	1.2%	3.7%
複合サービス事業	0.0%	3.2%	0.6%

出典：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」再編加工

2-4 地域資源の磨き上げ

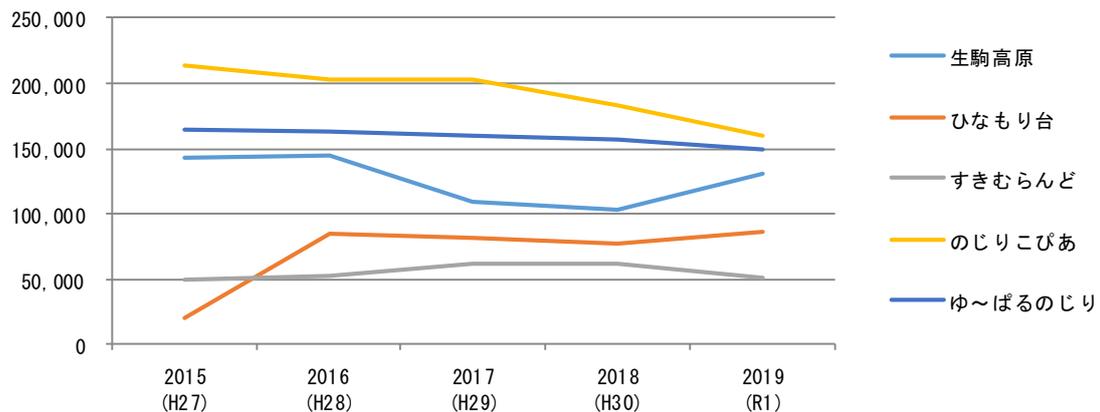
平成27年から令和元年にかけて、小林市の観光客数は約66万人～84万人の間で推移してきました。しかし、令和2年はコロナ禍により、県境や国境を越えた移動が著しく困難となりました。終息時期も不透明であり、厳しい状況にあります。ポストコロナに向けた地域資源の磨き上げとシティセールスを継続的に実施することが重要となります。

図表 宮崎県内各市の観光客数の推移（人）



出典：宮崎県観光入込客統計調査結果

図表 小林市観光地別観光客数（人）



出典：小林市統計書

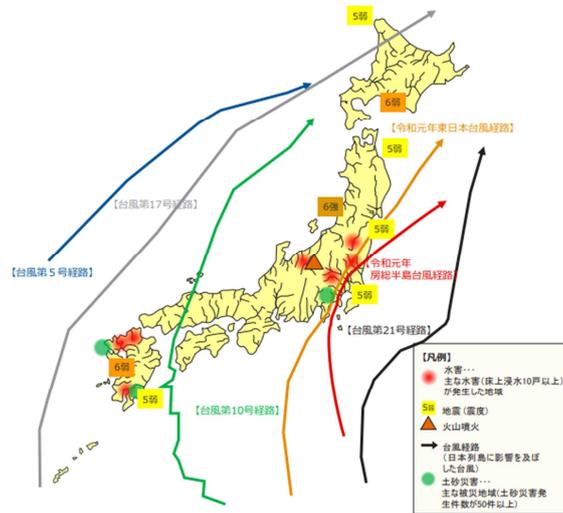
2-5 災害に対応した地域体制の確立

日本はその地理的、自然的条件により、毎年のように台風、水害、土砂災害、地震などの自然災害が発生しています。特に、九州地域では、平成28年の熊本地震が大きな爪痕を残したほか、近年では台風や線状降水帯の発生に伴う豪雨などにより、大きな被害が発生しています。また、新燃岳や硫黄山を始めとする火山噴火への備えも依然として重要になっています。

本市は、協働により「九州一安心安全なまち小林市」を目指しています。

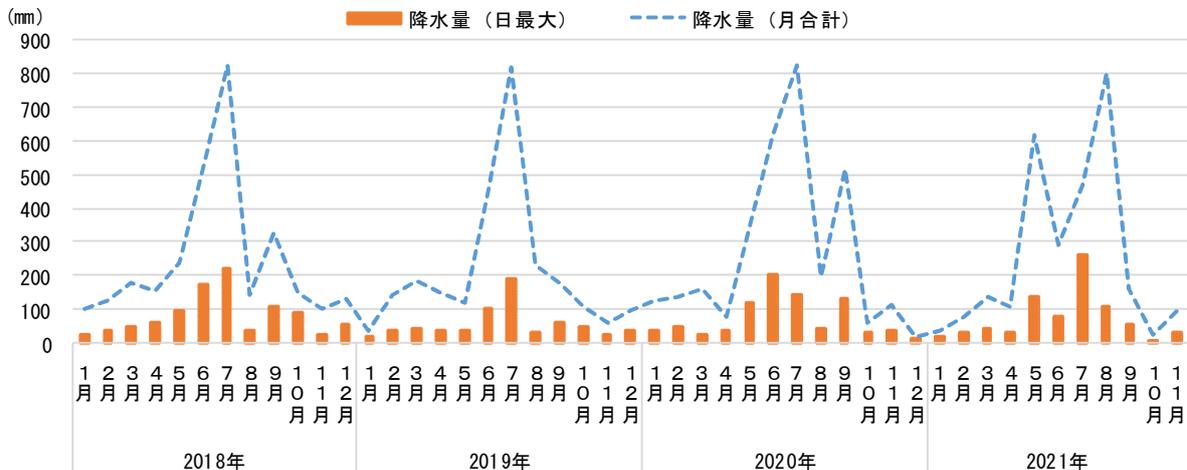
今後も、自助意識の高揚と災害時に市民同士が助け合えるよう、防災教育や自主防災組織の活動を活発化し、安心、安全を守るための施設の充実など多岐にわたる災害の発生に備えることが求められています。

令和元年に発生した主な災害



出典：水害レポート2019（国土交通省）

図表 小林市の降水量（日最大、月合計）の推移



出典：気象庁

2-6 住みよさの向上

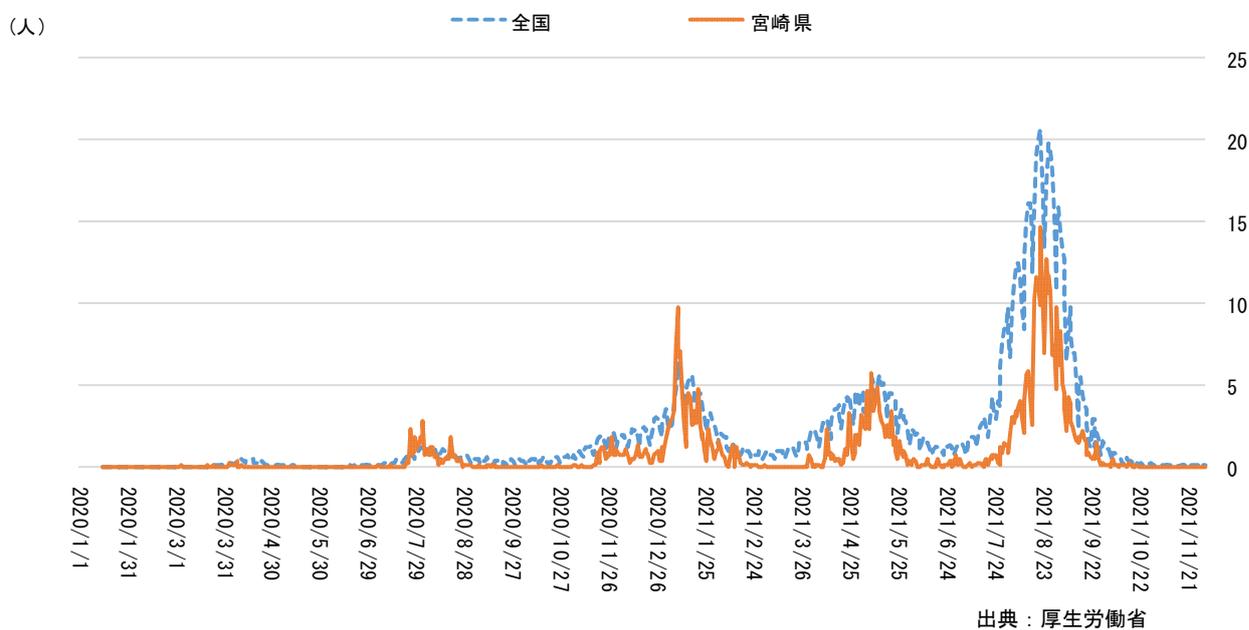
本市の恵まれた自然環境を維持、活用するとともに、市民と行政が一体となって郷土愛を育み、快適な生活環境を形成していくことが引き続き求められます。また、住みよさの向上は域外の人を呼び込むだけでなく、若い世代の地元定着やUターンの促進にもつながります。住みよさの全ての底上げが必要ですが、特に強化する分野を定め、オンリーワンとしての特徴あるまちづくりを進めます。

2-7 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症の終息には、まだ一定の期間がかかるものと予想されます。コロナ禍で発生した新たな課題に対応するとともに、地域医療体制の充実や感染防止対策の徹底、新しい生活様式に対応した行事の企画など「ウィズコロナ」への対応を図ります。

また、終息後の「ポストコロナ」を見据えた施策の展開により、本市の発展につながる取組を進めます。

図表 人口10万人当たり新規陽性者数の推移



2-8 SDGsの推進

SDGsは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成27年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択されました。誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現に向け、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

日本においては、政府が自治体に対して各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においても、SDGsの要素を本計画に反映するため、各基本施策に17のゴールを関連づけることで、持続可能な社会に向けた取組を推進します。



出典：国際連合広報センター

第 2 部 財政運営の基本方針

1 財政運営の基本方針

本市は、本格的な人口減少時代に突入しており、今後は一層の財源の縮減が予想されます。他方、地域の持続可能性を確保するためには、新型コロナウイルス感染症を始めとした複雑な課題を解決するため、新しい施策に取り組むことも不可欠です。

そこで、最少の経費で最大の効果を発揮するため、後期基本計画では次の財政運営の基本方針を定めます。

財政運営の基本方針

① 新規事業の実施

事業の優先順位付けを行い、費用対効果の高い新規事業を積極的に実施する。

② 後期基本計画に基づく予算措置

災害など緊急を要するものを除き、後期基本計画に基づかない事業は原則、予算措置しない。

③ 持続可能な財政運営の確立

徹底した経費の縮減や効果的な財源の配分を行うとともに、財政需要の的確な把握と取捨選択に積極的に取り組む。

④ 公共施設等に係る投資の平準化

財政見通しを踏まえて、公共施設等の更新及び維持管理に係る投資を平準化する。

⑤ 事業の見直し

事業の必要性と実施方法を検証し、事業継続の要否を毎年度検討する。

2 財政目標

本市の財政が持続可能となる最低限の水準として、次の財政目標を設定します。後期基本計画の計画期間内では、本市の行財政運営は原則として、次の財政目標の範囲内で運営されるものとします。

財政目標

- ① 基礎的財政収支（形式収支＋公債費－地方債）：0以上
- ② 財政調整基金残高：15億円以上（令和7年度末）

第 3 部 後期基本計画

後期基本計画の概要

○ 基本計画の位置付け

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、行政の責務を具体化した計画として、基本計画を策定します。基本計画は、行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定します。また、施策体系は組織との整合を図ります。

(対象：行政、策定主体：行政)

○ 目標年次

後期基本計画の計画期間は、4年間（目標年次：令和7年度）とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や経済環境等の変化に応じて、柔軟に改定することとします。

○ 「前期基本計画」の検証結果の反映

「前期基本計画」の計画期間に毎年度実施した行政評価の評価結果や「小林市まちづくり市民アンケート」における基本構想や基本計画、各施策の満足度等を基本施策に反映しました。

○ 基本計画の構成

基本施策の項目は、「実現すべきこと」という基本施策の任務を「ミッション」、基本施策を取り巻く環境を分析したものを「現状と課題」、分析した現状と課題に基づき、課題とされる内容を中心に計画期間4年間の方針を示す「方針」、方針の達成のために「どこまでを実施するのか」という目指すべき状態を「目標」として示しています。そして、基本施策に係る参考として、「目標値」、「主な実施計画事業」、「個別計画」を、基本施策ごとに行政と協働して取り組んでほしいこととして「協働の取組」を示しています。

○ **リーディングプロジェクトの設定**

基本計画の事業のうち、本市の課題を解決するために総合的かつ横断的に組み合わされた事業群を、戦略的かつ優先的に取り組むプロジェクトとして設定したものを、「リーディングプロジェクト」と位置付けます。「リーディングプロジェクト」の設定により、本計画の実効性をより高めることとします。

○ **SDGsの推進**

本市では、後期基本計画の各基本施策とSDGsの目指す17の目標（ゴール）を関連付けることで、本市の目指す将来都市像の実現と持続可能な社会に向けた取組を推進します。

SDGsの17の目標

目標 (ゴール)	目標	目標 (ゴール)	目標
 <p>1 貧困をなくそう</p>	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	【目標10】各国内及び各国間の不平等を是正する。
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	【目標11】包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	【目標3】あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	【目標12】持続可能な生産消費形態を確保する。
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	【目標4】全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	【目標13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	【目標5】ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化(エンパワーメント)を行う。	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	【目標14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	【目標6】全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	【目標15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	【目標7】全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	【目標16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	【目標17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	【目標9】強靭(レジリエント)なインフラ構造、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。		

後期基本計画体系と基本施策に関連する主たるSDGs一覧

基本施策	SDG 主な担当課	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1 にぎわい	(1) 農林水産業を振興します	農業振興課	●		●	●	●
	(2) 畜産業を振興します	畜産課	●				
	(3) 商工業を振興します	商工観光課				●	
	(4) 観光産業を振興します	商工観光課					
	(5) 戦略的なプロモーションを推進します	地方創生課				●	
2 いきいき	(1) 市民福祉の充実を図ります	福祉課	●		●	●	
	(2) 高齢者を支援します	長寿介護課			●		
	(3) 健康づくりを支援します	健康推進課 ほけん課 健康都市推進室			●	●	
	(4) 子ども・子育てを支援します	子育て支援課 健康推進課	●		●	●	
	(5) 地域医療の体制の確保に取り組みます	医療介護連携室 市立病院			●	●	
3 まなび	(1) 学校教育を充実します	学校教育課			●	●	
	(2) 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します	社会教育課				●	
	(3) スポーツ・体づくりを推進します	スポーツ振興課			●	●	
4 くらし	(1) 防災力・災害対応力を高めます	危機管理課 市民課			●		
	(2) 安心・安全で安定した給水を確保します	上下水道課					●
	(3) 良好な住環境の整備を推進します	管財課					
	(4) 生活基盤を整備します	建設課			●		
	(5) 自然環境・生活環境を保全します	生活環境課 上下水道課					●
	(6) 地域生活交通の確保を図ります	企画政策課					
	(7) 市民の人権意識を高めます	市民課					●
	(8) 国際化・多文化共生を推進します	地方創生課					
5 計画の実現に向けて	(1) 効率的かつ効果的な行政経営を行います	企画政策課 総務課 税務課 財政課 地方創生課					
	(2) 市民参画による協働のまちづくりを推進します	企画政策課 選挙管理委員会事務局					
	(3) デジタル化を推進します	企画政策課					
	(4) 公共施設等のマネジメントを推進します	管財課					

エネルギーを みんなにそして クリーンに	働きがいも 経済成長も	産業と技術 革新の基盤 をつくらう	人や国の 不平等を なくそう	住み続けられる まちづくりを	つくる責任 つかう責任	気候変動に 具体的な対策を	海の豊かさを 守ろう	陸の豊かさも 守ろう	平和と公正を すべての人に	パートナ シップで目標を 達成しよう
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナ シップで 目標を達成しよう
	●	●			●			●		●
●	●	●			●	●				●
	●	●			●					●
	●	●								●
	●	●		●						●
	●		●	●						●
				●						●
				●						●
	●			●					●	●
				●		●				●
				●						●
				●	●					●
				●						●
		●		●		●			●	●
				●						●
				●						●
●				●	●	●	●	●		●
		●	●	●						●
			●	●					●	●
			●	●					●	●
	●		●	●					●	●
			●	●					●	●
		●	●	●					●	●
		●		●		●				●

1 にぎわい《人も心もワクワクにぎわうまち》

施策の大綱	1 にぎわい 《人も心もワクワクにぎわうまち》
ミッション	
<p>進行する人口減少と地域経済縮小に歯止めをかけ、持続可能なまちづくりを推進します。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none">● 農林水産業を振興します。● 畜産業を振興します。● 商工業を振興します。● 観光産業を振興します。● 戦略的なプロモーションを推進します。	

基本施策	1－(1) 農林水産業を振興します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● もうかる農業を目指し、担い手農家の規模拡大や生産コストの削減、スマート農業などの省力化及び安定した生産のための機械や施設等の整備を進め、地域に合った新規作物の導入を図ります。また、今までの市場等への青果による出荷だけでなく、農産物に付加価値を付けた6次産業化や流通、販路の開拓による取組等、地域特産物を活用した持続的なローカルフードビジネスの創出と地域ブランドの推進を図ります。 ● 地域で生産される新鮮で安心、安全な農産物を、安定的に供給できる体制を整備します。また、脱炭素社会を目指す農業構造への転換と、持続的で安心、安全な農業・農村の実現を図ります。 ● 地域農業を支える集落の活性化や認定農業者を中心とした担い手農家の育成、意欲ある新規就農者（後継者含む。）の確保に取り組みます。また、集落営農活動の充実を図り、地域の将来像と地域ビジョンを地域全体で話し合う「人・農地プラン」の策定を進めます。あわせて、農地中間管理事業の活用と推進を行い、担い手農家への着実な農地の集積及び集約化を図ります。 ● 畑地かんがい事業については、県営事業の実施地区における円滑な推進と新規採択に向けた地域との話し合いを進め、併せて水を活用した営農を推進します。 ● 林業については、森林の多面的機能を安定的に発揮できるよう伐採後の再造林及び適正管理、路網整備や高性能機械導入による林業の振興を図ります。 ● 水産業については、河川環境の向上と、地域資源である湧水や地域の特色を活用したチョウザメを代表とする内水面漁業の振興を図ります。 	

現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> ● 全国的に高齢化が進む中、2020年農林業センサスの結果によると、農業就業者のうち65歳以上が占める割合は65.2%と本市においても高齢化が進んでいます。さらに、農業就業者数の減少も進み、2015年から2020年までの5年間で4,082人から2,751人と32.6%減少し、特に30歳未満については93人から32人と65.6%減少しています。また、外国人技能実習生についても、コロナ禍により確保が難しい状況となっており、農業就業者の減少と高齢化及びこれに伴う担い手農家の減少が大きな課題となっています。 ● 農地については、農業従事者の減少などにより、集落の維持活動にも支障を来し、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業の活用を実施しているものの、活動が停滞している地区も出てきています。そのため、未整備農地や山間部等の条件の悪い農地などで、耕作者を確保することが困難な状況になっています。 ● 農産物については、人口減少社会の進行と食生活の変化やコロナ禍により、需要が減少している品目があることや輸入農産物の増加による価格の低迷、生産コストの高騰、地球温暖化による気象災害や鳥獣被害の増加等、様々な問題への対応という課題を抱えています。 ● 地産地消及び食育については、生産者の顔が見える新鮮で安心、安全な地元農畜産物を、市民や学校給食等に広く供給する機会の創出が求められています。 ● 林業については、木材単価がやや高い水準にあるものの、今後、輸入材との競争や人口減少に伴う住宅着工戸数の減少等により厳しい森林経営が予想され、林業担い手の減少や再生林が進まない状況の中、管理の行き届かない森林の増加が懸念されます。また、林業担い手の減少に加えシカによる食害の増加等もあり、森林経営意欲の低下につながる懸念があります。 ● 水産業については、河川環境悪化や外来魚による生態系の変化に対応するため、漁業協同組合を通じ稚魚の放流等の活動を行っており、活動の継続が求められています。また、本市の地域資源でもある湧水を活用した養殖業者の持続化も必要となっています。
方針
<p>1 農業の担い手及び新規就農者（後継者含む。）の確保</p> <p>地域農業を守る新規就農者（後継者含む。）の確保と育成を図り、産地を維持し、農業就業者の減少の速度を緩やかにします。あわせて、兼業農家や高齢農業者、女性農業者など広い範囲の農業従事者についても農業の担い手として位置付け、確保を図ります。</p>

<p>2 農地の集積と耕作放棄地の発生防止 担い手農家への農地の集積及び集約化を進め、生産コストの削減を図ります。また、耕作放棄地の発生防止及び解消を図ります。</p> <p>3 農家所得の向上 畑地かんがい事業を推進し、営農形態ごとに機械、施設等やスマート農業等の導入支援を行います。また、ふるさと納税制度や観光振興とも連携した農畜産物のブランド化、6次産業化を推進し、農畜産物に付加価値を付けたローカルフードビジネスの創出を図ります。</p> <p>4 地産地消活動及び食育の推進 「小林市食育・地産地消推進計画」に基づき、地元農畜産物が安定して供給され、地元で消費される機会の創出と学校給食等を通じた食育について、関係機関と連携を図り推進します。</p> <p>5 鳥獣被害の拡大防止 地域ぐるみで鳥獣被害を防止するため、駆除や防護柵による対策を行い、被害の拡大防止に取り組みます。</p> <p>6 森林の適正な管理と環境保全機能の維持 森林の適正な維持管理と林道整備及び機械等の導入支援を行い、森林の持つ環境の保全や水源かん養機能の向上に努めます。また、森林経営管理システムの推進と林業後継者の育成に取り組みます。</p> <p>7 養殖業者への持続化支援 県や関係機関、他産業との連携、地域資源の活用により、養殖業者の持続化のための支援を行います。</p>
目 標
<p>1 農業の担い手及び新規就農者（後継者含む。）が確保された状態 「アグリトレーニングセンター（品目：きゅうり等）」を活用し、関係機関と新規就農者（後継者含む。）の研修から就農までの支援を行います。また、農業法人への雇用型就農に対しても支援を行い、新規就農者（後継者含む。）の確保を目指します。あわせて、兼業農家や高齢農業者、女性農業者などについても農業の担い手として位置付け、確保を目指します。</p> <p>2－（１）地域住民により農地の維持活動が行われ、遊休農地が発生しない状態 多面的機能支払交付金事業や、中山間地域等直接支払交付金事業により、農地の維持管理を行います。また、集落営農組織の設立とともに、既存の集落営農組織の支援と法人化を推進します。さらに、農業委員、農地利用最適化推進委員による啓</p>

発及び広報活動を行い、遊休農地の再生利用と発生の抑制による優良農地の確保を目指します。

2－（２）地域で話し合いが行われ、地域の農業に関するビジョンが明確になった状態

「人・農地プランの実質化」を進め、より地域の実情に応じたプランを作成します。これにより、地域の将来像を描き、中心経営体へ位置付けられた担い手農家への農地の集積及び集約化を推進し、農地の有効活用を目指します。

3－（１）農畜産物のブランド化、ローカルフードビジネスの創出が図られた状態

本市の農畜産物をPRするため、宮崎県産ブランドや他産地との差別化を図るため、ふるさと納税制度と連携した「小林産のブランド化」を進めます。また、LFP（ローカルフードプロジェクト）を推進し、地域の農畜産物を活用した持続的なローカルフードビジネスを創出することで、農家所得の向上を目指します。

3－（２）土地利用型農家の規模拡大と施設園芸農家の効率化が進んだ状態

畑地かんがいを活用した計画的な農業を推進します。各種事業を活用した機械、設備、スマート農業等の導入により土地利用型農業の規模拡大と施設園芸の高品質化、収量の安定化及び栽培管理技術の均一化を目指します。また、拡大志向農家の法人化を推進するとともに、信用度の向上と経営の安定化、雇用の確保を目指します。

4 地元農畜産物を使う回数が増えた状態

本市の新鮮で安心、安全な農畜産物を食材として提供し、市内のイベントや農産物直売所等を活用し、学校給食等を活用した食育と併せて地元農畜産物の有用性の発信ができる体制構築を目指します。

5 有害鳥獣による農作物被害が広がらない状態

地域での追い払い活動や有害鳥獣駆除、各種被害対策により、農作物の被害面積が拡大せず、安心して農作物の生産ができる環境を目指します。

6 林業の活性化で林業後継者の育成を図り、森林経営管理制度による森林管理が促進された状態

林業活動を進める上で重要な生産基盤となる林道の整備、高性能林業機械の導入を進め、林業後継者の育成に努めます。また、森林の持つ多面的機能を維持するための伐採後の再造林面積の割合増加と「森林経営管理制度」による適正な森林経営がされる状態を目指します。

7 地域資源を有効活用し、安定して養殖業ができる状態

県水産試験場内水面支場、観光業者や商工業者と連携し、湧水などの地域資源を活用することで、養殖業の経営の安定化を図り養殖業者数を確保します。

目標値						
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7	
1 新規就農者（後継者含む。）数 (単年度)	28 人	20 人	20 人	20 人	20 人	
2－(1) 耕作放棄地解消面積（単年度）	9.2ha	10.0ha	10.0ha	10.0ha	10.0ha	
2－(2) 「人・農地プラン」策定数（累計）	43 プラン	45 プラン	45 プラン	47 プラン	47 プラン	
2－(2) 担い手への農地の利用集積面積（累計）	3,637ha	3,740ha	3,830ha	3,910ha	4,010ha	
3－(1)(2) 農業総生産額（耕種部門：単年度）	63.2 億円	70.8 億円	70.9 億円	71.0 億円	71.0 億円	
3－(1) 小林版のブランド数（累計）	0 件	10 件	20 件	25 件	30 件	
3－(1) ローカルフードビジネス取組数（累計）	0 件	2 件	3 件	5 件	7 件	
4 地元農畜産物を使った料理教室等の参加者数（単年度）	39 人	75 人	100 人	125 人	150 人	
5 数 (単年度) 有害鳥獣駆除	イノシシ	906 頭	900 頭	1,000 頭	1,100 頭	1,100 頭
	シカ	2,610 頭	2,000 頭	1,800 頭	1,800 頭	1,800 頭

1 にぎわい《人も心もワクワクにぎわうまち》

	サル	8 頭	20 頭	20 頭	20 頭	20 頭
	その他小獣	378 頭	500 頭	500 頭	500 頭	500 頭
6	森林伐採後再造林率（単年度）	56.5%	57.0%	57.0%	57.0%	57.0%
6	林内路網密度（累計）	33.3m/ha	33.4m/ha	33.5m/ha	33.6m/ha	33.7m/ha
6	森林経営管理による意向調査面積（累計）	123ha	1,127ha	2,194ha	2,902ha	3,416ha
6	林業就労者への社会保険等助成者数（単年度）	16 人	20 人	24 人	28 人	32 人
7	養殖業者数（単年度）	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
協働の取組						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の担い手の確保 ・ 集落の現状と将来についての話し合い ・ 肥培管理の徹底と栽培技術の向上 ・ スマート農業の導入 ・ 地域の農畜産物等を活用した持続的なビジネスの創出 ・ 市内産の農畜産物を消費する機会の拡大 ・ 食育の推進 ・ 鳥獣被害の実態把握と被害防止 ・ 植樹祭やみどりの少年団の活動への参加 ・ 養殖技術や品質の向上 						

主な実施計画事業	
事業名	概要
1 担い手育成支援事業	認定農業者を中心とした担い手農家の育成と確保を図る。
1 農業経営の世代交代対策事業	国等の制度を活用しながら、新規就農者（後継者含む。）の確保による農畜産業の担い手育成を行う。
2 多面的機能支払交付金事業 中山間地域等直接支払交付金事業	中山間地域の持つ多面的機能を守り、自立的な農業生産活動の促進を図る。
2 農地中間管理事業	地域での話し合いを通じて担い手への農地の集積及び集約化を進める。
3 農産園芸振興対策事業	規模拡大、スマート農業等による省力化、新品目の導入等を推進し、農家経営の安定を図る。
3 畑地かんがい推進事業	西諸畑地かんがい事業により、水を活用した農業の推進を図る。
3 フードビジネス推進事業	農畜産物等の地域ブランドの推進や付加価値を付けた加工及び流通経路の構築の取組を行う。
4 農産物消費拡大推進事業	地元農畜産物について、地産地消の活動を展開し、併せて食育活動も行う。
5 有害鳥獣駆除対策事業	深刻化する有害鳥獣の被害防止を図る。
6 林業管理事業	林業担い手の育成、森林経営管理制度による森林整備を行う。
6 林道整備事業	多面的機能を安定的に発揮できる森林の整備を推進するための林業専用道の整備を行う。

1 にぎわい《人も心もワクワクにぎわうまち》

7 水産業振興対策事業		水産資源の維持と内水面漁業の振興を図る。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市農業振興計画	本市の農業振興を図るため、具体的な施策の方向性を示す計画	なし	令和4年度～ 令和8年度 5か年
小林市農業振興地域整備計画	農業振興地域に関する計画	農業振興地域の整備に関する法律	平成26年7月～
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	認定農業者の育成に関する計画	農業経営基盤強化促進法	令和4年3月～
小林市鳥獣被害防止計画	鳥獣被害防止（駆除、柵設置等）に関する計画	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律	令和4年度～ 令和6年度 3か年
小林市森林整備計画	森林の整備（造林、伐採等）に関する計画	森林法	平成30年度～ 令和9年度 10か年
第3次小林市食育・地産地消推進計画	食育及び地産地消を推進する計画	食育基本法	平成30年度～ 令和4年度 5か年

基本施策	1－(2) 畜産業を振興します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 後継者及び新規就農者を始めとする担い手の確保・育成による「人づくり」と、各種生産者組織の充実強化による「組織づくり」を推進します。 ● 国等の補助事業を活用したハード・ソフト両面での生産基盤の整備を進め、地域の生産力の強靱化と分業化を推進します。 ● 家畜伝染病を始めとする生産性を阻害する要因のリスク管理により、農場及び地域の防疫レベルの高位平準化を目指します。 ● 飼料、家畜、堆肥及び地域の未利用資源活用という循環型環境保全の推進と、畜産に起因する環境負荷の低減等の取組を推進し、持続的な食料システムの実現を目指します。 ● コロナ禍による社会変容や消費者等の多様なニーズに対応した戦略や輸出を見据えた取組により、食肉の販売力の強化を推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の畜産は、温暖多雨な西南暖地特有の気候など恵まれた自然条件をいかして、地域経済を支える基幹産業として発展してきました。しかし、生産者の高齢化に伴う農家戸数の減少という構造的な問題に加え、昨今のコロナ禍等により畜産物価格が急激に変動するなど、各種価格安定基金等の施策が講じられているものの、安心して経営が継続できる環境が望まれています。 ● 肉用牛肥育、養豚、養鶏においては、規模拡大に伴う経営の安定が図られ、経営者の世代交代は順調に進んでいますが、肉用牛繁殖や酪農においては、担い手の約半数以上を60歳以上が占めるなど、飼養管理者の高齢化や担い手不足が喫緊の課題です。 ● 海外ではアフリカ豚熱や口蹄疫、国内においても豚熱が断続的に発生しており、更に令和2年に本市でも発生した高病原性鳥インフルエンザが全国的に猛威を振るうなど、畜産業は家畜伝染病の発生リスクを常に抱えています。こうした現状を踏まえ、生産農場はもちろんのこと、関係機関が一体となった更なる防疫体制の強化が必要です。 ● 平成29年度から指定管理者制度を導入した市営牧場は、施設の持つ機能を最大限に活用し、地域の繁殖基盤の維持に貢献しています。今後は、最先端技術の導入など更なる機能の強化や新規就農者研修施設としての体制整備が求められています。 	

- 小林市バイオマスセンター及び野尻町有機センターでは、家畜排せつ物の適正な処理が安定的に行われています。しかし、小林市バイオマスセンターは、施設の老朽化に伴う補改修と機械の計画的な更新が必要となっています。また、野尻町有機センターは、耕種農家の利用減少を補うべく新たな販路の拡大が求められています。
- 宮崎牛を始めとした本市畜産物は、生産者と関係機関の一体的な取組により、定時定量による計画的な生産販売体制が構築されていますが、今後は、変わりゆく消費者ニーズやコロナ禍などの社会変容に柔軟に対応していく必要があります。生産現場を含めた販売力の強化と本市の知名度向上につながる取組が求められています。

方針

1 肉用牛の振興

肉用牛繁殖は、スマート農業技術の活用による生産性及び効率性の向上に取り組み、定休型ヘルパーの充実や飼料生産受委託組織等の育成、堆肥センターの活用といった分業化を推進するなど、持続的な次世代継承型生産基盤の構築を図ります。

肉用牛肥育は、増頭により地域内一貫生産体制を維持・向上させ、飼養管理技術の更なる改善による肉質向上と枝肉重量の増加を図るとともに、消費者等から求められる牛肉づくり（おいしさ）に着目した生産体制の構築を図ります。

5年に一度開催される全国和牛能力共進会において、「宮崎牛」の連覇に向けた取組を推進し、関係課と連携した戦略的なプロモーション展開により、「宮崎牛」の主要産地である本市の知名度向上に努め、魅力発信を図ります。

2 酪農の振興

酪農は、生涯生産性に優れた牛群整備等による生乳生産基盤を強化するとともに、酪農ヘルパー等の支援組織や公共育成牧場を活用した分業化を推進し、和牛受精卵を活用した乳肉複合経営による所得の向上により、安定した生乳生産体制の構築を図ります。

3 養豚・養鶏の振興

養豚は、これまでの小規模一貫経営から肥育経営への転換による管理作業負担の低減と生産効率の向上を図り、収益性の高い生産方式の導入を推進します。また、規模拡大意欲のある農家に対し、機能高度化による衛生水準の高い豚舎環境の整備と、感染連鎖リスク防止のため農場の分散管理を推進します。

養鶏は、適正な飼養環境の整備による生産性の向上を図り、意欲ある農家の規模拡大による省力化及びコスト低減に努め、需要の動向に即した計画的な生産基盤の強化を図ります。また、AIやICT技術を積極的に活用し、作業員間の接触を可能な限り減らす取組を行うなど、疾病対策を考慮した生産体制の構築を図ります。

4 家畜防疫の強化

家畜防疫については、野生動物の侵入防止対策など飼養衛生管理基準の遵守及び

指導を徹底した「農場防疫」と、関係機関との役割を明確化するなど地域ぐるみでの防疫体制が構築された「地域防疫」の強化による、防疫レベルの高位平準化を目指します。

5 環境保全の推進

今後の規模拡大に対応した持続可能な畜産経営の展開を図るとともに、脱炭素社会の実現を目指し、畜産バイオマスから電力等へのエネルギー転換の検討と、耕畜連携の更なる強化により資源循環の促進に取り組みます。

6 食肉の販売力の強化

ポストコロナにおける新しい生活様式に対応した販売戦略によるプロモーション活動や、輸出先国から求められる検疫等の規格基準に準拠した衛生管理手法の生産段階への導入等により、食肉の販売力の強化を目指します。

目 標

1－（１）分業化等により持続的に安定して経営できる状態（肉用牛繁殖）

繁殖雌牛の飼養頭数の維持を図るため、定休型ヘルパーの分業化を推進し、最先端技術を活用した分娩間隔の短縮等により子牛生産を維持させることで、持続的に安定して経営できる状態を目指します。

1－（２）増頭と肉質向上により所得向上が図られる状態（肉用牛肥育）

増頭による規模拡大に努め、選抜による適正出荷と徹底した個体管理による産肉性の向上により、所得の向上が図られる状態を目指します。

2 生乳生産が安定して行える状態

1頭当たりの年間乳量を増加させることで生乳生産量の維持に努め、和牛受精卵を活用した所得の向上と分業化の推進により、安定した経営が行える状態を目指します。

3－（１）飼養頭数の維持・拡大が図られる状態（養豚）

施設整備及び機械導入に対する支援を行うことで、飼養頭数が維持及び拡大された状態を目指します。

3－（２）規模拡大及び生産性の向上が図られる状態（養鶏）

家畜伝染病の侵入防止対策を更に徹底し、施設整備、機械導入及び生産性改善に対する支援を行うことにより、規模拡大及び生産性の向上が図られた状態を目指します。

4 地域ぐるみの防疫体制が図られた状態

飼養衛生管理基準の遵守及び指導の徹底による「農場防疫」と、自衛防疫推進協議会と連携した啓発活動等による「地域防疫」が強化された状態を目指します。

<p>5 畜産系バイオマス資源の活用が図られる状態 畜産経営の規模拡大が進む中、家畜排せつ物の適正な管理と利用を推進し、畜産系バイオマス資源の活用が図られた状態を目指します。</p>					
<p>6 社会構造の変容に対応した食肉の販売力の強化が図られた状態 ポストコロナにおける新しい生活様式に対応した食肉販売体制を推進し、本市の知名度向上と食肉の販売力が強化された状態を目指します。</p>					
目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 肉用繁殖牛の飼養頭数（単年度）	12,707 頭	12,700 頭	12,700 頭	12,700 頭	12,700 頭
1 和牛子牛の出荷頭数（単年度）	9,533 頭	9,500 頭	9,500 頭	9,500 頭	9,500 頭
1 肉用肥育牛の飼養頭数（単年度）	18,723 頭	18,900 頭	19,000 頭	19,000 頭	19,000 頭
2 1 頭当たりの年間乳量（単年度）	10,149kg	10,170kg	10,180kg	10,190kg	10,200kg
3 肉豚の出荷頭数（単年度）	168 千頭	171 千頭	174 千頭	177 千頭	180 千頭
3 肉用鶏の出荷羽数（単年度）	16,351 千羽	17,976 千羽	18,509 千羽	18,776 千羽	19,043 千羽
4 家畜伝染病発生病件数（単年度）	2 件	0 件	0 件	0 件	0 件
6 畜産総生産額（単年度）	353.3 億円	363.9 億円	368.3 億円	370.6 億円	372.9 億円

協働の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の確保、育成及び組織力の強化 ・ 持続的な次世代継承型生産基盤の構築 ・ 補助事業等を活用した生産基盤の整備 ・ スマート農業技術を活用した生産性及び効率性の向上 ・ 安定した畜産物の供給体制の整備 ・ 飼養衛生管理基準の遵守の徹底 ・ 家畜排せつ物の適正処理の推進 ・ 環境保全に配慮した持続可能な畜産の実現 ・ 食肉の販売力強化 	
主な実施計画事業	
事業名	概要
1 肉用牛振興対策事業	本市畜産の基幹作目である肉用牛の振興対策として、改良及び新生産技術の導入を図り、規模拡大による増頭対策や高品質の牛肉生産を促進する。
1 優良肉用雌牛購入資金貸付事業	市内の繁殖農家に対して、優良雌牛の購入資金の貸付けを行い、地元保留を推進し、改良更新による繁殖基盤の強化を図る。
1 肉用肥育素牛購入資金貸付事業	肉用肥育経営の規模拡大に意欲的に取り組む肥育農家に対して、肉用肥育素牛の購入資金の貸付けを行い、地域内一貫体制を構築する。
1 牧場管理運営事業	民間事業者等の有するノウハウを広く活用し、農家の飼養管理の負担軽減を図るとともに、地域の和牛子牛頭数の維持に貢献する。
2 酪農振興対策事業	優良乳用牛による生乳生産量の維持と酪農公社を活用した後継牛の確保に取り組むとともに、酪農ヘルパー組合の活用による労働の軽減を図る。
1・2・3 畜産競争力強化対策整備事業	畜産クラスター協議会に所属する地域の中心的な経営体を実施する規模拡大、飼養管理作業の効率化、バイオセキュリティ機能の向上等に資する施設・設備の整備費に要する経費の一部を助成することにより、地域における畜産の収益性の向上を図る。
1・2・3・4 家畜衛生対策事業	小林市自衛防疫推進協議会等と連携し、各衛生対策事業を実施する。

1 にぎわい《人も心もワクワクにぎわうまち》

5	バイオマスセンター管理運営事業 野尻有機センター管理事業	小林市バイオマスセンター及び野尻町有機センターにおいて、畜産農家の家畜排せつ物の受入れ・処理と良質な堆肥製造を行い、資源循環型社会の実現に貢献する。	
6	農畜産物消費拡大推進事業	小林市農畜産物消費拡大推進協議会と連携し、本市産の畜産物の普及推進、消費拡大事業を実施する。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市酪農・肉用牛生産近代化計画	酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための計画	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	平成28年度 ～令和7年度 10か年
小林肉用牛クラスター計画	肉用牛の生産基盤の強化等に資する計画	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	平成27年2月～
宮崎県酪農クラスター計画	生乳生産基盤の強化等に資する計画	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	平成27年2月～
小林市養豚クラスター計画	養豚の生産基盤の強化等に資する計画	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	平成27年2月～
西諸県地域肉用鶏クラスター計画	養鶏の生産基盤の強化等に資する計画	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱	平成28年6月～
小林市バイオマス活用推進計画	農山村地域におけるバイオマス活用の一体的かつ効果的な推進を図るための計画	バイオマス活用推進基本法	平成26年度 ～令和5年度 10か年
小林市バイオマス産業都市構想	市内に存在する家畜排せつ物等の活用により、循環型社会の形成、農畜産業の振興を目指すための計画	バイオマス産業都市募集要領	平成26年度 ～令和5年度 10か年
西諸県東南地域「人・牛プラン」	地域が肉用牛の魅力ある主産地で在り続けることを目指した取組方針を掲げた計画	なし	令和2年度 ～令和6年度 5か年

基本施策	1－(3) 商工業を振興します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 商工業の振興においては、商工団体等の各種事業やイベントへの積極的な支援を行い、商工団体等を協働のパートナーとして明確に位置付けます。また、商工団体等との連携により、新規創業者、起業者、地元商工業者及び消費者への各種支援を行い、市内における消費拡大や市内事業者の経営の安定化及び拡大を図ります。 ● 雇用機会の拡大や産業の活性化に効果の見込める企業立地を推進するため、立地及び支援体制の充実を図ります。また、地元企業に対する人材確保支援等による雇用環境整備を図るとともに、情報や就労機会の提供等による就労支援を図ります。 ● まちのにぎわいを創出し、中心市街地の活性化を図ります。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 商工会議所、各商工会の会員については、その数は維持しているものの、経営者の高齢化やコロナ禍により経営は厳しい状況です。関係機関と連携し、様々な支援を行うとともに経済の発展につなげ、市内事業者の生産性向上と経営の安定化を図る必要があります。 ● 本市の立地企業における新規雇用者数は、確実に伸びてきています。また、市民アンケートでは、働きがいがあると答えた割合や小林公共職業安定所管内の新規高卒者に占める所管内就職率が増加傾向にあるため、引き続き多様な企業を立地することで地域経済の活性化を図る必要があります。 ● 本市の中心市街地は、郊外への大型店の立地等が進んだことにより衰退傾向にあり、市民アンケートにおいても「人が集まっていてにぎわいがある」と感じていない人の割合が8割にのぼります。中心市街地に整備されたTENAMUビルやKITTO小林を拠点施設として、魅力ある中心市街地づくりを行い、市内外の様々な情報発信や交流拠点として位置付ける必要があります。 	

方 針	
<p>1 商工業の振興</p>	<p>商工会議所、各商工会や金融機関等と連携し、経営相談、経営指導等や金融制度等の充実により、経営の安定化、雇用及びワーク・ライフ・バランスを見据えた職場環境の改善を図るとともに、新規創業、起業、事業継承等を支援します。また、本市の経済基盤の中心的存在である中小企業に対する支援を強化しながら、消費喚起事業等に取り組むことにより、ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済の活性化を推進します。</p>
<p>2 雇用機会創出の推進</p>	<p>魅力ある雇用の場を提供するため、経営力のある企業や地域に雇用を生み出す企業、地域資源を活用する企業等の立地を推進します。また、関係機関と連携した就労支援に努め、特に若い世代が安心して働く雇用環境の整備を図るとともに、雇用機会創出のためにテレワーク等の新しい多様な働き方についても推進します。</p>
<p>3 中心市街地活性化の推進</p>	<p>TENAMUビルやKITTO小林を拠点とした中心市街地活性化のための事業に取り組み、にぎわいを創出します。</p>
目 標	
<p>1 商工会議所・商工会の会員数を維持した状態</p>	<p>経営相談、経営指導等や金融制度、新規創業、起業、事業継承等に対する支援を充実し、商工会議所や商工会の会員数を維持した状態を目指します。</p>
<p>2 立地企業の新規雇用者数が増加した状態</p>	<p>経営力のある企業、地域に雇用を生み出す企業、地域資源を活用する企業等の立地を支援し、新規雇用者が増加する状態を目指します。</p>
<p>3 中心市街地の交流人口が増加した状態</p>	<p>にぎわいを創出することで新しい人の流れを創り、交流人口が増加した状態を目指します。</p>

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 商工会議所・商 工会会員数 (累計)	1,281 事業所	1,280 事業所	1,280 事業所	1,280 事業所	1,280 事業所
2 立地企業におけ る新規雇用者数 (単年度)	15 人 (R1)	30 人	30 人	30 人	30 人
2 小林公共職業安 定所管内の新規 高卒者に占める 所管内就職率 (単年度)	31%	35%	38%	40%	40%
3 中心市街地内 における新規起 業者数(単年度)	2 事業所	2 事業所	2 事業所	2 事業所	2 事業所
3 休日歩行者及び 自転車通行数 (単年度)	810 人	1,000 人	1,100 人	1,200 人	1,300 人
3 KITTO小林 の利用人数 (単年度)	6,836 人	7,000 人	7,500 人	8,000 人	8,000 人
3 TENAMUビ ル2階公共スペ ース入館者数 (単年度)	72,950 人	80,000 人	82,000 人	84,000 人	86,000 人
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業者の所得の向上や経営の安定化、雇用及び職場環境の改善と向上 ・ 地域内での積極的な消費活動 ・ 魅力ある雇用の場の提供 ・ 中心市街地のイベント等への積極的な参画と魅力の発信 					

1 にぎわい《人も心もワクワクにぎわうまち》

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1	商工業振興対策事業	市内商工業者の経営の安定化を図る。	
1	金融制度対策事業	金融支援により商工業者、中小企業者及び商店街の経営の安定化を図る。	
1	経済対策住宅等リフォーム促進事業	市内施工業者による住宅等の改修工事等を促すことにより、市内経済の活性化を図る。	
1	新規創業者支援事業	若い世代が働くことのできる企業の創業支援を行う。	
2	企業立地促進事業	企業立地の促進や立地企業に対する支援を行う。	
3	中心市街地活性化推進事業	魅力ある商店街づくりにより、中心市街地の活性化を図る。	
3	商工業イベント事業	にぎわいを創出するため、各種団体の支援を行い、新しい人の流れを創り、交流人口の増加を図る。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市創業支援等事業計画	経済及び産業の振興や雇用の創出を図るため、商工団体等との連携を強化し、中小企業の人材育成をはじめ、経営支援、創業支援に資する施策を推進するための計画	産業競争力強化法	平成27年10月～ 令和6年度 10か年

基本施策	1－(4) 観光産業を振興します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「観光による稼ぐ力」を生み出すために、多様な産業との連携を行う観光DMOを中心に市民と一体となり、魅力的な観光地域づくりに取り組みます。 ● 地域の特性や恵まれた観光資源をいかし、体験型・滞在型観光の推進を図ります。 ● 優れたスポーツ施設を活用し、各種スポーツ団体の合宿や大会、イベント等の誘致を図ります。 ● コロナ禍により、観光スタイルが大きく変わる中、官民一体となって新しい観光施策の展開を図ります。 ● 周辺自治体や地域の関係団体との連携のもと、観光ルートの確立を図り、観光施設等についても、各地域の特色ある観光資源をいかした施設運営を推進し、観光産業の活性化を図ります。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市を訪れる観光客のほとんどが日帰り観光であり、複数の観光地をめぐる市内周遊観光は少ない状況です。また、来訪者の移動手段は自家用車が主となっている現状から、宿泊観光を含めた滞在時間の延長や広域的に複数の観光地をめぐる観光プログラム等の開発に取り組む必要があります。また、魅力ある観光地域づくりには、観光関係団体、事業者、市民一人一人が郷土に誇りを持つような取組が不可欠です。 ● コロナ禍により教育旅行等の需要は減少傾向にありますが、感染症対策などを講じるなど新たな受入れ体制を構築する必要があります。また、キャンプや登山など自然と触れあう体験型観光の需要も増えてきていることから、地域の特性をいかしたプログラムの開発やガイドの養成をする必要があります。 ● 合宿誘致については、小林総合運動公園など優れた施設はあるものの、受入れ時期や競技種目に偏りがみられることから、関係機関や関連施設と連携した誘致活動を行う必要があります。 ● 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮し、新しい生活様式に沿ったイベントの開催や新たな観光につながるイベントを地域一体となって構築し、観光入込客数の増加を図る必要があります。 	

- 観光施設については、老朽化が進み、維持修繕をしながら運営を行っている施設があります。各施設の観光入込客数が減少している中、施設運営の活性化対策も必要となっています。今後は、小林区域、須木区域、野尻町区域の観光資源を十分にいかし、関係機関と連携を強化し、魅力ある観光地づくりを進めていくとともに、観光施設の在り方も含めて、利用者ニーズに対応した展開を視野に入れ、施設の充実を図る必要があります。

方 針

1 観光DMOによる観光振興の促進

観光地域づくりを推進していくために、観光DMO体制による地域の稼ぐ力を引き出す取組を進めます。また、市民一人一人の郷土愛を醸成し、市民の誇りを育むため、地域一体となった観光振興に取り組みます。

2 体験型の観光地づくり

豊かな自然を活用したキャンプや自然体験、田舎体験、更には歴史資源を活用した歴史文化体験や癒やし体験等、地域の特性をいかした豊かな地域資源が活用されている状態を目指した観光施策を展開するとともに、各種ガイド、インストラクターの育成と活動促進を図り、農家民泊や農業体験等のグリーンツーリズムやエコツーリズム等の体験型・滞在型観光を積極的に推進します。

3 スポーツを活用した観光の推進

「スポーツツーリズム」を推進するため、地域資源を活用し、各種大会や合宿の誘致活動を積極的に行うとともに、スポーツイベントの開催や支援を行い、周辺観光や地域経済の活性化を図ります。

4 イベント等の充実

地域資源や趣向を凝らした祭り等をいかした観光イベントの開催を支援することにより、観光客の誘致に取り組みます。また、小林区域、須木区域、野尻町区域の魅力ある観光地が連携し、市民や観光客が楽しめる観光イベントの充実を図ります。

5 観光施設等の充実

市有観光施設は、老朽化による改善が必要な施設が多く、観光客の利便性確保のため年次的に改修等を行うとともに、小林区域、須木区域、野尻町区域の特色や機能を明確にした効率的な施設運営の検討を進めます。また、民間活力を積極的に取り入れ、観光施設におけるICT環境の整備やサービスの充実を図ります。

目 標					
<p>1 観光入込客数が増加した状態 観光DMOを中心に観光地域づくりを行い、観光入込客数が増加した状態を目指します。</p> <p>2 体験型・滞在型観光客が増加した状態 農家民泊や農業体験等の体験型観光客が増加した状態を目指します。</p> <p>3 スポーツ団体の合宿受入件数が増加した状態 スポーツ団体の合宿誘致を積極的に推進し、受入数が増加した状態を目指します。</p> <p>4 観光イベントの入込客数が増加した状態 趣向を凝らした観光イベントを開催し、入込客数が増加した状態を目指します。</p> <p>5 効率的な観光施設運営が図られた状態 年次的な改修や効率的な施設運営により、観光施設の充実が図られた状態を目指します。</p>					
目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1・5 観光入込客数 (単年度)	555,457 人	860,000 人	880,000 人	900,000 人	920,000 人
1 観光消費額 ※ (単年度)	2,355 百万円	3,646 百万円	3,731 百万円	3,816 百万円	3,900 百万円
2 体験型観光入込 客数 (単年度)	994 人 (R1)	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,100 人
3 合宿団体数及び 延べ人数 (単年度)	30 団体 (R1)	30 団体	35 団体	35 団体	40 団体
	501 人 (R1)	500 人	600 人	600 人	700 人
4 観光イベント入 込客数 (単年度)	24,595 人 (R1)	25,000 人	30,000 人	40,000 人	50,000 人

※観光消費額は、前年度観光動向調査による旅行経費

1 にぎわい《人も心もワクワクにぎわうまち》

協働の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光資源の魅力の発信 ・ 来訪者に地域の魅力を伝え、体験満足度及び利便性の向上を図る ・ 「スポーツのまち小林」の発信 ・ 魅力ある観光イベントづくり ・ 魅力ある観光施設づくり 			
主な実施計画事業			
事業名		概要	
1	観光DMO推進事業	観光地域づくりの推進役であるDMO法人が効率的で効果的な運営を図る。	
2	体験型観光推進事業	農家民泊や農業体験の推進を図る。	
3	合宿誘致推進事業	スポーツ合宿、スポーツイベントの誘致を推進し、地域経済の活性化を図る。	
4	観光イベント運営事業	魅力ある祭りやイベントを開催し、交流人口の増と地域の活性化を図る。	
5	観光施設維持管理事業	観光客及び市民が安心、安全かつ快適に利用できる施設の維持管理と整備を図る。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市観光振興計画	地域一体となった魅力的な観光施策を提言し、地域経済の活性化、雇用機会の増加による地域経済の発展に寄与し、持続可能な社会づくりのための観光行政の指針となる計画	観光立国推進基本法	令和4年～ 令和8年度 5か年

基本施策	1ー(5) 戦略的なプロモーションを推進します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域イメージを向上させる取組や地域資源の魅力を広く認知させ興味と関心を喚起する取組を進めることで、市外からの経営資源の獲得に努めます。 ● 市民や企業、各種団体等と連携し、郷土愛の醸成と向上に努め、市民や本市出身者のまちづくりへの参画意欲を高めます。 ● 働き方や暮らし方に対する価値観の変化に対応し、本市に関わる人口の創出に向けた取組を推進します。 ● 情報を受け取る側のニーズに応じ、広報紙、ホームページ、SNS等の情報発信媒体の使い分けやメディアとの連携と広聴機能の啓発により戦略的な広報・広聴の取組を展開します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化が著しく進展する中、将来にわたって持続する地域であるためには、地域を活性化し続けていく必要があります。そのため、地域の活力を高め、持続的な発展につなげていくことを基本とし、豊かな地域資源を効果的に活用し対外的な認知度や地域イメージの向上を図る取組を戦略的に展開することで、地域の総体的な価値向上に努める必要があります。 ● 豊かな自然や歴史、文化等多くの魅力を掘り起こし、郷土愛を育むことは、将来的なUターンや地元定着、地元との関係性強化に期待が持てます。郷土愛を育み、向上させるため、小中高校の児童生徒や子育て世代を意識した事業展開、住民団体等が主体的に取り組める機運づくりが必要です。 ● 本市の人口は減少が続き、高齢化率も進んでいます。このことは、市民生活の活力低下や地域経済に影響を与え、慢性的な働き手不足、担い手不足の要因となっています。また、コロナ禍により、地元定着意識の高まりや移住希望者の働き方の変化も生まれています。このため、部局横断的に新しい雇用創出に取り組み、若者の雇用の場を確保するなど、今後も小林市に住み続けたいと思える取組が必要です。 ● 市民アンケートによると、約7割の人が広報紙を読んでいます、その割合は年々低下しています。このことは、広報の手段としてSNS等を使った手法が普及・拡大する中で、情報を受け取る媒体や求める情報内容が世代により異なることが顕著になっていると捉えることができます。そのため、媒体ごとに主たる受け手となる層を意識した内容やその発信方法の確立が必要です。 	

- 公式ホームページ内にある市への問合せ機能やパブリック・コメント制度等を活用して、市民の意見が市に届きやすくすることが重要です。そのため、本市の広聴に関する機能や制度等の周知や啓発活動が必要です。

方針

1 戦略的プロモーションの推進

地域資源の見える化・魅せる化の取組強化を始め、マーケティング手法も活用した戦略的なプロモーションの展開により、選ばれるまちを目指します。

2 市民との調和による郷土愛醸成・向上の機運づくり

本市出身者が将来にわたり地元との関係性を維持する状態をつくることや、市民、団体等が自ら地元を積極的にPRする状況をつくるなど、市民が自分のまちに誇りを持ち、将来的な定住やUターン促進等につながる機運づくりを市民との調和により進めます。

3 U I J ターン促進のための取組の強化

地域の働き手・担い手不足といった課題を踏まえ、立地企業等と連携して地元定着の取組を進めます。

あわせて、雇用（起業）、兼業、副業等、定住支援に関する情報を積極的に発信し、都市圏等からの人材確保に努めます。

4 効果的な広報・広聴の展開

市民から信頼されるまちづくりを推進するため、多様化する情報発信媒体の特性を踏まえた広報及び広聴活動の充実を図ります。また、職員の情報発信意識の向上を図ることで、的確な情報発信及び広聴につなげ、市民の市政への参画意識を高めます。

目 標

1－（１）ふるさと納税制度による寄附金額が増加し、地域が活性化した状態

マーケティング手法も意識した戦略的なプロモーション展開を図るとともに、市内事業者等と協働し、ふるさと納税制度による寄附金額が増加した状態及び特産品の流通拡大等による地域が活性化した状態を目指します。

1－（２）、２－（１）対外的な認知度向上とファンが増えた状態

ふるさと納税寄附者、こばやしファン・サポーターズCLUB会員、SNSフォロワー等、本市に関心を持ち、つながりを持つ人口が増加した状態を目指します。

2－（２）市民がまちに誇りを持つ機運づくり

学校や市民団体等と連携し、郷土愛の醸成・向上に努めます。

3－（１）様々なライフスタイルに対応するための体制整備が充実した状態

若い世代を中心としたテレワーク等の様々なライフスタイルが志向されている中で潜在的移住者等、多様な形で本市に関わる人口の創出のための環境整備により、定住増加が図られた状態を目指します。

3－（２）まちの住みやすさ・暮らしやすさが向上した状態

市民との協働、部局横断的な取組により、住みたいまち、住みやすいまちとしての総体的な質の向上に努め、選ばれるまちを目指します。

4 戦略的情報発信ができている状態

広報紙、ホームページ、SNS等、情報発信媒体の特性に応じた情報発信を展開し、受け手にとってメリットのある情報発信に努めます。

また、地域の情報を総体的かつタイムリーに発信できるよう、職員の情報発信意識の向上に努めます。

1 にぎわい《人も心もワクワクにぎわうまち》

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1－(1) ふるさと納税制 度による寄附額 (単年度)	681,363 千円	1,200,000 千円	1,500,000 千円	1,800,000 千円	2,000,000 千円
1－(2)、2－ (1) 本市に関わりを 持つ人の数 ※ (単年度)	40,885 人	63,100 人	74,800 人	86,500 人	94,950 人
3－(1)(2) 市の施策を通じ て移住した世帯 数 (単年度)	17 世帯	30 世帯	35 世帯	35 世帯	35 世帯
3－(1)(2) 転入超過数 (単年度)	-192 人	-160 人	-130 人	-100 人	-70 人
3－(2) 「今後も小林市 に住み続けた い」と感じる市 民の割合 (単年度)	68.2%	68.5%	69%	70%	72%
4 市ホームページ 月間アクセス数 (単年度)	43,133 件 (R1)	46,000 件	46,200 件	46,400 件	46,600 件
4 情報発信満足度 (単年度)	21.8%	23.0%	24.0%	25.0%	26.0%

※ ふるさと納税寄附者、こばやしファン・サポーターズCLUB会員、各SNSフォロワーの総数

協働の取組			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今ある地域資源の魅力向上や新しい地域資源の開発とその発信 ・ 将来にわたる地元との関係性の維持と郷土愛を醸成する魅力の発信 ・ 小林市での暮らしの魅力を伝える取組 			
主な実施計画事業			
事業名		概要	
1 ふるさと納税推進事業		戦略的プロモーションを展開し、ファン及び外貨の獲得を図るとともに、獲得財源の活用により市民サービス向上と地域活性の循環を生む取組を展開する。	
1・2 シティプロモーション推進事業		目的を明確にし、ターゲットやゴールを意識した戦略的なプロモーション展開を図る。	
3 移住等促進支援事業		新型コロナウイルス感染症対策を講じた移住相談会やモニターツアーの実施、地域おこし協力隊の活用、テレワーク等のリビングシフトに対応する環境整備等により、移住・定住を促進する取組を行う。	
4 広報広聴事業		広報紙の発行、ホームページ及びSNSの管理運営を行い、市民のまちづくりへの参画意識の醸成を図る。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
第2期でなんど小林総合戦略	人口減少の克服と地方創生を目的とする市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略にあたるもの	まち・ひと・しごと創生法	令和2年度～ 令和6年度 5か年

2 いきいき《健康でいきいきつながり合う笑顔のまち》

施策の大綱	2 いきいき 《健康でいきいきつながり合う笑顔のまち》
ミッション	
<p>子どもから高齢者まで全ての市民が、健康で生きがいを持ち、笑顔でいきいきとした生活を送れるよう「保健、医療、介護、福祉、子育て」の連携のもと、互いに支え合い助け合いながら安心、安全に暮らせる協働のまちづくりを推進します。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none">● 市民福祉の充実を図ります。● 高齢者を支援します。● 健康づくりを支援します。● 子ども・子育てを支援します。● 地域医療の体制の確保に取り組みます。	

基本施策	2－（１） 市民福祉の充実を図ります
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動の推進や地域福祉の担い手育成を進めることにより、「地域共生社会」の実現に向けた取組を行い、市民福祉の充実を図ります。 ● 障がい者及び障がい児の人権が尊重され、家庭や地域の中で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。 ● 生活困窮者の早期把握に努め、関係機関と連携し、必要なサービスが提供されるよう支援体制の充実を図ります。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障がい者などの専門分野ごとの制度設計では、一定の成果は期待できるものの複雑化・複合化した課題、制度のはざまにある課題への対応という点においては、十分でない現状があります。地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて社会とつながることが必要です。 ● 地域では、子どもから高齢者まで幅広い年代の人が生活をしており、少子高齢化や核家族化など社会構造も変化しているため、福祉課題は複雑多岐にわたります。これらの課題を把握し、解決するためには、地域内で福祉の担い手を育成し、一体となって総合的、包括的に福祉活動を実施、支援する団体等の活性化が重要です。 ● 地域や家族のつながりの希薄化やコロナ禍による交流の機会が減少している現状があります。住民一人一人が地域社会の一員として安心して生活できる環境や、能力に応じて福祉活動を行うことができる機会や場所があり、生きがいを持って生活していくことが必要です。 ● 障がい者の高齢化や重度化、多様化により障がいの特性に応じた支援が求められています。障がい者が身近な地域で安心して生活できるよう、権利擁護のための制度の周知と利用促進を図るとともに、相談体制の整備や障がい福祉サービスの充実に取り組むことが必要です。 ● 地域には、聴覚障がい等のコミュニケーションに不安のある障がい者も生活しています。障がいのある人とない人が意思疎通を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会づくりが必要です。 ● 生活困窮者の抱える課題は多岐にわたり、様々な理由により相談に来ることができない人がいます。課題を抱える人の生活圏に向いて実態を把握し、包括的な支援を届ける必要があります。 	

- 被保護者は、様々な理由により社会的・経済的に困窮しています。被保護者の社会復帰を図り、最低限度の生活が維持できるよう支援を行う必要があります。
- コロナ禍の長期化により、市民生活は大きく影響を受けています。感染拡大防止のため、休業や時短営業が雇用や就業に影響し、生活に困窮した人からの生活相談が増加しています。ハローワークや関係機関と連携して生活再建支援に取り組む必要があります。

方針

1 地域福祉活動団体及び担い手の育成

身近な地域に暮らす住民同士がつながり、支援が必要な人を地域で見守り、支え合う活動促進の主体となる人づくりを推進します。

地区校区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等の地域の福祉活動団体の活動を支援します。

2 総合的、包括的に支える仕組みづくり

地域の福祉課題に地域で一体的に取り組むことができる体制づくりを推進します。そのため、交流の場の拡充や活動推進のための地域づくり、人づくりを支援し、地域福祉に関する意識醸成と更なる地域内ネットワークの構築と連携を推進します。

3 障がい者の権利擁護の推進

障がい者に対する相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知を図り、障害者差別解消法の普及啓発に取り組み、安心して生活できるよう権利擁護を推進します。

4 障がい者の自立及び社会参加の促進

障がい者の自立及び社会参加を促進するため、関係機関や団体等がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携及び協力しながら、そのネットワークの強化を図ります。

障がいのある人とない人が、意思疎通を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

5 生活困窮者等への支援

小林市生活自立相談支援センター及び関係機関と連携し、生活困窮者等の実態把握に努めます。また、稼働年齢層であっても様々な要因により働くことができない人の就労を支援するために、関係機関と連携し、日常生活の改善や社会的孤立の解消を図り、就労体験等の参加を支援します。

目 標

1 地域住民の地域福祉活動参画により、住民が地域内で安心して暮らせる状態

地域福祉の担い手や福祉活動団体の能力や機能が十分に発揮され、地域の一員として活躍できる状態を目指します。それにより、地域全体で交流活動や見守り活動が展開され、支援を受ける人が地域内で孤立せず、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていける状態を目指します。

2 福祉課題を抱える人のニーズに応じた支援ができる状態

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めることができる状態を目指します。また、関係機関間で支援についての円滑な合意形成を図りながら、ネットワークの構築を目指します。

3－（１）障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすために、相談支援体制が充実した状態

基幹相談支援センターや障がい者自立支援協議会の相談支援部会を通じて、相談支援専門員が連携しながらスキルアップに努め、多種多様な相談に対応するとともに、障がい者が気軽に相談できる状態を目指します。

3－（２）成年後見制度の推進や権利擁護に関わる取組が充実した状態

成年後見制度の周知や利用促進が図られるとともに、障害者差別解消法の啓発活動に取り組み、市民の関心と理解が深まり、障がい者の権利擁護が行われている状態を目指します。

4 障がい者の自立及び社会参加の促進が図られた状態

関係機関と連携を強化し、情報提供、相談支援体制の充実に努め、障がい福祉サービスの利用促進により障がい者の自立と社会参加の促進を目指します。また、手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、手話奉仕員の養成を行い、障がい者の社会参加の促進を目指します。

5－（１）生活困窮者への支援体制が充実した状態

小林市生活自立相談支援センター及び関係機関との連携により、生活困窮者の実態把握に努め、家計改善や就労支援プラン等の作成により的確な支援が行われている状態を目指します。

5－（２）被保護者への就労支援が充実した状態

ケースワーカーの指導により就労阻害要因の解消を図り、就労支援員による求職活動支援を推進します。ハローワークと連携し、被保護者の能力に応じた就労先をマッチングすることにより、継続した就労と収入を得られるよう支援する体制の充実を図ります。

2 いきいき《健康でいきいきつながり合う笑顔のまち》

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 小林市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数(累計)	31 団体	33 団体	34 団体	35 団体	36 団体
2 多機関協働による支援件数(単年度)	10 件	15 件	20 件	25 件	30 件
2 相談支援包括化推進員が困りごとを解決した件数(単年度)	55 件	60 件	65 件	70 件	75 件
3－(1)(2) 障がい者(児)相談支援件数(単年度)	703 件	900 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件
4 障がい福祉サービス・児童通所支援支給決定者数(単年度)	711 人	730 人	750 人	770 人	790 人
5－(1) 自立支援機関登録者の支援終了割合(単年度)	30%	35%	40%	45%	50%
5－(2) 被保護者就労支援事業参加者の就労開始割合(単年度)	31%	35%	40%	45%	50%

協働の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉課題を抱える人を地域全体で支え、見守り、相互に支え合う体制の構築 ・ 支援が必要な人の把握 ・ 障がい者や障がいに対する理解と思いやりの行動 	
主な実施計画事業	
事業名	概要
1・2 重層的支援体制整備事業	個人、世帯、地域が抱える複合課題や制度のはざまのニーズに応じて、実情に合わせて創意工夫し、円滑に支援できるように、分野を問わず、相談・地域づくりを包括的、一体的に取り組むことができる支援体制の整備、構築を図る。
1・2 社会福祉協議会事業	全ての市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域福祉の充実や推進の中核を担う小林市社会福祉協議会に補助金を交付し、活動の助成を行う。
3・4 障がい者支援事業	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障がい者の社会参加の促進、地域生活への移行等の自立支援に必要な介護給付費、自立支援医療費等の給付を行う。
3・4 障がい者福祉事業	障がい者や関係団体等に助成や扶助等の支援をすることにより、障がい者の地域での自立促進、障がい者団体等の育成を図る。
5 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び家族その関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言をし、関係機関との連絡調整を行う。
5 被保護者就労支援事業	被保護者の就労支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、情報提供及び助言を行う。求職活動への動向、個別求人開拓、就労定着支援を行う。

2 いきいき《健康でいきいきつながり合う笑顔のまち》

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
第4期小林市地域福祉計画・地域福祉活動計画	地域住民等と行政が協力し、地域福祉の推進や地域生活課題の解決に向けて取り組むべき事項を定めた計画	社会福祉法	令和4年度～ 令和8年度 5か年
第4期小林市障がい者計画	障がい者のための施策に関する基本的事項を定めるものであり、地域における保健福祉に関する活動等を積極的に推進するための計画	障害者基本法	令和2年度～ 令和6年度 5か年
第6期小林市障がい福祉計画・第2期小林市障がい児福祉計画	障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を定めた計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法	令和3年度～ 令和5年度 3か年

基本施策	2- (2) 高齢者を支援します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が抱える様々な生活課題に適切に対処していくため、公的サービスだけでなく、市民参加による支え合いの仕組みや在宅医療と介護が連携してサービスを提供する体制等を構築し、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が続けられるよう、高齢者一人一人の日常生活全体を包括的に支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。 ● 高齢期を迎えても、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと活動的に暮らし続けられるよう、高齢期を迎える前から、そして高齢期に入ってから、一人一人が日常的に健康の維持及び増進に努め、要介護状態への進行を予防できるよう、生涯健康づくりの観点から総合的な支援策に取り組みます。 ● 長く在宅で安心して暮らせるよう、自立支援型ケアマネジメントを推進します。介護予防の取組を推進するため、市民一人一人が介護予防や健康づくりに関心を持ち、セルフケアに取り組む気運を醸成します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年国勢調査によると、本市の高齢化率は37.2%となっており、今後、市民に占める高齢者の割合は更に上昇していくと推測されます。また、高齢化による介護需要の増加、人口減少による担い手不足、地域の在り方等、高齢者を取り巻く環境は大きく変化すると予測され、その変化に対応すべく介護保険制度も年々変化しています。このような状況の中、これまで以上に介護保険制度を自らのことと捉え、行政はもとより市民や地域、各関係機関等と協働して、在宅医療・介護連携を始めとした地域に即した各種事業を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進が必要です。 ● これまでの高齢者施策の取組により介護保険制度全般に対する関心は高まり、その中でも認知症施策や介護予防施策等に、自主的、能動的に取り組む人が増加しています。しかし、今後の介護需要の増加等を勘案すると、健康や介護予防に対する市民一人一人の自助努力や地域で支える取組が更に必要であるため、市民総ぐるみで意識醸成から事業の実施、継続まで行うことが課題です。 ● 友愛クラブやシルバー人材センター等は、生活様式の多様化や雇用延長により、会員数が減少しています。団塊の世代の元気な高齢者の増加が見込まれるため、高齢者の活動等の広報を積極的に行いながら、各種団体への加入や高齢者の社会参加を促進していく必要があります。 	

- 高齢化の進展に伴い、介護認定者数と介護給付費は共に増加しており、この傾向は団塊世代が後期高齢者となる令和7年にピークを迎えると予想されています。今後は介護サービス利用者のみならず、市民全体が介護保険制度への理解を深め、持続可能な制度の運営を行うことが課題です。
- コロナ禍により様々な活動が制限され、特に、高齢者は感染リスクを避けるために家に閉じこもる機会が多くなり、運動機能や認知機能の低下が危惧されます。介護リスクを有する高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげていくことが必要です。

方 針

- 1 介護サービスの持続可能な制度運営**

団塊世代が75歳以上となる令和7年や団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて適正な介護認定に努め、地域の実情に応じた適切なサービスの提供及び費用の適正化など、持続可能な介護サービス基盤の整備を図ります。
- 2 総合的な認知症施策の推進**

誰もが安心して安全に暮らせる“認知症にやさしく、仮に認知症になっても希望を持てるまち”として更なる推進を目指すため、地域における認知症との共生や予防、併せて権利擁護体制の強化に取り組みます。
- 3 自立支援型介護予防の推進**

高齢期を迎えても可能な限り自立し、その能力に応じて日常生活が送れるように、地域とともに自立支援に資する介護予防の普及及び支援を推進します。
- 4 高齢者が活躍する社会づくりの推進**

高齢者自らが生きがいを持ち、就労や生涯学習など社会貢献等を通じた積極的な社会参加を促進し、生涯現役で活躍できる社会づくりを推進します。
- 5 在宅医療・介護連携の推進**

「地域包括ケアシステム」の柱となる医療と介護の連携推進を、西諸の自治体及び西諸医師会等と連携を図りながら推進します。
- 6 介護リスク者の早期発見**

ボランティアを活用し、介護リスクを有する高齢者の早期発見に努め、必要に応じて専門職等による早期介入等につなげます。

目 標

1 適正に介護認定が行われている状態

介護保険制度の運用に当たっては、適正な介護認定に努め、介護サービスを必要とする利用者に適切なサービスを提供できるよう支援するとともに、介護給付費の適正化に取り組みます。

2－（１）認知症への理解が普及した状態

認知症への理解を深めるための普及啓発を行う認知症サポーターを養成します。

2－（２）成年後見制度の理解が普及した状態

成年後見制度を普及啓発し、制度利用を促進します。

3 介護予防活動ができる状態

市民が高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、介護予防活動を推進する地域包括ケア推進サポーターを養成します。

4 高齢者の生きがい活動等が向上した状態

友愛クラブ等の新規加入を支援します。また、感染症対策を講じながら、高齢者の活動拠点となる高齢者交流センター等の利用を促進します。

5 在宅医療と介護サービスの連携が図られた状態

高齢者の状態に応じて、医療と介護サービスが切れ目なく提供されるよう支援します。

6 高齢者の介護予防や健康づくりが図られた状態

在宅高齢者訪問等調査員による高齢者実態把握調査を実施します。

2 いきいき《健康でいきいきつながり合う笑顔のまち》

目標値					
指標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 65 歳以上人口に 占める要介護（支 援）認定者（第 1 号）の割合 （単年度）	16.8%	16.7%	16.6%	16.5%	16.4%
2－（1） 認知症サポータ ー養成講座参加 者数（累計）	12,710 人	13,500 人	14,000 人	14,500 人	15,000 人
2－（2） 成年後見制度利 用者数（単年度）	128 人	136 人	145 人	155 人	165 人
3 地域包括ケア推 進サポーター養 成講座参加者数 （単年度）	24 人	25 人	25 人	25 人	25 人
4 友愛クラブ新規 加入者数 （単年度）	121 人	120 人	120 人	120 人	120 人
5 要支援・要介護者 の入退院時にお ける医療・介護間 で情報提供する 割合（単年度）	95.8%	97.0%	98.0%	99.0%	100.0%
6 在宅高齢者訪問 等調査員数 （単年度）	37 人	40 人	43 人	46 人	50 人
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスの安定的な提供と持続可能な介護保険制度の運営 ・ 認知症への理解の深化及び地域での見守り体制の強化 ・ にしもろ地区権利擁護推進センターを核とする成年後見制度の普及啓発 ・ 地域ごとの通いの場の運営と支援を必要とする高齢者の支援 ・ 日頃の介護予防や健康づくり ・ 友愛クラブ等の加入による健康づくり活動やボランティア活動への参加 					

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1	賦課徴収事業	介護保険法及び小林市介護保険条例に基づき、65歳以上の方を対象に介護保険料を賦課及び徴収する。	
1	介護保険給付事業	介護認定を受けた被保険者が利用した居宅サービス費及び施設サービス費を給付する。	
1	認定調査事業	要介護認定申請者の家庭（施設）を訪問し、一次判定のための調査を行う。	
2	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防教室の開催、閉じこもり、うつ及び認知症予防事業を実施し、また、介護予防普及啓発のための通いの場等へのアウトリーチ活動の充実を図る。	
3	地域支援事業	地域包括支援センター（委託）の運営を始めとし、総合相談、介護予防ケアマネジメント、認知症施策等を実施する。	
4	高齢者生きがい支援事業	友愛クラブ活動とシルバー人材センター事業を支援する。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画。国の基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画	老人福祉法 介護保険法	令和3年度～ 令和5年度 3か年
にしもろ地域成年後見制度利用促進基本計画	西諸地域の成年後見制度の利用促進を総合的かつ計画的に推進する計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律	令和3年度～ 令和6年度 4か年

基本施策	2- (3) 健康づくりを支援します
ミッション	
<p>「地域医療・健康都市 小林市」宣言や健康づくり計画「健康こぼやし21（第二次）」 「小林市健幸のまちづくり基本方針」を踏まえ、市民総ぐるみの健康づくりを進め、健康長寿を目指して各種施策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● がん、生活習慣病の疾病予防のため、がん検診・特定健康診査の受診率向上を目指します。 ● 市民の健康に対する意識の更なる底上げを図るため、ライフシーン、ライフステージに応じて、栄養、運動、休養、飲酒、喫煙等の生活改善や歯科口腔環境の改善について啓発するとともに、一人一人に応じた生活習慣病発症予防・重症化予防の取組を推進し、健康寿命の延伸を目指します。 ● コロナ禍により生活スタイルの変化を余儀なくされ、心身に不調を来す健康二次被害が懸念される中、市民全体に対して健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、健康的な生活習慣の定着のための事業を展開します。 ● こころの健康づくりについて、こころの不調を訴える人への理解や支援を進め、コロナ禍の影響を把握し、柔軟な対応を行うとともに、「いのち支える小林市自殺対策行動計画-第2期-」に基づいた自殺対策に取り組みます。 ● 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、「小林市新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「小林市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」の見直しを行い、予測できない感染症の発生等に備えます。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の死因をみると、がん、心血管疾患、脳血管疾患などの主に生活習慣病を原因とした疾患が半数以上を占めています。これらの多くが糖尿病や高血圧、脂質異常症等の生活習慣病の重なりが重症化した結果と推測され、新規人工透析導入や要介護状態の原因等、市民の健康寿命の延伸にも影響しています。特に、本市の場合、メタボリックシンドロームの予備群・該当者の割合が県、国平均と比べ高い傾向があります。病気の早期発見、疾病予防のために、健(検)診受診率を伸ばすことが重要なため、がん検診・特定健康診査の受診率を向上させ疾病管理につなげる取組が必要です。 ● 新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛等の制限により、活動量の減少等から肥満、生活習慣病の悪化、フレイル、更には不適切な受診控え等、健康二次被害が懸念されます。ウィズコロナを受け入れ、感染予防と心身の健康の両立に取り組む 	

ため、ライフシーンやライフステージに応じた望ましい生活習慣の更なる普及啓発を推進します。生活習慣病の重症化を予防するために、個人の健診結果を基に血液データ等と食品(栄養素)、身体活動との関連をいかした保健指導の充実が必要です。また、今後の高齢者の健康維持とフレイル予防に努める新たな制度である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について、関係課で連携した取組を進めていく必要があります。

- 市では、これまで、市民の健康長寿を目指して各種施策や事業を実施していますが、それらの情報が健康に関心が高い人など一部の市民にしか届かず、参加が少ないという課題があります。そこで、健康への無関心層を含めたより多くの市民が、主体的に健康づくりに取り組むための情報提供方法及び参加したくなる健康づくり事業が必要となっています。
- 本市の自殺死亡率は、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。昨今のコロナ禍による社会的不安から自殺死亡率の増加が懸念されます。また、全国平均及び県平均より高い状況にあり、女性より男性が多く、男性は60歳代、女性は80歳以上が多く、原因・動機は健康問題が最も多くなっています。市、関係機関及び団体の連携強化や、ゲートキーパー等人材育成を図り、自殺対策に市全体で取り組むとともに、緊急な相談の場合はすぐに対応できる体制整備が必要です。引き続き自殺死亡率の減少のため、「いのち支える小林市自殺対策行動計画-第2期-」に基づき、ウィズコロナ・ポストコロナの状況に合わせた取組が必要となります。
- 感染症は「いつ」「どこで」発生するのか予測できない状況にあるため、市民一人一人の基本的な感染対策の強化が求められます。そのため、感染症に関する知識の普及啓発を推進し、予防接種や結核健診で防ぐことのできる病気については、積極的な接種や健診により、発症やまん延を予防する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症などの治療法の確立されていない新たな感染症は、急速にまん延し、人々の生命や健康に重大な影響を及ぼすとともに社会的影響も大きいことから、感染防止対策に取り組んでいくことが求められます。感染症の特性から、本市だけでなく、西諸地域を始め、広域的に統一した取組を協議する必要があります。

方針

1 がん・生活習慣病の早期発見、疾病予防の推進

疾病の早期発見と市民一人一人による自身の健康管理を推進するため、がん検診・特定健康診査の受診率向上を図ります。

2 がん・生活習慣病の発症予防、重症化予防の推進

健康的な生活習慣を確立するため、規則正しい生活（食事・運動・休養）や適正体重の維持等について、各種健康教室、健康相談、広報等により普及啓発を行います。また、生活習慣病重症化予防では、個人の健診データをいかした管理栄養士・

保健師による保健指導の充実を図ります。

3 市民の主体的な健康づくりの推進

市民、地域、学校、団体、企業などの様々な主体と協働して、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むための気運を醸成します。

4 こころの健康づくりの推進

NPO法人、医療機関、学校、家庭、地域等との連携や体制を強化し、ウィズコロナ・ポストコロナの状況に合わせた取組を行い、こころの健康づくりや自殺対策を推進します。

5 感染症予防の推進

各種予防接種や結核健診を勧奨し、感染症予防を推進します。
また、感染拡大リスクの備えとして、新型コロナウイルス感染症など新たな感染症等の情報を収集し、的確な情報提供を行うとともに感染症対策の普及啓発を推進します。

目 標

1 市民ががん検診・特定健康診査を積極的に受診した状態

健(検)診の受診率が県平均、全国平均まで向上した状態を目指します。あわせて、がん検診要精密者に対する受診勧奨を行います。また、感染症対策を行い、市民が安心して受診できる環境を設定します。

2 市民が健康的な生活習慣を保持できる状態

特定健康診査受診者から抽出したメタボリックシンドロームの予備群・該当者に対する保健指導を行い、生活習慣病重症化予防に取り組みます。
各種健康相談、健康教室、広報等あらゆる場面を利用して、生活習慣病予防に関する情報の普及啓発を図ります。

3 市民一人一人が、自ら健康づくりに取り組んでいる状態

正しい知識を普及啓発する人材の育成や多くの市民が参加できる健康づくりの仕組みづくりにより、市民一人一人が健康意識を高め、自ら健康づくりに参画している状態を目指します。

4 市民一人一人が、支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない状態

市民一人一人が居心地の良い状態を目指します。

5 市民が予防接種や結核健診を心がけ、感染症のまん延がない状態

各種予防接種の接種率や結核健診の受診率が向上し、感染症のまん延がない状態を目指します。

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 特定健康診査受 診率（国保） （単年度）	37.4%	43.0%	45.0%	47.0%	50.0%
1 がん検診の受診 率（単年度）	7.2%	10.0%	13.0%	16.0%	20.0%
2 特定保健指導率 （国保）（単年度）	70.5%	70.5%	70.5%	70.5%	70.5%
2 メタボリックシ ンドロームの予 備群・該当者の割 合（単年度）	37.9%	37.0%	36.0%	35.0%	34.0%
3 運動実施率 （単年度）	46.4%	49.0%	52.0%	56.0%	60.0%
4 ゲートキーパー 受講者数（累計）	619 人	640 人	670 人	700 人	730 人
5 予防接種の接種 率（B類） （単年度）	66.1%	67.0%	68.0%	69.0%	70.0%
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種健(検)診の年1回受診と家族や周囲の人への勧奨 ・ 受診後の健(検)診結果による保健指導の受診 ・ 保健指導による生活習慣の改善 ・ 規則正しい生活（食事・運動・休養）の心がけ ・ 健康に関する情報の積極的な取得と正しい情報の周囲への伝達 ・ 誰でも参加できる健康づくり活動の企画・実施 ・ 安全で安心して健康づくりに取り組める環境の維持 ・ ひとりで悩まずに、誰かに相談できる体制 ・ 一人一人が支えあい誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良い地域づくり ・ 日頃から感染症等についての知識の深化と発生時の迅速な対応 ・ 感染症に関する情報の的確な収集・分析 ・ 基本的な感染防止対策の実践と冷静な行動 					

主な実施計画事業	
事業名	概要
1 健康増進対策事業	健康増進法に基づき事業を実施することにより、健康推進員及び食生活改善推進員の養成・健康づくりの知識の普及啓発を推進する。
1 がん検診推進事業	健康増進法・がん対策基本法に基づき各種がん検診を実施し、その事後指導を推進する。また精度管理の向上に取り組む。
1 特定健康診査等事業	生活習慣病対策を主眼とした特定健康診査及び特定保健指導を実施する（啓発活動を含む。）。
2 重症化予防対策事業	健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき重症化予防事業を実施することにより、市民の QOL（生活の質）の向上と医療費適正化を推進する。また、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進を図る。
3 健幸都市推進事業	市民全体の健康意識の向上や行動変容を促す普及啓発を推進するとともに、市民の運動習慣の定着に向けた効果的な仕組みづくり及びその運用を図る。
4 自殺対策事業	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策の取組を推進する。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を把握し、状況に応じた取組を推進する。
5 予防接種事業	予防接種法に基づき予防接種を行う。また、普及啓発活動及び計画的な接種への助言を行い接種率の向上に努め、免疫保有率向上による疾病発生抑制に取り組む。

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
健康こぼやし 21 (第二次)	市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにする計画	健康増進法	平成 26 年度 ～令和 5 年度 10 か年
いのちを支える小林市自殺対策行動計画-第 2 期-	保健、福祉、医療、教育及び労働等の団体、機関及び事業所等や市民により、自殺に至る状況を改善するための施策や取組をまとめた計画	自殺対策基本法 自殺総合対策大綱	令和元年度 ～令和 5 年度 5 か年
小林市新型インフルエンザ等対策行動計画及び小林市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）	新型インフルエンザ等が発生した場合に、健康被害を最小限に抑え、市民生活及び地域経済の破綻を防ぐことを目的とした計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 小林市新型インフルエンザ等対策本部条例	なし
小林市第 3 期特定健康診査等実施計画	厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本方針に即して、保険者（市）が特定健康診査等の具体的な実施方法やその成果に関する目標等について定めた計画	高齢者の医療の確保に関する法律	平成 30 年度 ～令和 5 年度 6 か年
小林市第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）	被保険者の健康増進及び疾病予防の取組について、保険者（市）が支援の中心となって効果的かつ効率的な保健事業を展開するための計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針	平成 30 年度 ～令和 5 年度 6 か年
小林市健幸のまちづくり基本方針	健幸のまちづくりを推進するための基本的な考え方や、総合的に取り組む施策の方向性を示す計画	なし	令和元年度～

基本施策	2-（4） 子ども・子育てを支援します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「子育ては未来を担う人づくり。地域とともに子育て、子育てを応援します。」を基本理念とする「第2期小林市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長のための良好な環境を確保します。 ● 子育て世帯に対する支援及び機能の充実やきめ細かな相談体制の整備、情報提供の充実を図るとともに、地域での子育てに対する認識や関心を高め、家庭、地域、学校、各種団体、事業所等地域全体が協力して子どもを生み育てやすいまちづくりを推進します。 ● 出会い、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望がかなうよう個人の気持ちを後押しし、選択の幅を広げる取組を推進するとともに、家庭を始め、地域、職場、社会が支援し見守る温かいまちづくりの気運醸成の取組を推進します。 ● 子どもとその家庭の心身の健康の保持増進や家庭の状況に応じたきめ細かな支援に努め、包括的な支援体制を充実し、経済的及び精神的負担の軽減を図ります。また、子どもの健やかな発育、発達への支援及び将来に向けた健康づくりを支援します。 ● 子どもの権利を尊重するとともに、未来を担う子どもたちの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、関係機関、市民、地域、事業所等が連携し、児童虐待の発生予防、早期発見、自立に向けた切れ目のない支援や体制を整備し、夢と希望をもって心身ともに健やかに成長できるまちづくりを推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響は、子どもや子育て世帯の生活に大きく及び、子育て支援施策に対する重要度、緊急度は高まっています。また、市民アンケートでは、子育て世帯はコロナ禍において、健康への負担が増加し、学習、運動、交流、外出及び文化芸術活動の機会が減少したと回答しています。 ● 子育てを取り巻く環境は、共働き世帯の増加、女性就業率の向上、人生100年時代の到来やコロナ禍により多様化しています。子どもの健全育成や仕事と子育ての両立を図るためには、各分野（家庭、地域、学校、各種団体、事業所等）が連携や交流を通して子育て世帯を包括的にサポートするまちづくりが必要です。 ● 本市の平成29年の合計特殊出生率は1.88で、平成26年の1.84から改善しましたが、婚姻数、妊娠届数及び出生数ともに、令和元年から減少幅が大きくなっています。現在、第2期でなんと小林総合戦略で施策横断的に取り組んでいる人口減少対策は、 	

市の持続的な発展に向けた喫緊の課題です。その中で、人口減少の緩和については、「少子化対策」に重点を置いた取組を進めることが方針とされており、重点的な対策が必要です。

- 西諸唯一の分娩施設であった小林市立病院の産婦人科の分娩受入れの休止により、安心、安全な医療提供体制の構築やこの地域で子どもを生き育てようと希望する市民の不安解消への対策が求められています。
- 児童が放課後を安全に過ごし、保護者が仕事と家庭の両立を図るため、放課後児童クラブを開設しています。一部の小学校区では、待機児童が発生するなど利用者は増加傾向です。放課後子ども教室との整理、場所の確保や運営を受託するNPO等の育成と確保が必要です。
- 室内外の子どもの遊び場、親子の交流や仲間づくりの場、子育て相談及び情報発信ができる拠点の充実が求められています。一方で、児童遊園、児童センター及び児童プールは、児童の活動スタイルの変化により、利用者の減少が著明なため、今後の子育て支援施設の在り方を検討する必要があります。
- 市内未就学児の約80%が市内外の保育所、幼稚園、認定こども園等に入所しています。また、出産後早期に職場復帰する傾向があり、教育・保育ニーズが高まっているとともに、共働きや就労形態の多様化による多様な保育サービスの提供が求められています。一方で、保育士、幼稚園教諭等の人材確保や園児数の定員確保が課題となっています。事業所においては、園児や人材確保に努める一方で、今後の児童数減少を見据えた保育所運営を検討する必要があります。
- 母子健康手帳交付時から切れ目のない子育て世帯への支援を行っています。コロナ禍において、産後うつなど妊娠中、出産後の生活に大きな不安や影響が及んでいます。訪問による見守り、気軽に相談できる体制及び情報発信の充実が求められています。
- 乳幼児健康診査、4歳児・5歳児健康相談の実施により、子どもの健やかな成長への支援、発達や疾病等の早期発見や早期対応を行っています。これらの充実を図るためには、教育、福祉、医療等の関係機関との連携が重要です。低出生体重児が増加傾向にあり、妊婦が主体的に健康管理を実践できるよう支援する必要があります。また、学童期の肥満が増加傾向にあるため、生活習慣病予防健康診査の事後指導や幼少期からの肥満予防を図る必要があります。
- 全国的に児童虐待の件数が増加しています。特に、虐待による児童死亡事例等重大事案への対策が求められています。児童虐待の発生予防、早期発見等について、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点との一体化による機能充実が必要です。ヤングケアラーについて、実態把握とその対策が求められています。

<p>● コロナ禍で社会経済に影響が及んでいることから、家庭の経済的困窮に起因した子どもたちへの影響がより一層懸念されています。本市の子どもの貧困の現状について関係機関と連携して実態を把握し、貧困の連鎖を防ぐための支援が必要です。</p>
<p>方 針</p>
<p>1 仕事と生活の両立と子どもの成長を育むまちづくりの推進</p> <p>子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭、地域、学校、各種団体等が連携を強化し、子どもの福祉の向上を図る環境づくりを推進します。子育て世帯の仕事と生活の両立を図るため、温かい家庭や地域づくりの推進、ワーク・ライフ・バランスの実践や仕事と生活の両立を応援する事業所等への働きかけを行い、社会全体で子どもの成長を育むまちづくりを推進します。</p> <p>2 少子化対策の推進</p> <p>希望する人が、安心して妊娠、出産及び子育てができる環境づくりと、それを地域全体で支える気運の醸成を図る取組を推進するとともに、医療提供体制や母子保健に係る健康診査、相談等の充実に努めます。また、若い世代の出会いの場から結婚、妊娠、出産、就労及び住まいまで、総合的な支援を行います。なお、少子化対策の推進に当たっては、個人の選択の自由や多様化に十分に配慮します。</p> <p>3 子育て支援機能の充実</p> <p>子育て世帯が安心して子育てができるよう、医療費助成等の子育てに係る経済的負担の軽減、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等の充実による子育て支援や相談体制の充実、家庭や地域での世代間交流の促進による見守り体制の構築等により、子育て支援に係る機能の充実に努めます。また、子育て支援施策を始め、子どもや子育て世帯の関連行事、イベントや妊娠、出産及び子育て支援に関する情報の総合的な提供の充実に努めます。</p> <p>4 幼児期の教育・保育施設環境の整備と多様な保育サービスの充実</p> <p>就学前児童の健やかな成長を育むため、適切な教育・保育施設環境を確保し、質の高いサービスを提供します。特別な支援を必要とする児童の受入れ体制の整備など、保護者の多様化するニーズを把握し、これに対応するサービス提供体制の構築に努めます。</p> <p>5 母子保健と子どもの健康の充実</p> <p>健康に子どもを生み育てられ子どもが健やかに育つよう、産前産後から育児期にわたり切れ目のない相談体制とライフステージに応じた支援の充実に努めます。各種訪</p>

問や相談を行い、育児への不安や悩みの解消に努めます。健康診査、食育、歯科保健等を通して、母子ともに健康的な生活習慣を身に付けられるための支援を行います。あわせて、発達や疾病等に係る早期発見、必要な支援の提供及び関係機関への情報の引継ぎを行います。

6 ひとり親家庭に対する自立支援対策の充実

ひとり親家庭に対して、支援制度の周知、相談体制の充実、児童扶養手当や医療費助成などの経済的支援、就労支援、生活支援等の自立支援を総合的に行うことで、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。

7 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策として、医療、保健、福祉、教育、警察等の地域における関係機関の連携協力体制を強化し、発生予防、早期発見、対応、保護、支援、自立と切れ目ない支援や体制づくりを推進します。また、妊娠から出産及び育児における相談や対応などを一体的に実施します。さらに、体罰によらない子育てを含む児童虐待の認識や通報の仕組みに係る周知啓発を行い、地域全体で見守る環境づくりを推進します。

8 子どもの貧困問題への対応

地域における子どもの貧困に係る理解促進及び連携の深化を図るとともに、本市の現状を十分に把握し、要支援世帯に対する生活支援等を関係部署、関係機関等と連携、協力して問題解決に向けて取り組みます。

目 標

1 仕事と生活の両立と子どもの成長を育むまちづくりが推進されている状態

社会全体の取組により、家庭のみならず地域や社会が子育て世帯に寄り添い、この地域で親も子どもも健やかに成長が育める状態を目指します。

2 少子化対策の推進が図られている状態

結婚や出産への希望を持つことができ、パートナーや家庭の妊娠、出産及び子育てに対する理解が広がり、安心して妊娠、出産及び子育てにのぞむ妊婦とパートナー及びその家庭が増えている状態を目指します。

3 子育て支援機能が充実し、安心して子育てができる状態

地域における子育て支援機能が充実し、子育てと仕事を両立させたい家庭が安心して生活や就労ができる状態を目指します。

4 幼児期の教育・保育施設環境の整備と多様な保育サービスの充実が図られている状態

教育・保育施設環境の質及び量と保育人材が確保され、多様化するニーズに対応で

きる環境を整備し、仕事と生活を両立して子育てができる状態を目指します。

5 母子保健と子どもの健康の充実が図られている状態

妊産婦健康診査及び乳幼児健康診査を対象者全員が受診し、妊娠中から乳幼児期までを通して、母子とその家庭が健やかに楽しく子育てができている状態を目指します。また、幼少期から健康な生活習慣が身に付き、継続できる状態を目指します。

6 ひとり親家庭の生活が安定・向上している状態

ひとり親家庭に対するきめ細かな相談支援体制を提供し、生活支援、就労支援及び経済的支援の充実に努め、自立を目指すひとり親家庭が増加する状態を目指します。

7 児童虐待防止対策の充実が図られた状態

児童虐待防止対策について、関係機関が児童等に関する情報や支援方針を共有し、的確な対応を行うことにより、発生の予防が図られ、子どもが適切な支援を受けられる状態を目指します。

8 子どもの貧困対策により、子どもたちがその将来に夢や希望を持てる状態

世代を超えた貧困の連鎖をできる限り解消するため、保護者への生活支援、就労支援や子どもへの学習支援等に、地域のつながりや関係機関の連携協力により取り組み、子どもたちがその将来に夢や希望を持てる状態を目指します。

目標値

指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 「仕事と生活の両立応援宣言」を行う事業所数 (累計)	72 事業所	80 事業所	90 事業所	100 事業所	100 事業所
1 この地域で今後も子育てをしたいと思う保護者の割合 (単年度)	89.0%	90%以上を維持	90%以上を維持	90%以上を維持	90%以上を維持
2 出生数 (単年度)	276 人	280 人	280 人	290 人	300 人
2 女性 1,000 人当たりの出生数 (単年度)	43.1 人	前年より増	前年より増	前年より増	前年より増

3 「子育て環境が充実している」と感じる市民の割合 (単年度)	32.6%	33.0%	35.0%	37.0%	40.0%
4 就学前児童のうち教育・保育施設を利用している児童の割合 (単年度)	83.0%	83.5%	83.5%	84.0%	84.0%
5 乳幼児健康診査の受診率 (単年度)	95.0%	98.0%	99.0%	100.0%	100.0%
5 肥満傾向にある子どもの割合 (単年度)	小学5年生 8.5% 中学2年生 7.4%	小学5年生 10.0% 中学2年生 6.5%	小学5年生 9.0% 中学2年生 6.5%	小学5年生 8.0% 中学2年生 6.0%	小学5年生 7.0% 中学2年生 5.5%
6 児童扶養手当の全部支給世帯割合 (単年度)	46.4%	45.0%	44.0%	43.0%	42.0%
7・8 子ども家庭総合支援拠点相談件数 (単年度)	250件 (R3推計)	400件	500件	500件	500件
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童を取り巻く地域活動の推進 ・ 仕事と子育てが両立できる職場環境づくりと子育て世帯の見守り ・ 妊娠、出産及び子育ての状況に関心を持ち知識を深め、必要な時にサポートすること ・ 子どもの見守り ・ 地域の活動への参加と子育てについての学習 ・ 子育て支援関連施設の運営参画と保育人材としての参画 ・ 子どもに基本的な生活習慣や社会的マナー等を伝える取組 ・ 子どもを虐待から救うための行動 ・ 子どもや子育て世帯が地域行事に参加しやすい環境の整備と居場所づくり 					

主な実施計画事業	
事業名	概要
1 仕事と生活の両立応援周知啓発事業	温かい家庭づくりの推進、仕事と生活の両立を応援する事業所等への支援、家庭、地域、学校、各種団体等が連携を強化し、児童福祉の向上を図る環境づくりを推進する。
2 子ども・子育て応援事業	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う。
3 子ども医療費助成事業	児童の医療費自己負担の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減し健やかな成長を支援する。
3 児童手当給付事業	児童手当法に基づき、児童を養育しているものに手当を支給し、家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。
3 地域子育て支援センター事業	子育て支援センターを拠点として地域における子育て世帯の交流を促進し、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援する。
3 ファミリー・サポート・センター事業	相互援助活動を通して、地域全体で子育て世帯の支援を行い、安心して子どもを生み育てる環境整備を図る。
3 放課後児童健全育成事業	昼間、就労等により家庭に保護者のいない児童を対象として、放課後児童クラブを開設し、放課後の児童の安全な居場所を確保する。
4 児童福祉施設管理運営事業	私立保育所、幼稚園、認定こども園等の運営及び一時預かり保育、延長保育、病後児保育事業等を実施し、幼児期の教育・保育施設環境の量的及び質的確保を図る。
5 母子保健事業	地域保健法、母子保健法、発達障害者支援法等に基づき、妊産婦及び乳幼児へ各種教育、健康相談、健康診査等、母子保健に関する総合的な事業運営を推進する。
6 ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の保護者が自立を目指すため資格取得や就労相談、その他の資金貸付け等の相談及び受付を行い自立に向けた総合的支援を行う。

6 児童扶養手当給付事業	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭に手当を支給し、生活の安定と自立促進を図る。		
6 ひとり親・寡婦医療費助成事業	ひとり親家庭及び寡婦の医療費自己負担の一部を助成し、経済的負担の軽減と健康増進と福祉の向上を図る。		
7 子ども家庭総合支援拠点事業	子育て世代包括支援センターと一体となって子どもとその家庭、妊産婦等を対象に、相談、関係機関との調整等子ども家庭支援全般に係る業務を包括的に行う。		
8 子どもの貧困対策事業	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境により左右されないよう、また、貧困が親から子へ世代を超えて連鎖することがないように子どもの貧困対策を推進する。		
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
第2期小林市子ども・子育て支援事業計画	幼児期の教育・保育の量的及び質的確保並びに地域子育て支援の充実を図るための計画	子ども・子育て支援法	令和2年度～ 令和6年度 5か年
小林市子どもの未来応援推進計画	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の均衡を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成30年度～ 令和4年度 5か年

基本施策	2－（５） 地域医療の体制の確保に取り組みます
ミッション	
<p>安心できる地域医療体制の確保を図るため、次の内容を中心として、積極的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人一人が、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送るためには、必要に応じて適切な医療が提供されなければなりません。都市宣言「地域医療・健康都市 小林市」の5項目を合言葉に、市民総ぐるみによる健康づくりを進め、健康長寿を目指すとともに、西諸医師会を始め関連大学、宮崎県、西諸の自治体が更なる連携を図り、医療従事者の確保を始めとした医療提供体制の充実に努め、併せて市民活動団体の活動を支援しながら、地域医療に関する情報の発信や市民の健康づくりへの支援を積極的に推進します。 ● 市立病院については、医師招致を図り、地域医療支援病院としての機能充実と経営の安定化を図ります。また、新興感染症の対応や災害医療、在宅医療体制の整備等西諸医療圏の公立病院間の連携を図り、公立病院としての役割を果たします。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療体制は、西諸医師会の全面的な協力により、日曜祝日在宅当番医制と夜間急病診療体制が構築されています。しかし、医療従事者の不足等の理由により土曜、日曜、祝日の夜間の診療体制までは構築できていません。そのため、第二次救急医療施設（市内6施設）への患者の集中が見られ、小児科・産婦人科等専門的な医療については、他の医療圏の医療機関へ案内せざるを得ない状況が続いています。また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に備えた医療体制の確保が重要な課題となっています。そのような中、令和3年度から宮崎大学と災害・救急医療に特化した寄附講座も開設したことから、大規模災害時の医療体制についても調査・研究を進める体制が構築されたところです。今後も西諸医師会や大学等の関係機関及び宮崎県や西諸圏域の自治体が連携を図り、医師や看護師等の医療従事者を確保する必要があります。 ● 本市における地域医療の市民活動については、地域医療の在り方を市民の立場で考え、行政、西諸医師会、医療機関等と協働した活発な活動であり、先進的な取組として全国的に注目されています。このような地域医療を守り・育てる市民活動は、医師を始めとする医療従事者が勤務地を選択する上での重要な条件となるため、地域医療を守るために欠かせない活動です。今後は市民活動の輪を広げるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、オンライン診療等の活用が更に拡大されることが予想され、医療機関における受診体制も大きく変わっていくことを念頭に、かかりつけ医を持つことなどを推進する必要があります。 	

- 市立病院は、西諸医療圏で唯一の地域医療支援病院です。地域完結型の医療提供を目指す上で中心となるべき病院ですが、常勤医師の不足が続いていることに加え常勤医師の高齢化も深刻な問題となっており、かかりつけ医を支援する体制が不十分です。
また、チーム医療を推進する上で欠かすことのできない薬剤師等の医療従事者の確保も課題となっています。
- 今後ますます人口減少と高齢化が進む状況において、地域完結型の医療提供体制構築は喫緊の課題であり、市立病院において在宅医療の取組を推進する必要があります。
- 市立病院は、西諸医療圏で唯一の感染症指定医療機関及び災害拠点病院です。新型コロナウイルス感染症等の新興感染症及び今後発生が予見される大規模地震等災害医療対応について、専門的知見を持ったスタッフの確保や施設整備を拡充する必要があります。

方針

1 救急医療、災害医療体制の継続・強化

西諸医師会、大学等を含めた医療機関、西諸広域行政事務組合消防本部、小林保健所等関係機関との連携を図り、感染症対応を含めた救急医療体制の継続及び強化に取り組みます。あわせて、今後予見される大規模災害時の医療体制についても調査・研究を進め、適正な災害医療体制の構築及び強化に取り組みます。

2 二次医療圏の医療体制の堅持と小児科・産婦人科の医療体制の確保

二次医療圏の中核となる医療機関における医師不足は依然として大変厳しい状況にあり、特に小児科及び産婦人科については、予断を許さない状況にあります。医師を始めとした医療従事者の確保及び二次医療圏の堅持に関しては、地域での人材育成や、西諸医師会及び大学等の医療機関並びに県や西諸圏域の自治体が連携を深め、継続して国や県に対し要望を続けていきます。

3 地域医療を守り・育てる市民活動の推進

二次医療圏としての地域医療を守っていくため、西諸で一体となって共通理解を高め、より一体的な広報及び啓発を展開し、地域医療市民活動団体、西諸医師会、医療機関等の関係機関との協働を継続し、かかりつけ医を持つことや適正受診など地域医療を守り・育てる活動を推進します。

4 市立病院の役割・機能の確保

市立病院の内科、小児科、産婦人科、救急科等の医師招致を図り、救急医療体制やかかりつけ医の後方支援体制を整えることで、地域医療支援病院、感染症指定医療機関及び災害拠点病院としての機能の確保に取り組みます。

目 標

1－（１）西諸医師会急病診療体制（平日夜間・休日日中）が整備された状態

平日の夜間 19 時から 22 時までと休日の日中は、西諸医師会の全面的な協力により医療の提供が行われています。今後も、急病診療体制が整備されている状態を目指します。

1－（２）日曜祝日在宅当番医制が整備された状態

日曜、祝日の医療提供体制は、西諸医師会の全面的な協力により、医療従事者が休日を返上して医療の提供を行っています。今後も、当番医制が整備されている状態を目指します。

1－（３）災害時（感染症対策含む。）の医療体制が整備された状態

西諸医師会及び西諸 3 市町では、感染症を含めた災害時における医療救護に関する協定を締結しています。これにより、感染症対応を含めた災害時の医療体制が整備された状態を目指します。また、宮崎大学に災害・救急に特化した寄附講座を開設しています。大規模災害時には県内の災害拠点病院と連携した医療体制が構築された状態を目指します。

2 二次医療圏の堅持と医療体制が確保された状態

地域医療市民活動団体、西諸医師会、大学、医療機関等の関係機関との連携を図り、地域内で二次医療圏の堅持と小児科及び産婦人科を始めとする医療体制と地域における医療従事者の育成環境が確保されている状態を目指します。

3 地域医療の市民活動への関心が高まっている状態

地域医療市民活動団体と協働で啓発活動を継続し、地域医療を守り・育てる市民活動の輪が広がっている状態を目指します。

4 市立病院の役割・機能が確保された状態

市立病院の内科、小児科、産婦人科等の医師招致を図るとともに、市立病院と他の医療機関等との連携や機能分担を進め、地域内で二次医療体制が確保された状態を目指します。

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1－(1) 西諸医師会急病 診療体制(平日夜 間・休日日中)の 開設率(単年度)	100%	100%	100%	100%	100%
1－(2) 日曜祝日在宅当 番医制の開設率 (単年度)	100%	100%	100%	100%	100%
2 看護学生の地域 就職者数 (単年度)	19 人	20 人	20 人	20 人	20 人
4 市立病院の常勤 医師数(単年度)	12 人	11 人	11 人	12 人	12 人
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療に関する情報発信や啓発活動 ・ かかりつけ医を持つことと適正受診の心掛け ・ 医療従事者の確保 					

2 いきいき《健康でいきいきつながり合う笑顔のまち》

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1	救急医療対策事業	安心できる地域医療体制の確保を図るため、休日及び夜間における救急患者の医療を確保し、救急医療体制の整備を行う。	
1	災害救急医療連携事業	宮崎大学医学部に災害医療・救急医療に関する研究を行う寄附講座を開設し、県内災害拠点病院の相互支援、市立病院への医療支援、次世代への人材育成に取り組む。	
2	地域医療対策事業	全国的な課題である医師偏在による医師確保対策を始め、地域医療の体制の維持、強化を推進する。	
2	医療人材確保推進事業	看護師等の医療従事者を安定的に確保するため、奨学金の貸与や奨学金返還の一部補助、実習補助等を行う。	
3	市民活動支援事業	地域医療の充実の必要性や重要性等を住民団体の連携や自主的な活動等により広く周知するとともに、医療資源を大切にし、地域医療を守り育てるまちづくりに寄与する活動を行う。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
なし			

施策の大綱	3 まなび 《生涯を通して学び合い育ち合うまち》
ミッション	
<p>本市の教育は、0歳から100歳までを対象とした教育環境を整備し、地域の教育資源を最大限にいかしながら、学校と家庭、地域社会がそれぞれの教育的機能を発揮するとともに、市民一人一人が自己実現を目指し、健康で文化的な生きがいのある人生を送ることができる教育の推進が必要であると考えています。</p> <p>そのためには、少子高齢化、国際化、情報化等、いまだかつてない急激な社会変化に柔軟に対応するとともに、新型コロナウイルス等の感染症や大規模な災害等、環境の変化にも迅速に対応しながら、市民の学びが充実し、継続的に営まれるよう、本市の実態に即した長期的な教育施策の展開が求められます。</p> <p>また、市民一人一人が生きがいを持ち、心豊かで充実した人生を送ることができるよう、人と人との連携や世代間の交流を深めるとともに、生涯にわたって学ぶことの喜びが味わえるような教育的環境を整備する必要があります。</p> <p>そのために、「『学びたい』『学ばせたい』気持ちを高める小林教育」を教育目標に掲げて取り組むものとします。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育を充実します。 ● 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します。 ● スポーツ・体づくりを推進します。 	

基本施策	3－（１） 学校教育を充実します
ミッション	
<p>知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた様々な教育活動を通して、自ら目標を持ち、未来をたくましく生きぬく子どもの育成を目指していくものとし、次の内容を中心として各種施策に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就学前は、その後の人間としての生き方を大きく左右し、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を養う時期です。そこで、未就学児の保護者に対して、子育ての情報を提供するとともに、就学前教育と学校教育の連携の充実を図ります。 ● 子どもたちが、急激な社会変化に対応しながら自己実現を目指していくためには、「生きる力」をこれまで以上に育成することが求められています。そこで、「生きる力」の構成要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身に付けさせる教育の充実を図ります。 ● 子どもたちに対して効果的な教育活動を行うため、教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に専念できる環境を確保し、教育の質の向上を図ります。 ● グローバル化や高度情報化の進展に伴い、教員の指導力や児童生徒の情報活用能力を向上させる取組が求められています。そこで、授業でのタブレット型パソコンの活用や遠隔教育等の研究に取り組み、研究成果を市内の全小・中学校に広げることで、ICT教育の充実を図ります。さらに、小学校の外国語（英語）の教科化を踏まえ、外国語教育の充実を図ります。 ● キャリア教育は、子どもたち一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育であり、これからの社会を担う子どもたちには必要不可欠な教育です。そこで、小・中学校が一貫した教育を行う体制（縦のつながり）と、学校と地域社会等の連携、協働（横のつながり）の体制を構築することで、キャリア教育を推進します。 ● 学校と地域社会との連携は、児童生徒への教育の充実はもとより、地域の活性化や将来を担う人材の育成等の視点からも、その重要性が高まっています。そこで、全ての学校で導入しているコミュニティ・スクールの機能を充実させ、地域社会との連携、協働体制を組織的、継続的に強化することで、協働の学校づくりを推進します。 ● 学校施設については、老朽化が進んでおり、また児童生徒数についても今後減少傾向が続くことが予想されます。そこで、適正な維持管理や少子化を考慮した学校施設の在り方について検討し、安心、安全な施設環境の確保や教育環境の質的向上を図ります。 	

現状と課題

- 本市では、近年の少子化や経済状況の変化等の影響から学校の小規模化が進み、市内小・中学校の児童生徒数は、平成22年度から令和2年度までの11年間で、約700人減少しており、この傾向は今後も続くことが予想されます。
また、新型コロナウイルス感染症について、学校においては、今後も感染防止対策を継続していく必要があります。このような中、令和2年度に実施した市民アンケートでは、コロナ禍により学習、運動や交流の機会が減少したと回答した保護者の割合が大きいことから、学校内外での教育活動を工夫しながら児童生徒の健やかな学びを保障していくことが求められています。
- 生活習慣の変化や価値観の多様化、家庭の孤立化等により、家庭の教育力の低下が懸念されています。未就学児童やその保護者の学びを支援し、家庭の教育力を向上させることで、就学前教育の充実及び小学校への円滑な接続を図っていくことが重要です。
- 本市の全小・中学校では連携型の小中一貫教育を導入し、学校と家庭、地域社会、行政とが知育・徳育・体育・食育のバランスのとれた教育活動を一丸となって推進しながら、「自ら目標を持ち、未来をたくましく生きぬく子ども」の育成に取り組んでいます。
- 全国的に児童生徒数は減少傾向にありますが、特別な支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあるため、本市においても、特別支援教育を更に充実していく必要があります。
- 学校を取り巻く環境が、複雑化、多様化する中、学校教育の一層の改善・充実が求められ、教職員が担う業務は、質・量ともに増加しています。そのため、教職員の働き方に関する改革を、効果的かつ継続的に進めていく必要があります。
- これからの学校教育においては、児童生徒の確かな学力の保障はもとより、グローバル化や高度情報化等の新しい時代に対応した教育を提供することが重要な使命です。現在の児童生徒の学力の実態を見ると、全国平均をやや下回っている状況であり、学んだ知識を活用する力はまだ十分とは言えず、今後、教員の授業力の向上やICTを活用した教育、情報活用能力の向上、外国語教育等を充実させながら、児童生徒の学力向上を図っていくことが必要です。
- 急激な社会変化に流されることなく、将来、直面するであろう様々な課題に柔軟かつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができる資質、能力を身に付けさせるためのキャリア教育や地域社会と連携した教育の推進が強く求められています。

- 就学前から中学校までの一貫した豊かな心の育成や健康増進、体力の向上、特別支援教育、防災教育の充実等、学校教育だけでその対応を行うことは、極めて厳しい状況にあることから、教職員や保護者のみならず、市民総がかりによる児童生徒への教育を推進していくことが、これまで以上に求められています。
- 学校施設については、耐震化のための改築事業が完了したものの、非構造部材といわれる内部の設備や、壁、窓等の耐震化は今後も進めていく必要があります。また、小林市学校施設長寿命化計画の基本方針に基づき、施設の点検や維持管理方法の見直し等も検討していかなければなりません。
さらに、学校施設の改築の際には、他の公共施設等との集約化や複合化等も検討していくことが必要です。

方 針

1 就学前教育と学校教育の推進と充実

未就学児童やその保護者の学びを支援するとともに、認定こども園、保育所（園）、幼稚園及び小学校の連携を深めることで、円滑な小学校への接続を図ります。

2 学力向上の推進

個に応じた指導の充実や授業改善、研究指定校による実践的研究に取り組み、一貫性と継続性を持った教育を推進することで、学力向上を図ります。

3 こころの教育の推進と充実

道徳科を要とした道徳教育の推進及び教育相談体制等の充実を図ることで、人間性豊かな児童生徒を育成します。

4 からだの教育の推進と充実

幼児期からの体力づくりや各種健康診断、危険から身を守る指導の充実を図ることで、健やかな体を育む教育を推進します。

5 特別支援教育の推進と充実

就学前からの一貫した支援体制の確立や合理的配慮の提供、特別支援教育支援員を適切に配置することで、特別な支援が必要な児童生徒に対応した教育を充実します。

6 新しい時代に対応した教育環境の整備と充実

教員以外の専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」を推進するとともに、学校や教員の業務を見直し、教員が担うべき業務に専念できる環境を整備することで、学校における指導体制の充実を図ります。また、学習及び校務でICT機器を積極的かつ効果的に活用するとともに、外国語指導助手の活用による外国語活動等を推進することで、教育の質の向上や一人一人の個性に応じ

た学習を実現します。

また、感染症や災害発生時でも児童生徒の学びを保障するため、ICT機器を効果的に活用した学習活動の充実を図るとともに、これからの時代を生きるための情報活用能力の向上を図ります。

7 キャリア教育の推進と充実

小中一貫及び学校と家庭、地域社会、産業界等の連携及び協働によるキャリア教育を展開することで、児童生徒に社会的、職業的自立の基盤となる能力や態度を育成します。

8 協働の学校づくりの推進と充実

地域の人々と教育目標や教育ビジョンを共有することで、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを、より一層推進します。また、学校と家庭、地域社会が相互に協力し、地域全体で学びを展開していくことで、子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制を構築します。

9 学校教育施設の整備と充実

耐震化事業は完了しましたが、非構造部材の耐震対策や、老朽化に伴う改修整備等について、小林市学校施設長寿命化計画に基づき、効率的で計画的な施設整備を実現します。

目 標

1 就学に向けて家庭の教育力を高めながら、幼児期から小学校低学年の保育・教育の連携が図られている状態

子育て支援テキストを母子手帳の配付時や認定こども園、保育所（園）、幼稚園等の入園時に提供するとともに、効果的に活用されている状態を目指します。また、認定こども園、保育所（園）、幼稚園及び小学校が連携し、それぞれの発達の段階に応じた教育の在り方について、共通理解が図られている状態を目指します。

2 主体的に学習に取り組む態度が向上している状態

全国学力・学習状況調査において、主体的に学習に取り組む態度が向上している状態を目指します。

3 児童生徒の道徳性や人権感覚が高まり、いじめや不登校等、児童生徒が抱える問題が解消した状態

道徳科を要とした道徳教育の推進体制が整備されるとともに、今後も、小・中学校教職員の人権感覚の高揚や指導力の向上を図るための研修会を定期的実施し、学校と家庭が連携した取組を行う等、学校における人権教育の充実が図られている状態を目指します。

また、各小・中学校の生徒指導の充実を図るため、今後も、定期的な研修会を

施し、適応指導教室やスクールソーシャルワーカーが、効果的に活用されている状態を目指します。

4－（１）体力が向上した状態

新体力テストにおいて、全ての学年が県平均を上回っている状態を目指します。

4－（２）健康な児童生徒が育っている状態

病気等による欠席者数の割合が少ない状態を目指します。また、災害や感染症等に対して自ら身を守る行動ができる状態を目指します。

5 一人一人のニーズに応じた特別支援教育が行われている状態

適切な就学判断に基づく個に応じた支援や、合理的配慮が行われている状態を目指します。

6－（１）教員が児童生徒とじっくりと向き合っている状態

教員が教育相談や個別の学習指導等にじっくり取り組むことができている状態を目指します。

6－（２）ICTや外国語指導助手を活用した効果的な学習指導が行われている状態

指導方法の改善や個に応じた指導のために、教員、児童生徒ともにタブレット型パソコンを効果的に活用している状態を目指します。また、外国語指導助手による外国語コミュニケーションや外国文化体験活動を通して、外国語及び外国文化に親しめる状態を目指します。

7 学校と家庭・地域社会、産業界等の連携・協働により、小・中学校が一貫したキャリア教育に取り組んでいる状態

地域や産業界等の人材を小・中学校に提供するための環境が整備され、小・中学校において、「こすもす科」を中心とした9年間を見通した系統性及び一貫性のあるキャリア教育が実施されている状態を目指します。

8 地域住民の学校への関心が高まった状態

学校の教育活動に地域住民が積極的に参画している状態を目指します。

9 学校施設の整備が行き届いた状態

平時はもとより、コロナ禍等の非常時においても、児童生徒が安心、安全かつ快適な学習環境の中で、授業や学校生活に取り組むことができている状態を目指します。

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 幼保小一貫目標 達成度 (単年度)	79.2%	79.4%	79.5%	79.6%	79.7%
2 学びたい度 (単年度)	59.8%	63.0%	66.0%	69.0%	72.0%
3 いじめの認知解 消率 (単年度) ※1	94.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3 不登校率 (単年度)	1.08%	1.02%	0.99%	0.96%	0.93%
4 - (1) 新体力テスト結 果 (単年度) ※2	5 学年 (R1)	6 学年	6 学年	7 学年	7 学年
4 - (2) むし歯有病者率 (単年度)	58.7%	57.2%	56.2%	55.2%	54.2%
6 - (1) 時間外勤務が月 80 時間を超える 教職員の割合 (単年度)	2.1%	0%	0%	0%	0%
6 - (2) 授業中に I C T を活用して指導 する能力 (単年度)	62.5%	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%
6 - (2) 児童生徒がタブ レット型パソ コンを活用できる 能力 (単年度)	81.9% (R3)	82.5%	83.0%	83.5%	84.0%
7 授業に協力でき る企業登録社数 (累計)	82 社	90 社	93 社	96 社	100 社

3 まなび《生涯を通して学び合い育ち合うまち》

7 小林市の小・中学校で「子どもを学ばせたい」と感じる市民の割合 (単年度)	55.1%	60.0%	65.0%	70.0%	72.0%
--	-------	-------	-------	-------	-------

※1 いじめを認知した件数のうち、解消しているものの割合

※2 県平均を上回った学年数

協働の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学相談会の活用 ・ 家庭学習の充実と習慣化 ・ 家庭教育の充実による児童生徒の健やかな育成 ・ 児童生徒の各種健診の受診と健康な体づくり ・ 教育支援ファイルの活用による学校や関係機関と家庭の連携の強化 ・ 発達支援に係る関係機関と情報の共有、連携の強化 ・ 家庭におけるICT機器を使う時のルールづくり ・ 産学官、地域との連携によるキャリア教育の充実 ・ PTA活動への積極的な参加と学校運営への参画 ・ 学校教育施設の美化活動への参加 ・ 学校教育施設の在り方についての課題共有と施設整備の推進 	
主な実施計画事業	
事業名	概要
1 0歳児からの教育推進事業	小林市幼・保・小連絡協議会において、子育て支援テキスト及び幼児用紙芝居の普及・啓発及び活用の徹底について周知を行い、保護者の学びを支援し、家庭教育の充実を推進することで、小学校への円滑な就学を図る。
2 小中一貫教育事業	全ての中学校で連携型小中一貫教育を実施するとともに、小中一貫教育推進モデル校を設置し、一貫教育の推進の在り方について研究を進める。
2 教育研究事業	テーマに沿った講演会の開催や、魅力ある授業づくり研修会、授業力向上のための論文募集や小林教育研究センターによる授業研究を実施する。
2 小林っ子スキルアップ事業	鉛筆持ち方グリップを新入学生全員に配布し、授業や自宅学習において、正しい鉛筆の握り方の指導を行う。

3 適応指導教室運営事業	小・中学校の児童生徒のうち、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間、学校を欠席しているものを学校へ復帰させることを目的として、不登校児童生徒への指導及び援助を行う。
3 子どもの悩みレスキュー事業	スクールソーシャルワーカーやスクールアシスタントを配置し、児童生徒及び教職員に対して、いじめや不登校などの様々な問題の相談業務を行う。
4 学校保健管理事業	児童生徒の各種健康診断、教職員の定期健康診断、就学時健康診断等の定期健康診断に加え、小児生活習慣病予防健診を実施する。 また、児童生徒の健康保持を図るため、フッ化物洗口を実施する。
5 特別支援教育事業	特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員を配置するなどして、生活支援や学習支援等の適切な教育的支援を行う。
6 外国語教育推進事業	外国語指導助手を活用した、外国語コミュニケーションや外国文化体験活動を行う。
6 次世代の子どもを育む学校指導体制推進事業	教員以外の専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」を推進するとともに、学校や教員の業務を見直し、教員が担うべき業務に専念できる環境を整備する等、学校指導体制の充実を図る。
6 ICT教育推進事業	ICT機器を活用した教員の指導能力の育成を行うとともに、学習指導要領に沿った情報活用能力の育成を図る。
7 小林の未来を担うキャリア教育推進事業	学校と地域社会にある教育資源をつなぐ「小林市キャリア教育支援センター」を設置し、小・中学校に教育資源やキャリアプランニングの提供を行う。
8 協働の学校づくり支援事業	保護者や地域住民等が学校と一体となって学校運営に参画することで、地域に開かれ、支えられる、より良い学校づくりを実現する。
9 施設維持補修事業	児童生徒が一日の大半を過ごす学校の学習環境を充実、改善し、安心、安全で快適な施設環境を実現することで、学力向上へとつなげる。

3 まなび《生涯を通して学び合い育ち合うまち》

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市教育基本方針並びに教育施策	本市の教育における基本方針及び施策に関する計画	なし	毎年見直し
0歳から100歳までの小林教育プラン	学校教育、社会教育及びスポーツ推進の各分野における重点施策及び各種事業の実施計画	なし	毎年見直し
小林市学校施設長寿命化計画	今後の学校施設の在り方について多方面から検討し、安心、安全な施設環境の確保や教育環境の質的向上を図るために施設の長寿命化についての方針を掲げた計画	なし	令和3年度～ 令和42年度 40か年

基本施策	3－（２） 生涯学習を推進し、文化・芸術を振興します
ミッション	
<p>「自ら学び 仲間と学び合い 人を育む生涯学習」の推進をテーマに、市民一人一人が学習活動や地域活動等に喜びや幸せを感じ、生涯にわたり夢と希望を持つことができるように、次の内容を中心として各種施策に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生涯を通して「学び」の喜びや幸せを感じられる幅広い生涯学習の推進を図ります。自治公民館や各種講座の講師、ボランティアなど、地域の施設や人材等を活用し、学習環境の整備や各種交流、体験活動等を実施し、地域リーダーの育成を図ります。また、学校や地域の教育力、課題解決力の向上を目指し、スクールボランティアセンター等の充実を図ります。 ● 心を豊かにする文化・芸術が身近に感じられる環境を整備するとともに、より多くの市民が、自ら関心を持って公演や芸術鑑賞等に参加しようとする文化意識の高揚を図ります。 ● 郷土の誇る文化遺産や郷土芸能を、地域の宝として将来にわたって保存、継承するため、その重要性を周知します。また、市民が文化財等の価値を最大限に享受できる環境を整備します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民を取り巻く環境やライフスタイルは、高度情報化やグローバル化の進展により大きく変化し、生涯学習ニーズや価値観が多様化する中、社会教育には人づくりという重要な役割が求められています。しかし、文化・芸術活動や生涯学習、家庭教育の活動がコロナ禍により大きな制限を受けるなど、多くの人々が一堂に会して事業が行えないという状況は、社会教育にとって大きな打撃であるため、様々な手段を活用し活動できる機会を提供することも求められています。 ● 市民ニーズを踏まえた学習機会の提供と学習環境を整備することにより、市民の自己表現を支援する取組が必要であり、学習した成果が社会活動にいかされ、社会貢献や人権教育等の新たな行動や学びへとつなげることが課題となっています。 ● 自治公民館や地域活動団体等との連携を強化し、「地域の教育力」の向上を図ることが求められています。 ● 子どもたちが、グローバル化や科学技術の発展に伴う先進技術、コミュニケーション能力や国際化への対応等、自ら考え行動する力や、他人を思いやる心等豊かな人間性を身に付けるためには、地域の協力が必要です。 	

- 青少年の健全育成を推進するために子どもたちがのびやかに育つ環境づくりが必要であり、家庭教育力の向上や「地域の子どもは地域で守り育てる」という気運の醸成を図らなければなりません。そのためには、様々な子育てに関する情報と体験活動の提供も必要となるため、市立図書館や学校図書館、更には各種団体との連携の強化が求められています。
- 本市においては、市民が文化・芸術に接する機会が少ないのが現状です。そのため、市民に対して文化的意識の向上を図り、心の豊かさを求めていく対応が必要です。また、文化会館では、魅力ある自主文化事業を提供するための情報収集に努めています。また、事業内容を充実し、多様な情報発信により一層集客を図る工夫が必要です。
- 本市の文化財は、地域の自然、歴史及び文化に関心を持った市民や学校等による文化財案内の要請等が増えている状況であり、ガイドボランティア等の協力を得て、歴史的経緯等の周知拡大に取り組んでいます。しかし、限定的なものに留まっており、地域の文化財や伝統文化等への理解を広め、郷土愛の醸成を図りながら地域づくりの推進にも文化財を活用していくことが必要です。また、各地域で継承されている郷土芸能は、指導者の高齢化や後継者不足により活動の存続が危ぶまれており、地域の連携強化や学校等を巻き込んだ継承活動等が必要です。
- 本市の社会教育施設は、老朽化により年を追って維持管理のための経費がかさんでいくため、抜本的に施設の利用形態や維持管理の見直しが必要となっており、市民の活動拠点となる文化・芸術的機能を持った施設の整備が求められています。

方針

1 生涯学習の推進と地域の教育力の向上

コロナ禍においても対応できるような自発的な学習活動支援と学習機会を提供します。あわせて、地域の教育力向上のため、公共施設を活用した学習の充実を図るとともに、各種指導者の発掘やリーダー育成に取り組めます。また、家庭教育の重要性の啓発、生涯現役として人生を送れる活動の推進、豊かな人権感覚を身に付ける学習等の活動に取り組めます。

2 豊かな感性を育む社会教育の推進

世代間交流や職場体験等を基本とした様々な体験活動や、グローバル化する社会に対応できる人材育成のために国際交流事業等を実施します。

3 放課後子ども教室と学校支援の充実

地域の人材を活用し、勉強やスポーツ、文化活動等を通して地域住民との交流を図り、地域の教育力を向上させます。また、スクールサポートボランティアの募集を積極的に行います。

<p>4 読書活動の充実 市立図書館と学校図書館の連携及び読み聞かせグループ等の市民団体との協働により、全ての市民が生涯を通して読書活動に触れ合える体制を整備します。</p> <p>5 市民の心を豊かにする文化・芸術の振興 良質な文化事業等の実施や、身近に芸術作品等に触れる機会の提供により、豊かな心と教養を育みます。</p> <p>6 郷土の誇る文化遺産の保護と活用の推進 文化財や郷土芸能等の歴史的、文化的な価値を市民に啓発し、効果的な保存や環境整備、継承活動等の支援を行うとともに、市民が文化財等の価値を最大限に享受できる環境を整備します。</p> <p>7 社会教育施設の整備と充実 公民館、図書館、文化会館等の社会教育施設を安心、安全に利用できるよう整備するとともに、中央公民館等の老朽化による改築等に併せて文化的機能を持った複合施設を整備し、各種資料の保管環境も検討します。</p>
<p>目 標</p>
<p>1 より多くの市民が、学習活動や地域活動等に参加し、喜びや幸せを感じる状態 市民のニーズを踏まえた幅広い分野と専門的な内容の学習機会を公民館講座や民間団体講座等で実施するとともに、生涯学習の成果を発表する機会を提供します。あわせて、地域の人材を活用し、講師の育成及び地域のリーダー育成を目指します。また、家庭教育学級や乳幼児すこやか学級、生きがい学級の内容の充実と参加の促進を図り、親としての資質、能力及び人間性を高めるために保護者や家庭を支援し、高齢者の生きがいにつながるような活動や社会貢献につながる学び、教育集会所を活用した人権教育の推進及び生涯学習における人権学習の充実を目指します。</p> <p>2 世代間交流や様々な職業体験により、子どもたちが健全に育成されるとともに、人との交わりの重要性に気付き、将来の夢の実現につないでいける状態 子どもたちが自ら考え行動する力や、他人を思いやる心を育むために世代間交流を基本とした様々な体験活動を実施します。また、グローバル化する社会に対応できる人材育成のために、外国人との直接的交流を通して、習慣の違いや言葉を理解するための体験活動を実施します。</p> <p>3－（１）余裕教室や公民館等を活用し、放課後の子どもたちや地域住民が、地域教育に参加できる状態 地域の人材を活用した勉強やスポーツ、文化活動を通して、地域住民との交流により、地域の教育力の向上を目指します。</p>

<p>3- (2) こばやしスクールサポートボランティアセンターのサポートのもと、地域住民の参画により各学校での学習支援活動等の諸活動が支援されている状態</p> <p>こばやしスクールサポートボランティアセンター（KSSVC）のボランティア募集や各種研修により、各学校での学習支援や部活動指導、環境整備、登下校安全指導、学校行事等を支援し、学校や地域の教育力の向上を目指します。</p>
<p>4 図書情報や図書に触れる機会を充実し、市民が気軽に図書館を利用できる状態</p> <p>図書館事業による地域、学校及び市民活動団体と連携した読書活動を推進するとともに、施設の利便性を向上させ、来館者や利用者の増加を目指します。</p>
<p>5 市民が文化・芸術に関心を持ち、各種公演や展示会等へ積極的に参加する状態</p> <p>文化会館による自主文化事業等により、市民ニーズを把握し、集客数増加の見込める公演等を選定して事業を実施します。また、市民が身近に芸術作品等に触れる機会を提供します。</p>
<p>6 文化財や伝統文化等が保護・保存・継承された状態</p> <p>市民の郷土愛を醸成するため、文化財や郷土芸能等が身近にある貴重な宝として理解されるよう、将来にわたって保護、保存及び継承活動が実施される体制を目指します。</p>
<p>7 教育・文化の拠点が整備され、充実した生涯学習の推進と文化・芸術が振興されている状態</p> <p>社会教育施設の整備等の充実を図ることにより、市民の交流と活動支援、学習機会と情報の提供等、様々な施設利用による市民活動の活性化を目指します。</p>

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 生涯学習講座延べ参加者数 (単年度)	1,262 人	1,300 人	1,350 人	1,400 人	1,450 人
2 職業体験活動満足度 (単年度)	58.92%	65%	70%	75%	80%
3- (2) KSSVC登録者数 (累計)	79 人	81 人	83 人	85 人	87 人

4 図書館延べ入館者数（単年度）	55,419人	60,000人	65,000人	70,000人	75,000人
5 文化会館イベント集客率（自主文化事業）（単年度）	52.61%	60%	65%	70%	75%
6 文化財・観光DMOでガイドを利用した人の数（単年度）	2,701人	2,750人	2,800人	2,850人	2,900人
7 TENAMUビル2階公共スペース入館者数（単年度）	72,950人	80,000人	82,000人	84,000人	86,000人
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習における新たな講師の発掘やリーダーの育成 ・ 家庭教育学級、乳幼児すこやか学級、いきがい学級への参加 ・ 人権感覚を身に付ける学習活動への参加 ・ 世代間交流や地域人材の活用 ・ 地域で活動するコーディネーター及びサポーターの資質向上 ・ スクールサポートボランティアへの参加 ・ 市民の読書活動の推進 ・ 市民ニーズに沿った芸術文化に触れ親しめるイベントの実施 ・ 文化財愛護少年団の育成 ・ 伝統芸能の保存と継承活動 ・ 市内文化財についての知識習得と啓発活動 					

3 まなび《生涯を通して学び合い育ち合うまち》

主な実施計画事業	
事業名	概要
1 生涯学習推進事業	年代層にあった生涯学習の場を提供する。また、参加者同士や講師が、学び、交流できる場の提供や、学習の成果を地域に還元し、いかすことができる指導者的な人材の発掘や育成を行う。
1 人権同和教育推進事業	人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるために、小林市人権教育基本方針に基づき、豊かな人権感覚を身に付けるための事業を開催し、学習機会の提供及び学習環境の整備を図る。
2 豊かな心を育む体験活動事業	地域の自然や人材をいかし、様々な体験を提供する社会教育団体や任意団体に市が活動を委託する。また、キャリア教育の一環として、小学5、6年生と中学生を対象にグローバルキッズ事業として職業体験や国際化に対応できる人材育成を行う。 さらに、国際理解の推進を図るため、小学校訪問や外国語教室及び小林市国際フレンドシップ事業の活動等を行う。
3 放課後子ども教室推進事業	小学校区を単位として、地域の方をコーディネーター及び教育活動サポーターとして委嘱し、地域の実情に応じた教室を開設する。また、放課後子ども総合プランに基づく、放課後児童クラブ事業との一体型事業を行う。
3 地域学校協働活動事業	各学校運営協議会の方針や企画立案に基づく学校からの支援要請に対し、地域学校協働本部において、地域コーディネーターがボランティアと学校との連絡や調整等を行い、学校支援活動を行う。
4 読書活動推進事業	図書館の指定管理委託を行い、地域に根ざした文化の資料や情報を提供し、市民生活の発展及び向上を図るため、図書館自主事業等を行う。
5 文化振興事業	文化会館における自主文化事業として、音楽、演劇、芸能等の幅広い分野の公演等を実施する。また、総合文化祭における市民音楽祭や市民芸能祭等の文化イベント等を開催する。
5 総合文化祭開催事業	生涯学習活動を実践している市民や団体等に対し、芸術文化活動の推進と芸術文化団体等の連携強化を図るため、文化の日を基準に総合文化祭を開催する。
6 文化財保存活用事業	文化財の保護保全のため、草刈りや清掃等の委託や周知のための周辺環境を整備する。

6 文化財振興事業	ガイドボランティア等への業務委託により文化財の紹介の機会を増やしながら、業務内容の充実を図る。また、各地区の郷土芸能団体等の組織の活性化や後継者育成のための活動支援を行う。
6 発掘調査事業	開発行為による埋蔵文化財保護のため、必要とされる試掘や発掘調査等を実施する。
7 公民館管理事業	市民の生涯学習、活動の拠点として、安心して利用目的を達成できるよう維持管理を行う。
7 文化会館管理事業	市民の芸術文化を創造する拠点として、安心して活用できるための維持管理を行う。

個別計画

計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市教育基本方針並びに教育施策	本市の教育における基本方針及び施策に関する計画	なし	毎年見直し
0歳から100歳までの小林教育プラン	学校教育、社会教育及びスポーツ推進の各分野における重点施策及び各種事業の実施計画	なし	毎年見直し

基本施策	3 - (3) スポーツ・体づくりを推進します
ミッション	
<p>市民一人一人がスポーツを通して、体力の向上や生涯にわたって健康で豊かな生活を営めるよう、真の「スポーツのまち小林」を目指していくものとし、次の内容を中心として各種施策に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スポーツは、健康や体力の保持や増進に役立つだけではなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。ライフスタイルや年齢、目的にとらわれず、様々なスポーツの普及と促進を図るとともに、個人の意欲や能力が十分発揮できる多角的な環境を整えます。 ● 少子化の影響によって、スポーツ少年団や部活動の存続及び子どものスポーツ離れは喫緊の課題であり、その解決を図り、青少年の健全な育成を図るとともに、小中高連携による競技力の向上を目指します。 ● 社会体育施設においては、利用者のニーズに合わせ、市民が安心、安全に利用できる環境を整えます。 ● 「食えること」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間形成を育んでいく基礎となるものです。したがって、児童生徒が生涯を通じて健全な食生活を送り、郷土愛を深め、食について考える習慣や、食べ物を選択する力を身に付けるため、地産地消の理解を図るとともに、学校や家庭、地域等で食が学べる環境づくりを目指します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度に実施した市民アンケートによると、市民の週1回以上の運動実施状況は、46.4%となっています。また、60歳以上の実施率は高い状況にありますが、4割の市民がほとんど運動していないという結果から、ライフスタイルや年代に応じた運動やスポーツの機会を設ける必要があります。2027年には、宮崎県において「国民スポーツ大会」が開催予定であり、それを契機に市民のスポーツに対する関心が高まることが期待されます。 ● 市民スポーツ祭の充実を図り、市民総参加のスポーツイベントとして位置付け、スポーツへの関心を高めていく必要があります。 ● コロナ禍における運動機会の減少や子どものスポーツ離れにより、子どもの体力・運動能力の低下が懸念されており、幼少期から積極的な取組が必要となっています。また、少子化によるスポーツ少年団や部活動の存続問題も喫緊の課題です。 	

- 競技スポーツにおいては、高校の競技力が全国レベルにある強みをいかし、各競技団体における小中高連携による指導体制の確立を更に進め、2027年の国民スポーツ大会に備える必要があります。
- 社会体育施設については、地域ごとの施設数は充実しているものの老朽化が進んでいる状況です。「小林市公共施設等総合管理計画」等に基づき、施設整備や維持管理を行う必要があります。
- 食育においては、弁当の日や農業体験、料理教室といった食育に係る事業を市内の全小・中学校で積極的に継続して取り組んでいるものの、コロナ禍により、中止や規模縮小などの影響を受けているため安定した食育の機会の提供が必要です。
また、学校給食を通して、適切な栄養の摂取による健康の保持増進や食に関する指導による食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的な食文化の継承等の課題解決に努め、豊かな食習慣や食物を大切に子どもたちを育てていく必要があります。

方 針

1 生涯スポーツの推進

市民がそれぞれの体力、技術、目的に応じて「いつでも」「だれでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しめる環境を整備し、豊かなスポーツライフを実現することで、生涯スポーツ社会の構築を図ります。また、運動教室や市民スポーツ祭を充実させるとともに、「市民スポーツ推進月間」を設けるなどスポーツに親しむ気運の醸成を図る取組を強力に推進します。

2 競技力の向上

幼少期からスポーツに慣れ親しむ機会を創出し、スポーツの楽しさを感じ、スポーツの選択の幅を広げることで競技人口の増加及び裾野の拡大を図ります。また、各競技団体による中学校部活動との連携や、小中高連携による指導体制の充実を図るとともに、全国・九州大会に出場する団体や個人に対し、支援を行うことで更なる競技力の向上に取り組めます。

3 スポーツ環境の整備と充実

「小林市公共施設等総合管理計画」等に基づき、年次的に整備を行い、健康づくり拠点施設として市民が安心、安全にスポーツができる環境の整備と充実を図ります。

4 食育の推進と充実

「小林市食育・地産地消推進計画」に基づき、農業体験や弁当の日などの様々な体験を通して、食に対する実践力を身に付けさせ、健全な食生活が実践できる子どもの育成を図ります。

学校給食については、郷土料理の提供や地産地消率を高め、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図るとともに、郷土愛を深めることも推進します。

目 標

1－（１）誰もがいつでもスポーツができる状態

運動やスポーツを生活習慣に取り入れ、運動実施率（1週間に1回以上30分以上の運動をする人の割合）の向上を目指します。

1－（２）運動・スポーツへの関心が高まった状態

市民スポーツ祭（競技団体毎の競技大会、健幸こばやし大運動会、こばやし駅伝競走大会）を市民総参加のスポーツイベントとして位置付け、参加者の増加を目指します。

1－（３）健康維持のための運動習慣が身に付いた状態

スポーツ推進委員の活動により運動教室をこれまで以上に充実させ、年間を通してスポーツに親しむ機会を創出し、市民の体力向上を目指します。

2－（１）幼少期からスポーツに親しむ機会が創出された状態

幼少期のころから身体を動かす楽しさやスポーツの楽しさを十分に感じることができる取組を推進し、スポーツ少年団の団員確保及び活動が充実された状態を目指します。

2－（２）指導体制が充実した状態

各競技団体による、中学校部活動との連携や小中高生の指導体制を充実させ、競技力の向上を目指します。

3 安心、安全にスポーツができる状態

「小林市公共施設等総合管理計画」等に基づき、計画的、効果的な施設整備を行い、安心、安全にスポーツができる環境を目指します。

4 食を通じて健康な生活が維持できる状態

弁当の日や農業体験、料理講習会等を通じて、食について考える習慣を身に付けさせるとともに、学校給食における地産地消率を上げ、児童生徒の健康や体力を高める中で、郷土愛を高めることを目指します。

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 - (1) (2) (3) 運動実施率 (単年度)	46.4%	49.0%	52.0%	56.0%	60.0%
1 - (2) 市民スポーツ祭 総参加者数 (単年度)	—	2,200 人	2,300 人	2,400 人	2,500 人
2 - (1) スポーツ少年団 加入率(単年度)	25.9%	27.7%	28.6%	29.5%	30.0%
2 - (2) 全国・九州大会 出場数 (個人・団体) (単年度)	34 (R1)	35	37	39	40
4 農業体験実施学 校数(単年度)	2 校	4 校	5 校	6 校	7 校
4 学校給食におけ る地産地消率 (野菜・果実) (単年度)	34.9% (R1)	37.0%	38.0%	39.0%	40.0%
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業実施に係る連絡調整や住民へのスポーツ実技指導及び指導助言 ・ 幅広い世代の市民が地域で様々なスポーツに親しむことのできる機会の提供 ・ 運動やスポーツの習慣化 ・ 市民の体力向上及び競技力向上のため各種大会の開催、指導者の養成等 ・ 農業体験や料理講習会等の開催による食育の推進 					

3 まなび《生涯を通して学び合い育ち合うまち》

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1 市民体力向上事業		関係課と連携しながら、健康運動教室の開催や市スポーツ推進委員を派遣し、運動習慣の重要性を認識させる。	
1 市民スポーツ祭事業		生涯スポーツの普及、健康づくり、市民交流を目的として、市民スポーツ祭（競技団体ごとの競技大会、健幸こばやし大運動会、こばやし駅伝競走大会）を市民総参加によるスポーツの祭典と位置付けて実施する。	
2 スポーツ推進事業		生涯スポーツの推進や競技力向上のため、各団体や個人に対して支援を行う。具体的には、市体育協会の加盟団体の活性化を促すための助成や、大会へ参加する選手への助成を行う。また、キッズチャレンジオリンピックでは幼少期からスポーツに親しむ機会を創出し、マラソン大会については、市民の健康に対する意識を高め、生涯スポーツの推進を図る。	
3 社会体育施設整備事業		スポーツを行う上で欠かせないのが施設の充実である。計画的に施設整備を行い利用者のニーズに合わせた施設環境を整える。	
4 食育実践推進事業		弁当の日や農業体験など食に関する事業を実施する。また、伝統的な食文化や郷土料理の伝承などを推進する。さらに、食品ロスの削減や地産地消率の向上を図る。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市スポーツ推進計画	運動・スポーツにおける推進計画	スポーツ基本法	平成29年度～令和8年度 10か年
小林市教育基本方針並びに教育施策	本市の教育における基本方針及び施策に関する計画	なし	毎年見直し
0歳から100歳までの小林教育プラン	学校教育、社会教育及びスポーツ推進の各分野における重点施策及び各種事業の実施計画	なし	毎年見直し

施策の大綱	4 くらし 《豊かな自然と共に安心して暮らせるまち》
ミッション	
<p>人と人との良好な関係や交流があり、みんなで助け合い、支え合い、認め合い、災害が起きてもみんなの絆で安心、安全なまちづくり、本市のきれいで豊かな自然を維持し、自然とともに暮らせるまちづくりを推進します。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 防災力・災害対応力を高めます。 ● 安心・安全で安定した給水を確保します。 ● 良好な住環境の整備を推進します。 ● 生活基盤を整備します。 ● 自然環境・生活環境を保全します。 ● 地域生活交通の確保を図ります。 ● 市民の人権意識を高めます。 ● 国際化・多文化共生を推進します。 	

基本施策	4－(1) 防災力・災害対応力を高めます
ミッション	
<p>危機管理体制の強化を図るとともに、市民の危機管理意識の高揚に努め、地域の防災、減災及び防犯体制を確保する等安心、安全なまちづくりを推進し、小林市地域防災センターを拠点として、協働により「九州一安心安全なまち小林市」を目標に掲げて取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が防災、減災に取り組める環境づくり等を推進し、「自助意識の高揚」を図るとともに「災害時にみんなが助け合える状態」及び「安心して住める状態」を目指します。 ● 多岐にわたる災害の発生に備え、迅速かつ的確に対応するため防災体制の充実強化を図ります。地域においては、自主防災組織の育成に取り組むとともに、市民防災リーダーや災害ボランティアコーディネーター等地域防災の担い手を養成し、地域住民が助け合いながら災害に対応できる環境づくりを推進します。 ● 市民の安心、安全を守っている消防団員の確保に努め、消防力充実のため年次計画で消防車両の更新、消防団詰所の整備、消防資機材等の充実を図ります。 ● 「交通死亡事故のないまち」、「犯罪のない安心、安全なまち」を目指して、関係機関と連携しながら市民の交通安全意識及び防犯意識の高揚を図ります。 ● 消費者保護に関する啓発等を推進するとともに、消費生活相談を実施して、消費者トラブル対策を図ります。 	

現状と課題

- 近年、東日本大震災や熊本地震、日本各地での線状降水帯の発生に伴う豪雨により想定を超える大規模な災害が発生し、更に地球温暖化による台風の大規模化による甚大な被害が懸念されており、いづれどこで災害が発生するか予測できない状況にあります。また、地域における防災力・災害対応力の強化が求められるため、八幡原市民総合センター内に小林市地域防災センターを開設しました。
- 本市では、防災の中でも大雨、台風、地震、火山噴火への備えが重要です。大雨、台風については、近年のゲリラ豪雨や台風の大規模化により全国的に災害が相次いで発生しており、特に線状降水帯の発生による豪雨に伴い、全国各地が甚大な被害に見舞われました。市民へ適切かつ確実に避難情報を周知するため、新たな警戒レベルの運用周知など、気象情報等を注視し、日頃から十分な対策を行う必要があります。
- 地震、火山噴火については、いつ起こるか分からないため、日頃からの備え（非常食の備蓄等）が更に重要になります。地震については、東日本大震災、熊本地震など近年大規模な災害が発生しており、本市においても想定される「えびのー小林地震」や「南海トラフ地震」に備え、防災力を強化する必要があります。火山噴火については、現在も新燃岳や硫黄山への警戒が続いており、引き続き火山噴火に対する備えが必要です。
- 「災害時にみんなが助け合える状態」を目指していく上では、地域防災力及び災害対応力の強化が課題であり、自主防災組織の活動促進や地域防災の担い手育成が急務です。特に、コロナ禍による自主防災活動の低下、地域住民や関係者とのコミュニケーションの減少により、防災への意識低下が懸念されます。また、近年は、消防団員数が定員に満たない状態が続いています。火災を含む災害対応力強化のためには消防団員の確保が重要であり、さらに、大規模災害に対応するため消防団員の安全確保のための装備や消防資機材などを充実する必要があります。
- 近年の交通事故や犯罪の発生件数はやや減少傾向にありますが、死亡事故における高齢者の割合が高い状況が続いています。引き続き、関係機関と連携し、交通安全意識及び防犯意識の高揚を図っていく必要があります。
- 高齢者や若者を狙った不当・架空請求やインターネットによる詐欺、通信販売、家屋の点検、リフォーム商法等、消費生活上のトラブルは様々な対策が講じられながらも多様化、複雑化し問題化しています。特に近年は、ライフスタイルの変化に加えコロナ禍によってインターネットによる消費が更に進んだことから、インターネット広告・通販に関する消費生活トラブルが増加しており、消費者が安心、安全な消費生活を送れるようにするための対策が求められています。

方 針
<p>1 地域防災の自助、共助による体制の確立 小林市地域防災センターを拠点とし、自主防災組織の育成に加え、きずな協働体単位で地域防災の担い手の育成と災害ボランティアセンターの体制構築を図り、地域防災力及び災害対応力を強化します。特に、コロナ禍における災害発生時の避難所運営の確立は急務であるため、防災訓練を通じて自助、共助による体制の確立を図ります。</p> <p>2 消防団員の確保及び消防資機材等の整備 消防団員の確保及び処遇の改善に取り組むとともに、消防施設や車両、資機材等の充実を図り、災害対応力を強化します。</p> <p>3 交通安全意識・防犯意識の高揚 関係機関と連携しながら、協見等による交通事故抑止対策や高齢者の事故を防ぐとともに、交通安全意識、防犯意識の高揚を図ります。</p> <p>4 消費者保護対策の強化 関係機関との連携のもと、消費者向けパンフレットの配布等を通じて広報、啓発活動を推進します。また、西諸地域で共同設置している西諸県地域消費生活相談窓口の機能を強化し、専門の相談員を配置することにより、消費者トラブルの解決を図ります。</p>
目 標
<p>1 地域防災力・災害対応力が強化された状態 小林市地域防災センターを拠点とし、市民防災リーダー及び災害ボランティアコーディネーターを養成し、自主防災組織の担い手育成や地域防災力が強化された状態を目指します。さらに、住民相互の協力体制を整え、地域が主体となった身近な防災体制の構築を目指します。</p> <p>2 消防団員が確保された状態 消防団員の確保が困難な現状においても、現状の定員充足率以上を維持し、団構成やそれに伴う定員の見直し等も検討した上で、定員充足率が向上した状態を目指します。</p> <p>3 交通安全・防犯意識が高まった状態 警察署等関係機関と連携しながら、交通安全意識、防犯意識が高揚した状態を目指します。</p>

4 消費生活上の意識が高まった状態					
消費者トラブルの事案を広報、啓発して未然に被害を防ぐとともに、潜在している消費生活トラブルについて消費生活相談窓口の活用を促し、消費生活の安心、安全が確保された状態を目指します。					
目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 自主防災訓練回数 (単年度)	2 回	8 回	15 回	22 回	30 回
1 市民防災リーダー数 (累計)	907 人	1,000 人	1,080 人	1,160 人	1,240 人
1 災害ボランティア コーディネーター数 (累計)	228 人	270 人	300 人	330 人	360 人
2 消防団員の定員 充足率	94.7%	96.0%	97.0%	98.0%	100.0%
3 交通事故発生件 数 (単年度)	194 件	190 件	185 件	180 件	175 件
4 消費生活相談件 数 (単年度)	141 件	150 件	150 件	150 件	150 件
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭での防災（地震・風水害など）についての話し合いの実施 ・ 自主防災組織の継続的な活動と各種防災訓練の参加による防災意識の向上 ・ 事業所の特性に応じた防災対策による地域貢献の推進 ・ 消防団加入の促進 ・ 得意分野をいかせる機能別団員の推進 ・ 地域防犯や交通安全のための見守り活動の推進 ・ 消費生活上の確かな知識の習得 					

4 くらし《豊かな自然と共に安心してくらするまち》

主な実施計画事業	
事業名	概要
1 地域防災対策事業	大雨、台風や地震等の防災対策及び災害対応を行う。また、小林市地域防災センターの運用を行う。
1 自主防災組織活動促進事業	自主防災組織の運営支援、市民防災リーダー、災害ボランティアコーディネーター等の担い手を育成する。
2 消防団運営事業	消防団の処遇改善や活動促進、車両、機械器具等の更新、維持管理を行う。
2 消防施設整備事業	消防団詰所の改築や防火水槽の設置等、消防施設の整備を行う。
3 交通安全対策事業	交通安全に対する啓発を行う。
3 防犯対策事業	防犯に対する啓発、安全灯や防犯灯の設置を行う。
4 消費者保護対策事業	年々増加している悪質商法被害や多重債務等の消費者が抱える問題について、消費生活相談窓口の機能を強化し、専門の相談員を配置することにより、消費生活トラブルを防止する。

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市地域防災計画	本市に係る災害対策に関する事項を定める計画	災害対策基本法	なし
小林市業務継続計画（BCP）	大規模災害発生後の災害応急対応活動等の手順をあらかじめ決めておく計画	なし	平成28年度～
小林市交通安全計画	交通事故のない明るい社会の実現を目指すための取組事項を定める計画	交通安全対策基本法	令和3年度～ 令和7年度 5か年
小林市国民保護計画	国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定める計画	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	なし
小林市国土強靱化地域計画	事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策について、強靱な地域づくりを推進する計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	なし

基本施策	4－（２） 安心・安全で安定した給水を確保します
ミッション	
<p>「みらいへつなごう！小林市のきれいでおいしい水」を目指す将来像として、市民の生活や産業を支えていくことを基本に、安心、安全でおいしい水を次世代に引き継ぎ、恒久的に安定して供給することを使命とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健全な経営で市民が誇れる水道を確立します。 ● 水源から蛇口までの水質管理を徹底し、安心、安全でおいしい水を供給します。 ● 施設や管路の更新、耐震化等を計画的に進め、強靱化を図ります。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や節水技術の向上などによる給水量の減少に加え、コロナ禍において、業務・営業給水量が減少するなど、水道料金収入の減少が進んでいます。コロナ禍による市民生活や地域経済への影響に配慮しつつ、小林市新水道事業ビジョン【経営戦略】に基づき、持続可能な経営を確立する必要があります。 ● 市民アンケートの「新型コロナウイルス感染症の拡大による施策の変化（緊急度・重要度）」において「安心・安全で安定した給水」に対する要望が比較的高いことや、水道事業がSDGsに関連することなどを踏まえ、小林市水道事業の現状や課題を市民と広く共有するとともに、水資源の保全などについて市民との協働による取組の充実を図る必要があります。 ● 老朽化に伴う施設や管路の更新、落雷・停電等による施設停止等に対応するための機器導入など、安定した給水を実現するために必要な維持、管理及び更新に係る費用が増加しています。加えて、大規模災害等に対応できるよう、施設及び管路の耐震化や構造改善も図る必要があります。必要な財源を確保しつつ、安心して飲める水道水の維持や、災害にも強く安定した給水を実現するための強靱化に取り組む必要があります。 	

方 針
<p>1 健全な経営で市民が誇れる水道事業の確立 「料金体系の適正化と事業運営の効率化」や「技術基盤の強化と組織の再編」などによって経営力や組織力を強化するとともに、市民とのコミュニケーションの充実や官民連携の促進などを図ります。</p> <p>2 安心、安全でおいしい水の供給 「良質な水質の水源整備と水源水質の保全」や「水源水質に対応した浄水施設の整備と指定給水装置工事事業者に対する指導」などを実施します。</p> <p>3 水道施設・管路の強靱化 「適切な施設の更新と長寿命化」や「基幹施設・管路の耐震化とバックアップ機能の強化」などを図ります。</p>
目 標
<p>1 経営力が強化された状態 経営戦略に基づく経営基盤の強化及び経営力の向上に取り組み、経常収支比率を改善します。</p> <p>2 安心、安全でおいしい水が飲める状態 水源の維持管理と関連施設の計画的更新を進めるとともに、水源監視の強化や水源水質に対応した浄水施設整備を行い、水源や水質に関する事故を防止します。</p> <p>3 どんなときでも水道が使える状態 中長期的な水需要の見通しに基づく施設統廃合や配水区の見直しを行いながら、基幹となる施設や管路の耐震化を進め、災害時の被害の低減と安定給水に努めます。</p>

4 くらし《豊かな自然と共に安心してらせるまち》

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 経常収支比率 (収益/費用) (単年度)	97.2%	97.0%	114.9%	114.5%	113.3%
1 有収率 (単年度)	78.1%	80.5%	81.7%	82.9%	84.1%
2 水源の事故件数 (単年度)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
3 配水池貯留能力 (単年度)	0.84 日	0.86 日	0.87 日	0.88 日	0.89 日
1・2・3 管路更新率 (単年度)	0.4%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・小林市の水資源の素晴らしさへの理解の深化、保全及び利用 ・水道施設更新等のための財源確保の必要性の理解 ・水道施設の点検と災害時等における水道の応急復旧などの実施 					
主な実施計画事業					
事業名			概 要		
1・2・3 上水道事業			水源・水質の監視を強化し、安心、安全で安定した水道水の供給に努めるとともに、漏水調査に基づく有収率向上や水道料金適正化による経営改善に取り組む。また、アセットマネジメントに基づく計画的な施設・管路の更新と耐震化を進める。		
個別計画					
計画名	概 要	根拠法令	計画期間		
小林市新水道事業ビジョン【経営戦略】	小林市水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の計画	なし	令和元年度～ 令和 10 年度 10 か年		

基本施策	4－(3) 良好な住環境の整備を推進します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが暮らしやすい住環境を推進します。 ● 木造住宅の耐震性の向上を図り、安心、安全に暮らせる住まいづくりを推進します。 ● 地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性のある空き家等は、必要な措置を講ずることが重要となることから、空家対策の事業を推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年の急速な人口減少や少子高齢化が社会全体の大きな問題となる中、高齢者を取り巻く住環境は多様化しており、高齢者向けの市営住宅の需要が高まっている状況があります。そのため、市営住宅のバリアフリー化や老朽化した住戸の改善を図る必要があります。 ● 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅については、耐震性の乏しい住宅が大半を占めている現状です。人命、財産を守り被害の拡大を防ぐため、木造住宅の耐震力等を向上させる必要があります。 ● 近年の急速な人口減少や少子高齢化等により、空き家は増加傾向にあります。これらの空き家の中には、適切に管理されず防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。このため、空き家の現状を把握し、「小林市空家等対策計画」に基づき、空家対策の推進を図る必要があります。 	
方針	
<ol style="list-style-type: none"> 1 誰もが暮らしやすい住環境の推進 <p>誰もが安心して暮らすためには、居住の安定は非常に重要です。その受け皿の一つとなる市営住宅について改善を実施し、より生活しやすい住環境づくりを推進します。</p> 2 木造住宅耐震化の推進 <p>昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅については、耐震化促進事業を有効的に活用します。これにより、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震等に強い安心、安全なまちづくりを推進します。</p> 3 空家対策の推進 <p>良好な住環境を維持するため、日々変化する空き家の実態把握に努めるとともに、適正な維持管理や活用を推進します。</p> 	

4 くらし《豊かな自然と共に安心してくらするまち》

目 標					
<p>1 市営住宅で快適な生活ができる状態 計画的に修繕・改修等を行い、誰もが快適な生活ができる住環境の向上を目指します。</p>					
<p>2 木造住宅耐震化促進事業を活用し、地震等に備えた状態 宮崎県建築物耐震促進計画に基づき、耐震改修の必要性の認識を高め、事業実施件数を増加させ地震等に強い住宅・まちづくりを目指します。</p>					
<p>3 空き家を把握し、適切な管理指導ができる状態 空き家所有者等に対して適正な管理について周知するとともに、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている危険な空き家の減少を目指します。</p>					
目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 市営住宅バリア フリー化率 (単年度)	15.4%	17.6%	20.5%	23.5%	26.5%
2－(1) 耐震性のない住 宅の耐震診断率 (累計)	1.1%	1.5%	1.8%	2.0%	2.3%
2－(2) 耐震性のない住 宅の耐震改修件 数(単年度)	1件	2件	2件	2件	2件
3 危険空家改善件 数(単年度)	3件	3件	3件	3件	3件
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の耐震化 ・ 空き家及び敷地の適切な管理 					

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1 市営住宅管理事業		住宅マスタープラン及び市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の見直しを行い方針を決定する。	
2 木造住宅耐震化促進事業		耐震アドバイザー派遣事業、木造住宅耐震診断補助事業、木造住宅耐震補強設計補助事業、木造住宅耐震改修を有効に活用し、木造住宅等の耐震化を促進する。	
3 空家等対策事業		「小林市空家等対策計画」に基づき、適切な管理指導及び危険空き家の指導を行い、必要に応じて解体に向けた改善命令を行う。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市住宅マスタープラン	本市が抱える住環境の課題を明確にした上で、その解決に向けた今後の住宅施策の基本的な方針を示し、限られた財源の中で効果的な住宅施策の推進を図っていくことを目的とした計画	住生活基本法	令和4年度～ 令和13年度 10か年
小林市営住宅長寿命化計画	市営住宅の維持管理等について、住棟毎に建替・改善・修繕等の手法を定め、効率的に長期活用するための計画	公営住宅法	平成30年度～ 令和9年度 10か年
小林市空家等対策計画	適切に管理されていない空き家は、防災、衛生、景観等において地域住民の生活環境に影響を及ぼすため、適切な管理や危険空き家の指導を目的とした計画	空家等対策の推進に関する特別措置法	令和元年度～ 令和5年度 5か年

基本施策	4－(4) 生活基盤を整備します
ミッション	
<p>市民の経済産業活動を支える環境基盤を整備するとともに、自然豊かな景観の中で日頃から安心、安全で快適な生活が送れるよう生活基盤の整備を図ります。また、市民ニーズに寄り添い、景観に配慮した誰もが満足できるまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済産業活動を支援するための道路ネットワークの整備や生活の基盤となる地域に密着した道路の維持管理を推進するとともに、誰もが安心、安全に暮らすことができる「優しい」まちづくりを推進します。 ● あらゆる歩行者が安心、安全に通行できる道路空間を整備します。 ● 市民の生命や財産を災害から守り、自然と共生して暮らせる環境を整えます。 ● 市民の健康を守るため、都市公園等を健幸づくり拠点として管理します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の幹線道路は、一定程度新設や改良等の整備が進んできています。しかし、市民の生活基盤である道路、橋りょう、トンネル等は近年、老朽化が社会問題とされており、本市でも維持管理を適切に行っていくことは大変重要になります。 ● 通学や日常生活において歩道等が未整備の箇所もあり、交通弱者である高齢者や障がい者、児童生徒が安心、安全に道路を通行できるよう通行帯等の整備、段差解消等のバリアフリー対策や防護柵など交通安全施設の更なる充実が必要です。 ● 本市に数多くある急傾斜地崩壊危険箇所（自然がけ地）は、近年多発する局地的な集中豪雨により災害リスクが高まっています。自然がけ地に近接して暮らす市民の生命や財産を守るため、継続して自然がけ地の整備を行っていくことは大変重要になります。 ● 公園・緑地について、利用目的に応じた全ての都市公園等において、公園内の施設や遊具の保守点検や維持補修に係る費用が増大することが懸念されます。今後は、公園管理において市民等との協働が必要となります。 	

方 針

<p>1 生活道路の整備</p> <p>安心、安全で利便性の高い道路交通網を維持し、地域経済の活性化、生活基盤の安定化、地域間ネットワーク及び災害に対応できる道路維持を図り、豊かな暮らしの実現を推進します。また、市民と道路景観の保全を図ります。</p> <p>2 安心、安全な道路づくりの推進</p> <p>高齢者や障がい者、児童生徒が安心、安全に道路を通行できるよう歩道改良、段差解消などの整備を図ります。</p> <p>3 自然がけ地の整備</p> <p>住宅地に近接する緊急性の高い自然がけ地における安心、安全な暮らしの実現のための整備を図ります。</p> <p>4 公園・緑地の整備</p> <p>子どもから高齢者まで、利用者が憩いの場として交流できるよう、景観に配慮した公園や緑地の維持管理を図り、また、時代のニーズに応じて整備の拡大や縮小を行います。</p>

目 標

<p>1 道路ネットワークが充実した状態</p> <p>全ての市民が安心、安全に道路を通行できる状態を確保するため、道路橋、道路舗装等の計画的な修繕を行い、持続可能な道路ネットワークを目指します。</p> <p>2 市民が安心、安全に道路を通行できる状態</p> <p>市民アンケートの結果から、道路の段差解消や歩道の改良などにより、子どもや高齢者等が安心、安全に道路を通行できる状態を目指します。</p> <p>3 自然がけ地の近接に居住する市民が安心、安全に暮らせる状態</p> <p>緊急性の高い箇所から整備を行い、自然と共生できる状態を目指します。</p> <p>4 市民が気軽に利用できる状態</p> <p>都市公園において適切な維持管理に努め、市民の利用や地域イベント、行事における利用者数の向上を図り、市民が都市公園を気軽に利用できる状態を目指します。</p>

4 暮らし《豊かな自然と共に安心してらせるまち》

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1－(1) 橋梁の健全化補 修数(単年度)	3 橋	3 橋	3 橋	3 橋	3 橋
1－(2) 道路舗装の健全 化補修率	20.0%	25.0%	27.5%	30.0%	33.0%
2 歩道改修の整備 数(単年度)	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
3 自然がけ地の整 備箇所数 (単年度)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
4 都市公園等のイ ベント利用率 (単年度)	30.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心、安全な道路環境の維持 ・ 道路異常の共有と素早い対応 ・ 道路愛護の精神による道路景観の美化と景観に配慮した維持管理 ・ 効率的、経済的な工法による道路整備 ・ 通学路等や危険箇所の定期点検 					

主な実施計画事業	
事業名	概要
1 社会資本整備総合交付金事業	市内の主要なアクセス道路から幹線道路網への道路や災害時における迂回路の整備を図ることにより、道路交通の円滑化や交通事故防止を図り、小林市全体の道路交通の安全性を高めて、市域の一体性の向上を目指す。
1・2 市道補修事業	道路交通の円滑化、事故防止、生活環境の整備を図り、地域経済の振興を目的に緊急的な道路舗装の補修や排水路の改修工事を地域の経済効果への波及につながるよう実施する。
2 バリアフリー整備事業	高齢者や障がい者、児童生徒等の交通弱者が安心、安全に生活できるよう陳情等に基づく調査と点検により、危険度が高く、緊急性のある車道や歩道等の路面舗装や側溝有蓋化等を実施する。
2 市単独整備事業	市道路線中で、幅員が狭く急カーブ、急勾配で見通しの悪い箇所や児童生徒の通学路及び歩行者にとって危険な箇所など緊急性の高い路線から年次的に整備する。
2 交通安全施設整備事業	カーブミラー、ガードレール、区画線の設置、横断歩道の縁石切下げ等を行い、交通の円滑化、事故防止など市民生活の安全に寄与する。
4 自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業	人家や公共建築物、河川、道路等に対する地すべりによる被害を除却し、又は軽減し、住民の生命、財産を守る。
4 公園整備事業	公衆の憩いの場である公園の維持管理のために、小林市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な整備と修繕を実施する。

4 くらし《豊かな自然と共に安心してくらするまち》

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市都市計画マスタープラン	小林市の今後のまちづくりを長期的な視点で捉える計画	都市計画法	平成28年度～ 令和16年度 19か年
小林市景観計画	小林市の良い景観を保全、育成及び創出するための計画	景観法 小林市景観条例	平成28年4月～
小林市公園施設長寿命化計画	本市の都市公園施設について、予防保全管理を前提とした既存ストックの長寿命化及び計画的な改築、更新に関する計画	なし	平成26年4月～ 令和5年度 10か年
小林市橋梁長寿命化修繕計画	老朽化する道路橋の増大に対応するための計画	道路法	令和3年4月～
小林市舗装長寿命化修繕計画	効果的かつ効率的な舗装補修を行うことを目的とした計画	道路法	令和3年11月～
小林市道路トンネル・シェッド個別施設計画	工事時期の分散やコスト縮減、コスト発生を平準化を目的とした計画	道路法	令和3年4月～
小林市道路法面・構造物長寿命化修繕計画	国から示された総点検実施要領の道路法面工、土工構造物編に基づき、点検を実施し、この結果を基にした修繕計画	道路法	平成30年8月～

基本施策	4－(5) 自然環境・生活環境を保全します
ミッション	
<p>市、市民及び事業者の協働により、将来にわたって、豊かな自然と共生しながら、地域資源を大切に利用し、安心、安全で持続可能な循環型社会づくりを目指して各種施策に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民が自然の大切さを理解し、相互に協力し合いながら長い間守ってきた水資源について、安易な開発による水量の低下や枯渇を防ぐため、条例の遵守を市民等に呼びかけます。 ● 自分たちでできる環境の保全という考えのもとに、現在まで市全体で取り組んできた分別によるごみの減量化を、高齢化社会の到来を考慮した上で推進します。 ● 環境全般に関する理解と具体的な行動を広く市民に啓発するため、環境教育の充実に取り組めます。 ● 地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減等による脱炭素社会の実現に向け、積極的な地球温暖化防止対策を推進します。 ● 公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により、生活排水を適切に処理し、快適な生活環境の整備及び河川等の水質の保全に取り組めます。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 水資源保全対策については、「小林市水資源保全条例」に基づき、新規の井戸掘削の申請を受け付け、小林市水資源保全審議会において内容を審査しています。現在まで、大手資本進出によるミネラルウォーター販売等の展開は見られておらず、この条例が水の乱開発に一定の抑止力を発揮していると判断しています。また、平成23年度から10年間の計画で実施してきた湧水地の湧水量調査については、水資源を守るための基礎データとなることから、今後も継続して実施する必要があります。 ● ごみ減量対策については、ごみ分別に対する市民の理解と協力によるところが大きく、生ごみ分別や各種リサイクルの取組で、家庭系のリサイクル率は全国トップレベルとなっています。一方で、不適正な分別ごみの増加や高齢等による身体的理由で分別のできない家庭の増加が見られ、その支援や対策が必要となっています。また、不法投棄撲滅に向けた対策も必要です。 ● 児童生徒を対象とした清掃工場等の施設見学や河川水生生物調査を実施するとともに、高齢者等に対してはごみ分別出前講習等の環境教育を実施しています。今後も、市民の環境への意識を高めるために、環境教育を幅広く行うことが必要です。 	

- 近年の人間活動の拡大に伴う二酸化炭素等の排出量の増加は、地球の温暖化を誘引し、地球規模の異常気象や自然災害等の発生をもたらす全世界共通の課題とされています。国は、令和2年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」と宣言し、政府の地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画等に基づく長期計画の見直しを加速することとしています。本市においても再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進を図り、地球温暖化の主な原因とされている二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減が必要となっています。
- 合併処理浄化槽については、循環型社会形成推進地域計画に基づき、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽からの転換を促進しています。促進に係る課題は、法定検査の受検率の向上です。
- 令和3年4月1日現在、公共下水道事業の加入率は79.3%、農業集落排水事業の加入率は85.6%となっており、いずれも徐々に伸びています。しかし、施設の老朽化などによって維持管理等に多額の費用を要するため、公共下水道事業の経営戦略策定や農業集落排水事業の地方公営企業法適用等によって健全な事業運営に努めるとともに、処理場の一部の統合も視野に入れ経営の効率化を検討する必要があります。

方針

1 水資源保全対策の推進

規制対象となる新規の井戸掘削については、引き続き小林市水資源保全審議会の答申を踏まえて慎重に申請内容の確認を行うとともに、審査の必要のない農業関係井戸等の掘削等についても、詳細な現場調査を行うことで慎重な審査に努めます。また、湧水地の湧水量調査については、水資源を守るための基礎データとなるため、今後も継続して実施します。

2 ごみ減量対策の推進

ごみ減量対策については、ごみの分別や集積場までの移動が困難な家庭等の負担を軽減するための「ふれあい収集」制度の充実を図るとともに、高齢化社会の現状を踏まえ分別方法の見直しを継続的に検討します。また、適正な分別方法等の情報を広報紙、情報アプリを活用し市民に周知します。

3 環境教育の推進

環境教育の実施に当たっては、分野別教室を計画するなど積極的に取り組みます。また、「環霧島の希少動植物データブック」等、教育の基本となる資料の収集に努めます。一方で、人口減少等により、空き地等が増加する状況にあります。そのため、良好な生活環境の保全を図る周知・啓発の教育に努めます。

4 脱炭素社会づくりの推進

気候変動枠組条約締約国会議などの国際的な取組や国、県の動向を踏まえ、本市

の「環境基本計画」や「地球温暖化対策実行計画」の改定、見直しを行います。

また、地球温暖化に関する環境分野の情報発信を環境教育学習や広報紙等により、市民や事業者に啓発します。

5 生活排水処理対策の推進

大淀川上流域に暮らす本市の責任を果たすため、公共下水道、農業集落排水処理施設の運営及び合併処理浄化槽の設置を推進することで、生活排水の処理を適切に実施し、河川等の水質保全に努めます。また、公共下水道事業に係る整備計画の見直しを受けて、合併処理浄化槽の設置を推進します。加えて、浄化槽の適正な設備機能の維持が重要であることから、法定検査の周知及び啓発を強化します。

6 公共下水道事業の健全経営の確立

計画区域の早期事業完了を目指すとともに、供用開始区域における加入促進に努め、加入者負担金や使用料収入の確保に努めます。また、経営戦略やストックマネジメントに基づく施設の更新や長寿命化を図るとともに、必要となる財源を確保します。

7 農業集落排水処理施設の効率的な維持管理

地方公営企業法適用による経営の健全化を進め、老朽化施設の維持管理等を適切に行います。また、処理場の一部については公共下水道との統合を検討し、事業の効率性を高めます。

目 標

1 1日平均の湧水量（30万m³）を維持した状態

湧水量調査を継続し、その結果を分析し、広く市民に公表することで、湧水地等の乱開発を防止し、1日平均の湧水量（30万m³）を維持した状態を目指します。

2 家庭系リサイクル率が安定した状態

今後、更に進む高齢化社会の現状を踏まえた分別方法の見直しや「ふれあい収集」制度等を充実させることで、家庭系リサイクル率が安定した状態を目指します。

3 環境教室が充実した状態

清掃工場等の施設見学、河川水生生物調査、分野別環境教室等の環境教育が充実した状態を目指します。

4 温室効果ガスが削減された状態

地球温暖化防止対策として、本市が行う全ての事務及び事業活動を対象とする「小林市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」による温暖化防止対策を推進するとともに、「小林市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」による地域資源（水、間伐材等）等を活用した先導的な脱炭素社会づくりを行う事業者を支援することで、温

4 くらし《豊かな自然と共に安心してくらするまち》

室効果ガスの削減を目指します。

5 合併処理浄化槽の設置が増加充実した状態

国、県の動向に基づいた計画の策定により、合併処理浄化槽の推進に係る財源を確保し、合併処理浄化槽の設置が増加充実した状態を目指します。

6・7 公共下水道事業や農業集落排水事業で安定した収入が確保された状態

各事業への加入戸数が増加していく状態を目指し、使用料収入などの事業収入を確保します。

目標値

指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 1 日平均湧水量 (単年度)	298,656 m ³	300,000 m ³	300,000 m ³	300,000 m ³	300,000 m ³
2 リサイクル率 (家庭系) (単年度)	57.6%	67.0%	67.0%	67.6%	67.6%
3 環境教室等の参 加人数 (単年度)	—	350 人	400 人	400 人	450 人
4 市庁舎等におけ る二酸化炭素 (C O ₂) 排出量 (単年度)	7,119t-CO ₂	7,039t-CO ₂	6,999t-CO ₂	6,959t-CO ₂	6,919t-CO ₂
5 合併処理浄化槽 年間設置数 (単年度)	158 基	250 基	160 基	160 基	160 基
6 公共下水道加入 戸数及び加入率 (累計)	4,195 戸 79.3%	4,258 戸 80.4%	4,338 戸 79.2%	4,418 戸 81.9%	4,468 戸 82.8%
7 農業集落排水加 入戸数及び加入 率 (累計)	1,997 戸 85.6%	2,000 戸 85.7%	2,020 戸 86.5%	2,030 戸 86.9%	2,040 戸 87.4%

協働の取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水資源が貴重であることの認識の深化と節水、緑地等の保全 ・ 事業活動における水資源保全のための必要な措置 ・ ごみ分類項目に沿った適正な分別への協力 ・ 地域の集積所の管理、地域環境の維持とごみ減量の推進 ・ 環境に関する講演会・講習会の開催と参加 ・ 温室効果ガスの排出削減 ・ 公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続と果たす役割の理解 ・ 公共下水道区域外における合併処理浄化槽の導入と適正な設備機能維持のための法定検査の実施 ・ 公共用水域の水質保全 	
主な実施計画事業	
事業名	概要
1 水資源保全対策事業	水資源保全審議会で井戸掘削申請に対する審議を行い、湧水量の継続的調査を実施する。
2 ごみ減量対策事業	ごみの分別収集（リサイクル率向上）でごみの減量化を維持推進する。
3 環境保全整備事業	くらしが多様化する中で雑草の繁茂、ごみ焼きや不法投棄等の相談苦情に対応するとともに、河川の監視を行う。地球温暖化防止を含む環境教育の充実を図り、環境保全に対する市民の意識を高める。
4 地域再生可能エネルギー推進事業	脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー事業について検討する。
5 浄化槽設置補助事業	生活排水を適切に処理するため、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助を行う。
6 公共下水道事業	経営戦略を策定し、面整備を進め、健全な事業運営を図る。
7 農業集落排水事業	加入推進を図るとともに、処理場の一部について公共下水道との統合を検討し、事業運営の効率化を図る。

4 くらし《豊かな自然と共に安心してくらするまち》

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市環境基本計画	環境行政の基本、環境保全の推進に関する計画	小林市環境基本条例	平成25年度～令和4年度 10か年
小林市一般廃棄物処理基本計画	ごみ・生活排水適正処理に関する計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	令和2年度～令和16年度 15か年
小林・高原地域循環型社会形成推進地域計画	環境保全に関する施策の推進に関する計画	循環型社会形成推進基本法	平成30年度～令和4年度 5か年
第4次小林市生活排水対策総合基本計画	公共用水域の水質保全に関する計画	水質汚濁防止法	平成30年度～令和4年度 5か年
小林市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	市の全ての事務及び事業活動を対象とした温室効果ガスの排出抑制に関する計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成30年度～令和12年度 13か年
小林市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	区域の自然的社会的条件に応じ温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する計画	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成30年度～令和12年度 13か年
小林市バイオマス産業都市構想	市内に存在する家畜排せつ物等の活用により、循環型社会の形成、農畜産業の振興を目指すための計画	バイオマス産業都市募集要領	平成26年度～令和5年度 10か年
社会資本総合整備計画（小林市における『循環のみち下水道』の持続と進化）	健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図るため、下水道未普及地の面整備を行うための計画	社会資本整備総合交付金交付要綱	令和2年度～令和6年度 5か年
小林市公共下水道事業経営戦略	小林市公共下水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の計画	なし	令和4年度～令和13年度 10か年
小林市農業集落排水事業経営戦略	小林市農業集落排水事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の計画	なし	平成30年度～令和9年度 10か年

基本施策	4－(6) 地域生活交通の確保を図ります
ミッション	
市民等の多様な移動ニーズに対応し、持続可能な地域公共交通体系の構築を推進します。	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 急速な人口減少等により地域公共交通の維持が困難となっている一方で、高齢化の進展や、高齢者の運転免許証自主返納の増加などにより、公共交通の果たすべき役割はますます重要なものとなっています。このような中、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通機関を最大限活用した上で、地域の多様な輸送資源及び最新の技術を活用しながら持続可能な地域公共交通体系を構築することが求められています。 ● 本市の公共交通機関には、鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティバス、福祉バス等があります。通学や通勤、通院、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化、スポーツ、健康増進等の様々な活動のための外出機会を増加させ、ビジネス・観光等による来訪者の移動手段確保のために、各公共交通機関を維持していくことは重要な課題です。 民間の公共交通事業者が運行している路線バス、タクシー及びJR吉都線については、コロナ禍により過去に例を見ない規模で輸送需要が減少しており、事業の継続が危ぶまれるような深刻な状況に陥っています。 ● 地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり施策、観光施策、環境施策等にも大きな効果をもたらします。JR小林駅の交通結節点を拠点としたまちづくり施策との連携や、中心市街地にある小林駅と市内の主要観光施設を公共交通機関で結び、観光客等を誘引するなどの地域振興策との連携も重要な課題です。 	
方針	
<p>1 市民の移動手段の確保</p> <p>バス等の公共交通機関については、利用促進活動や公共交通の必要性について周知を行うことにより利用者数の維持を図るとともに、地域の実情に応じたサービスの提供や各運行事業者と協力し、運行時間や経路の改善、新たな運行形態の導入及び新たな技術の活用を検討を行うなど利便性の向上を図りながら市民の移動手段の確保に努めます。</p> <p>また、JR吉都線については、JR九州、沿線自治体、民間団体等と連携して、吉都線の魅力発信や列車ツアー等の利用促進の取組を充実・強化します。</p>	

<p>2 地域公共交通体系の構築</p> <p>既存の公共交通機関はもとより、地域の輸送資源を総動員することで、通学や通勤、通院、買い物、文化、スポーツ、健康増進、ビジネス、観光等の多様な移動ニーズ、過疎化の進行に伴う地域性に対応するため、各種団体や民間企業とも連携して、様々な地域の実情に対応した地域公共交通体系の構築を図ります。</p> <p>また、コロナ禍により厳しい状況にある公共交通事業者等に対し、必要に応じて支援を行うなど、地域公共交通の維持に努めます。</p>					
<p>目 標</p>					
<p>1 市民の多様な移動ニーズに対応し、日常生活を支える状態</p> <p>通学や通勤、通院、買い物、文化、スポーツ、健康増進等の日常生活における様々な移動ニーズに対応した交通サービスが提供され、市民生活における公共交通の利便性が向上された状態を目指します。</p>					
<p>2 地域の実情に応じた地域公共交通体系が構築された状態</p> <p>市及び公共交通事業者だけでなく、地域の各種団体や民間企業と連携し、地域ごとの移動ニーズに応じた地域公共交通体系が構築された状態を目指します。</p>					
<p>目標値</p>					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1・2 公共交通機関の 便利さ (単年度)	29.1%	30%	32%	35%	38%
1・2 コミュニティバス 利用者数 (単年度)	21,932 人	23,000 人	24,000 人	25,000 人	26,000 人
1・2 福祉バス利用者 数 (単年度)	5,623 人	5,800 人	6,100 人	6,400 人	6,800 人
1・2 J R 吉都線小林 駅 1 日当たりの 乗車人員	366 人	354 人	356 人	358 人	360 人
<p>協働の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利用と利用促進 ・ 公共交通サービスの質の向上 					

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1 地域交通機関運行維持対策事業		<p>市民の日常生活や来訪者の観光・ビジネスなど、多様な移動ニーズに対応できるよう、路線バスやコミュニティバス等、必要な交通手段を確保する。</p> <p>また、市内の高校に定期券を利用して通学する生徒に対し、定期購入費用の一部を助成することで利用促進につなげる。</p>	
1 高齢者等外出支援サービス事業		<p>須木区域内のおおむね65歳以上の高齢者で、単独では公共交通機関の利用が困難な要介護者、要支援者、身体障がい者、知的障がい者等の外出支援を行う。</p>	
1 福祉バス運行事業		<p>交通不便地域の高齢者や通学児童の負担緩和を目的とし、野尻町区域内と須木内山区域間で運行する。</p>	
1 福祉タクシー料金助成事業		<p>高齢者や一定の要件を満たす障がい者がタクシーを利用する際にタクシー料金の一部を助成する。</p>	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市地域公共交通計画	<p>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画</p>	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律</p>	<p>令和4年度～ 令和8年度 5か年</p>

基本施策	4－（7） 市民の人権意識を高めます
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的人権の尊重の下、全ての市民が助け合い、差別のない明るい社会づくりを推進します。 ● 男女が性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権上の問題として、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題を始め、社会情勢の変化に伴ってSNSやインターネット上での誹謗中傷、LGBTQ等の新たな人権問題が取りざたされています。 ● 本市においても心理的要因による部落差別の事象が発生するなど、全ての市民に人権尊重の精神が浸透するまでには至っていない現状であることに加え、コロナ禍により、これまでと同じ手法による啓発の取組が行えない状況も発生しています。市民一人一人が人権尊重の理念やその重要性を認識し、人権問題についての正しい理解と認識をより一層深めるための取組を行うことが必要となっています。 ● 性別による固定的な役割分担意識や、ジェンダー(社会的性別・性差)に基づいた偏見が現在も残っている現状があります。 男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指した取組が必要となっています。 ● 新型コロナウイルス感染症対策による行動制限や疾病への恐れがもたらすストレスにより、「コロナ差別」という新しい差別が発生しています。それに対して、正しい理解と冷静な判断を共有していくための取組が必要となっています。 	
方針	
<p>1 人権教育及び啓発活動の推進</p> <p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、「小林市あらゆる差別をなくし人権を尊重する条例」を基本理念として、「小林市人権教育・啓発推進方針」に基づいて人権教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進します。</p> <p>2 多様性社会の実現</p> <p>男女共同参画を始め、あらゆる市民がお互いを認め合う多様性社会の実現に向けて、その実現が重要であるとの理解を深めるため、学習機会の提供や広報及び啓発活動を推進します。</p>	

目 標					
<p>1 市民の人権が尊重された状態 地域や職場、学校等のあらゆる場において、差別発言やいじめ等の人権侵害のない状態を目指します。</p> <p>2 市民全体が地域社会に参画している状態 性別や世代等による差別をせず、市民がお互いを認め合い、皆が地域社会に参画している状態及び地域社会自体が市民の参画を応援する状態を目指します。</p>					
目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 事業所における人権研修参加人数 (単年度)	630 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人	1,000 人
2 仕事と生活の両立応援宣言事業所数 (累計)	72 事業所	80 事業所	90 事業所	100 事業所	100 事業所
2 審議会等における女性委員の割合 (単年度)	26.6%	38.8%	39.2%	39.6%	40.0%
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育及び啓発の推進 ・ 多様性社会の実現に向けた学習機会への参加 					

4 くらし《豊かな自然と共に安心してくらするまち》

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1 同和問題啓発推進事業		人権同和問題についての啓発を図る。	
2 男女共同参画推進事業		男女共同参画についての啓発を図る。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市人権教育・啓発推進方針	本市の人権教育及び人権啓発に関する施策を充実させるための計画	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成 28 年度～
第 2 次小林市男女共同参画基本計画	男女共同参画社会の実現に向け、市が目指す方向性を明らかにし、市民と協働による取組を進めるための計画	男女共同参画社会基本法	平成 25 年度～ 令和 4 年度 10 か年
小林市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画	ドメスティック・バイオレンスの根絶を目的とした計画	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成 25 年度～ 令和 4 年度 10 か年

基本施策	4－（８） 国際化・多文化共生を推進します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の国際感覚を醸成し、多様な文化・習慣を持った人々が互いに尊重し、共生していく多文化共生社会の実現を目指します。 ● 外国人市民が安心して生活できるよう支援を行い、地域社会への積極的な参画を促進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● グローバル化は地方自治体を取り巻く環境変化の一つであり、本市においても地域経済の活性化や多文化共生、人材育成といったあらゆる分野において国際的な視野に立った戦略及び事業運営が不可欠になっており、市民の国際感覚の醸成をより一層図る必要があります。 ● 外国人市民は、年々増加している傾向にあります。市としてもこの多様化する状況に対応し、外国人市民を地域社会から孤立させないためにも、生活情報を分かりやすく提供するとともに、外国人市民が地域活動に参画できる多文化共生社会の実現が求められています。 	
方針	
<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の国際感覚の醸成 <p>「小林市国際化・多文化共生推進計画」に基づき、行政、企業、市民活動団体が連携を図りながら国際交流講座や各種イベントなどを開催し、市民の国際感覚の醸成を図るとともに、外国人市民も積極的に地域活動に参画できるよう体制を整え、相互理解を深めます。</p> 2 外国人市民への支援 <p>外国人市民が地域社会の一員として安心して生活できるよう、地域日本語教育を推進するとともに、防災や生活情報について「やさしいにほんご」や多言語での情報提供を行います。</p> 	

4 くらし《豊かな自然と共に安心してくらするまち》

目 標					
<p>1 国際感覚豊かな人材が育成されている状態 市内事業者や市民を対象とした国際交流講座や各種イベントなどを開催して、日本人市民と外国人市民が互いに異文化を理解し、国際感覚豊かな人材が増えている状態を目指します。</p> <p>2 外国人市民が暮らしやすい状態 外国人市民が地域社会の一員として安心して生活できる状態を目指します。</p>					
目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 国際交流講座参加者数（単年度）	92 人	100 人	110 人	110 人	110 人
2 地域日本語教室参加者数（単年度）	71 人	90 人	90 人	100 人	100 人
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流の推進と豊かな国際感覚の醸成 ・ 外国人市民の生活支援と地域社会への参画促進 					
主な実施計画事業					
事業名			概 要		
1・2 国際化推進事業			<p>国際交流員、国際化推進コーディネーターを配置し、国際交流講座等を通じて市の国際化を推進する。</p> <p>また、地域日本語教室の支援を行うとともに、SNS等を活用して防災や生活情報の多言語での発信を行う。</p>		
個別計画					
計画名	概 要	根拠法令	計画期間		
小林市国際化・多文化共生推進計画	国際化・多文化共生社会の実現に向けての取組を進めるための計画	日本語教育の推進に関する法律	令和元年度～令和7年度 7か年		

施策の大綱	5 計画の実現に向けて
ミッション	
<p>「第2次小林市総合計画 基本構想」に掲げるまちづくりの実現のため、時代に即した施策展開の総合調整及び行政経営を行います。</p> <p>(具体的な取組)</p> <ul style="list-style-type: none">● 効率的かつ効果的な行政経営を行います。● 市民参画による協働のまちづくりを推進します。● デジタル化を推進します。● 公共施設等のマネジメントを推進します。	

基本施策	5－（１） 効率的かつ効果的な行政経営を行います
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「第2次小林市総合計画」による行政経営、施策の企画及び総合調整を行い、的確な施策展開を推進します。 ● 地域の歴史や文化、資源、個性を尊重し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指します。 ● 時代に即した広域連携の推進を図ることにより、広域的課題を効率的に解決していきます。 ● 行政サービスの継続的な見直しと改善により、積極的に行政改革を進め、市民ニーズに対応した効率的かつ効果的な行政経営を推進します。 ● 情報公開について、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政を目指します。 ● 人材を確保し、職員の能力開発等による資質の向上や効果的な活用を図り、充実した行政サービスを提供します。 ● 市税の適正かつ公平な賦課徴収を行い、安定した自主財源の確保を推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方分権の進展や人口減少、少子高齢化社会の加速に伴い、自治体には、市民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行することのできる経営能力が強く求められています。また、責任ある質の高い行政サービスや時代の要請に対応しつつ、限られた経営資源を効率的かつ効果的に投入し、自主性と自立性の高い自治体経営を行うことが求められています。 ● 中山間及び過疎地域においては、若者を中心とした人口流出、少子高齢化の進行、地域産業の低迷などが課題となっています。中山間及び過疎地域の衰退は、市全体の発展に影響することから、今後も中山間地域振興対策及び過疎地域対策が必要です。 ● 現在の広域連携は、歴史及び文化的背景を共有している近隣市町（えびの市、高原町）とのにしもろ定住自立圏や西諸市町会、県境を越えた市町での連携による霧島ジオパーク推進連絡協議会、環霧島会議等に取り組んでいます。 	

また、本市は石川県能登町と協定を締結し、ともに連携・協力を深めてきました。近年、地域が抱える課題は複雑化するとともに、災害なども非常に広域化するなど単体の自治体や団体に課題解決することが難しい状況となっているため、他自治体との連携はもとより産官学金労言等あらゆる主体と、それぞれの知見をいかした好循環を生み出す連携が必要です。

- これまで、小林市行財政改革推進プラン 2019 に基づき、様々な行財政改革に取り組み、一定の成果を上げてきました。今後も、コロナ禍など社会情勢の変化や厳しい財政状況の中、将来を見据えた行財政基盤の確立と市民本位の効果的な行政経営の推進を図るために引き続き行財政改革に取り組む必要があります。
- 情報公開については、公開請求に対し、小林市情報公開条例及び小林市個人情報保護条例に基づき、保有している公文書の公開等を行うとともに、毎年度1回、公開請求の状況を取りまとめ、その概要を広報紙に公表し、市民に周知しています。また、公文書の公開決定等に当たっては、公開請求者への丁寧な説明が求められます。
- コロナ禍など社会情勢の急激な変化に伴い、市民からのニーズがこれまで以上に多様化・複雑化していることから、職員の能力を向上させることで、多様な業務に柔軟に対応し、効率的かつ効果的な質の高い行政サービスを提供していく必要があります。
- 市税の収納率は、個人住民税の特別徴収の推進、コンビニ納付やスマートフォンアプリ納付の導入等で現年課税分は改善傾向にあります。滞納繰越分は県内九市では依然として下位のため、市税全体でも下位に低迷している状況です。
- 自主財源の確保については、主にふるさと納税制度の活用を行っており、今後も、ふるさと納税制度による寄附金の確保に加え、受益者負担の見直しやその他新たな取組を積極的に実施していくことが必要です。
- 地籍調査事業の進捗率は、県内九市では2番目となっています。人口減少・高齢化や都市部への人口流出等により所有者不明土地問題が顕在化しており、人的証拠が失われてしまう前に境界の明確化を急ぐ必要があります。また、大規模災害発生時に、迅速な復旧や創造的な復興につなげるため、境界の明確化は重要となります。

方 針
<p>1 「第2次小林市総合計画」を中心とした効率的かつ効果的な行政経営の推進</p> <p>「第2次小林市総合計画」を中心とした、総合的な行政経営を行います。特に、経営の視点として、成果重視の行政経営を更に推進し、限られた資源を最大限活用し、投入の最小化、効果の最大化を目指します。</p> <p>2 中山間地域等づくり施策の推進</p> <p>中山間地域等の人口流出、少子高齢化が著しい地域を支援するため、「小林市過疎地域持続的発展計画」、「小林市山村振興計画」、「第2期てなんど小林総合戦略」等に基づき、中山間地域等の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した取組を推進し、地域活力の更なる向上を目指します。</p> <p>3 好循環を生む多様な主体との連携の推進</p> <p>にしもろ定住自立圏形成協定締結自治体、圏域外の自治体、企業等との更なる連携・協力や機能分担を進め、市民サービスの向上と効率的かつ効果的な行政経営を目指します。また、姉妹都市との連携や、特徴や規模の異なる自治体との連携にも積極的に取り組みます。さらに、新たな広域連携についても、連携の在り方と更なる可能性について検討を継続します。あわせて、産官学金労言等の多様な主体との連携についても、積極的に取り組みます。</p> <p>4 行財政改革の積極的な推進</p> <p>将来を見据えた行財政基盤を確立するため、「小林市行財政改革推進プラン2019」に基づき、更なる行財政改革に取り組みます。また、将来の人口規模や財政規模に見合う簡素で効率的な組織体制の構築と市民から信頼され、新しい時代を切り拓く経営感覚を持った職員の育成に取り組みます。</p> <p>5 情報公開の推進</p> <p>公開請求者の求める情報が具体的にどのようなものであるかを詳細に聴取するとともに、公文書の公開決定等に当たっては、根拠及び理由を明確にし、公開請求者に対し、丁寧な説明を行うことで、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うし、市民の市政への理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政を目指します。</p> <p>6 充実した行政サービス提供のための人材育成</p> <p>人材を確保し、職員的能力開発や効果的な活用を図り、多様な行政需要に的確に対応できる行政サービスを提供できる人材を育成します。</p> <p>7 市税の収納率向上やふるさと納税等の推進による自主財源の確保</p> <p>市税の収納率向上のため、戸籍調査や現地調査等により、死亡者課税の賦課替えを推進します。また、滞納者の納税相談や臨戸訪問等を行い、早期徴収に取り組み</p>

ます。

また、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度、クラウドファンディング等の取組についても、積極的に実施し、自主財源の確保に取り組みます。

8 地籍調査事業の推進

地籍調査により正確な地目や面積を把握し、登記手続の簡素化や費用縮減、土地の有効活用、各種公共事業の効率化とコスト削減を図ります。

また、小林地区の地籍調査事業を推進することで、所有者不明土地が増えることを抑制していきます。

目 標

1 「第2次小林市総合計画」を中心とした行政経営が展開されている状態

「第2次小林市総合計画」を中心とした、施策展開、事業実施、行政評価、予算編成、組織改編、人事評価等の一体化（トータルシステム化）が実行され、効率的かつ効果的な成果重視の行政経営が展開されている状態を目指し、「第2次小林市総合計画 基本構想」に掲げるまちづくりの実現を図ります。

2 中山間地域等の集落機能の支え合いにより持続可能な地域運営が維持されている状態

慣れ親しんだ地域に住み続けるために、生活に必要な機能が維持され、持続可能な地域運営が営まれている状態を目指します。

3 自治体や各種団体等との連携が推進されている状態

定住自立圏、姉妹都市、協定締結等様々な連携方法により、自治体や各種団体等との連携や協力が図られ、それぞれの知見をいかした行政サービスが提供されている状態を目指します。

4 健全で持続可能な行財政基盤構築のために、行財政改革が実行された状態

小林市行財政改革推進プラン2019に基づき、積極的かつ着実に行財政改革を推進し、将来の人口規模や財政規模に見合う社会の変化に対応した健全で効率的な質の高い行政サービスが提供されている状態を目指します。

5 情報公開制度が適切に運用され、市政に対する市民の理解が深まった状態

小林市情報公開条例及び小林市個人情報保護条例に基づいた情報公開制度の適切な運用のもと、市民の市政への理解と信頼が深まった状態を目指します。

6 職員の資質向上が図られた状態

職員の資質向上や効果的な活用が図られ、市民満足度の高い行政サービスの提供が図られた状態を目指します。

<p>7 市税の収納率が向上するとともに、ふるさと納税制度等による自主財源額が増加した状態</p> <p>市税全体の収納率は、令和2年度県内八市の平均を目標に、収入未済額の圧縮を目指します。また、ふるさと納税制度等による自主財源額が増加した状態を目指します。</p>					
<p>8 地籍調査の進捗率が向上した状態</p> <p>地籍調査事業は、地権者等と協力して着実な進捗率の向上を目指します。</p>					
目標値					
指標	R2年度 (現状値)	R4	R5	R6	R7
3 定住自立圏共生 ビジョン掲載事 業KPI達成率 (単年度)	43.3%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
3 民間企業等との 連携協定数 (累計)	58	64	66	68	70
6 市民の市職員対 応満足度 (単年度)	62.7%	65.0%	67.0%	69.0%	70.0%
7 市税収納率 (単年度)	95.6%	96.2%	96.5%	96.8%	97.1%
7 ふるさと納税制 度による寄附額 (単年度)	680,000 千円	1,200,000 千円	1,500,000 千円	1,800,000 千円	2,000,000 千円
8 地籍調査進捗率 (累計)	77.0%	78.3%	78.6%	79.3%	80.0%
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり市民アンケートへの回答 ・ 中山間地域等の課題解決に向けた活動や取組 ・ 時代とともに複雑化する広域的課題の解決に向けた活動や取組 ・ 職員を対象とした体験研修等の実施 ・ 期限内の申告や電子申告の推進と納期限内の納付 ・ 地籍調査への立会いの協力と不明な地権者の情報提供 					

主な実施計画事業	
事業名	概要
1 総合計画運営事業	「第2次小林市総合計画」を中心とした施策展開、事業実施、行政評価、予算編成、組織改編、人事評価等の一体化（トータルシステム化）に取り組み、経営改善につなげる。
2 校区協議会運営事業	地域の様々な団体が連携したネットワーク組織「きずな協働体」の円滑で安定した運営を支援する。
3 定住自立圏推進事業	にしもろ定住自立圏形成協定に基づき、圏域全体に必要な生活機能を確保するため、2市1町で連携して事業に取り組む。
3 広域連携推進事業	西諸州市町会、環霧島会議、霧島ジオパーク推進連絡協議会等、共通の課題を有する地域と連携し、課題解決に取り組む。
5 情報公開・個人情報保護推進事業	小林市情報公開条例及び小林市個人情報保護条例の適正かつ円滑な運用を図る。また、小林市情報公開・個人情報保護審査会を設置し、運営する。
6 人事管理事業	市民ニーズを的確に捉え、質の高いサービスを提供するため、職員の資質向上、健康増進を図る事業（定員・給与管理、職員研修、職員健康管理、福利厚生）に取り組む。
7 市税徴収業務事業	市税の円滑な収納管理を実施するとともに、納税相談、滞納処分及び不納欠損処理に取り組む。
8 地籍調査事業	国土調査法に基づき地権者等の立会いのもと、土地の境界確認や面積測量を行い、成果を法務局へ送付し、登記簿等の修正を行う。

5 計画の実現に向けて

個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
第2期でなんど小林総合戦略	人口減少の克服と地方創生を目的とする市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略にあたるもの	まち・ひと・しごと創生法	令和2年度～ 令和6年度 5か年
小林市教育大綱	教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、本市の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	令和4年度～ 令和7年度 4か年
小林市過疎地域持続的発展計画	過疎地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を実現するための計画	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	令和3年度～ 令和7年度 5か年
小林市山村振興計画	山村振興地域の住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格ある国土の形成のために施策の方向性を示す計画	山村振興法	令和3年度～ 令和7年度 5か年
第2次にしもろ定住自立圏共生ビジョン	圏域の将来像や、そのために展開する具体的事業を示した計画	定住自立圏構想推進要綱	平成30年度～ 令和4年度 5か年
小林市行財政改革推進プラン2019	「第2次小林市総合計画」に基づく行財政改革を推進するための計画	なし	平成31年度～ 令和7年度 7か年
小林市人材育成基本方針	職員の育成について、その基本的な考え方や方向性等を具体的に示し、より計画的、総合的に人材育成を推進していく方針	なし	令和2年4月～
小林市障がい者活躍推進計画	障がい者である職員について、その職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画	障害者の雇用の促進等に関する法律	令和2年度～ 令和4年度 3か年

基本施策	5－(2) 市民参画による協働のまちづくりを推進します
ミッション	
<p>「小林市まちづくり基本条例」に基づき、市民ひとり一人がまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、市民参画による協働のまちづくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各地域に設立されたきずな協働体のネットワークを強化することにより、行政と市民、自治会（区・組）及び各種団体等が協働して地域の課題解決を行う取組を推進します。 ● 市民が自発的に地域の課題を解決していこうとする市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）の育成を推進します。 ● 有権者の政治意識の向上を図り、明るい選挙の推進を図ります。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 人口の減少、少子高齢化の進展、核家族化、価値観の多様化等により、地域活動の担い手不足や地域の互助意識の希薄化等が懸念されています。 また、コロナ禍により地域行事が開催できなかったことから、地域のふれあいが減少することによる互助意識の更なる希薄化も懸念されるため、新しい生活様式に即した活動の再開が求められています。 ● 市民のニーズが複雑多様化し、行政の画一的なサービスでは対応できない地域の実情に合った取組が必要とされています。 ● 「小林市まちづくり基本条例」やきずな協働体の意義及び目的を市民に周知するとともに、市民主体型のまちづくりを推進するために、地域のネットワークづくりを基本とし、行政と市民が相互に補完し適正な役割を分担しながら、公益を増進していく体制を構築していくことが求められています。 ● 市民のニーズに対応できる公共サービスの選択と充実が求められます。また、こうした社会変化の流れの中で、市民が自発的に地域の課題を解決していこうとする市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）の地域活動を活性化する必要があります。 ● 各選挙における投票率の低下傾向は顕在化しており、選挙年齢が引き下げられたことで、特に、若年層の政治や選挙への関心を高める取組が必要とされています。 また、投票率向上のため、有権者が気軽に安心して投票できる環境づくりが求められます。 	

方 針
<p>1 市民協働のまちづくりの推進 きずな協働体を中心に地域にある様々なコミュニティをネットワーク化し、行政と市民、自治会（区・組）、各種団体等が協働して、地域の課題解決に向けた取組や、コロナ禍で影響を受けた行事等の活動再開を推進します。 また、市民協働のまちづくり及び自治会（区・組）の必要性や、きずな協働体の活動を積極的に情報発信する取組を推進します。</p> <p>2 各種市民活動団体の育成 地域の課題解決に向けた取組を推進するために、市民が自発的に地域の課題を解決していこうとする市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）の地域活動を推進します。</p> <p>3 明るい選挙の推進 若い有権者の政治意識向上や児童生徒を対象とした選挙啓発の取組を行います。 また、有権者が自発的に投票できる環境づくりを行います。</p>
目 標
<p>1 きずな協働体と自治会（区・組）、各種団体等が連携し、市民参画によるまちづくりが展開された状態 地域コミュニティネットワークが充実することで、住民相互のコミュニケーションが図られ自治意識が向上した状態を目指すとともに、市が行う施策や計画の立案、実施から評価までの様々な局面に、自発的かつ主体的に市民が参画する仕組みが構築され、市民の視点に立った効果的な行財政運営が行われる状態を目指します。</p> <p>2 市民の多様なニーズに対し、きめ細かなサービスが提供された状態 行政、市民活動団体（NPO法人やボランティア団体等）が協力し、相互に補完し合いながら地域の実情に合った活動が行われることで、多様なニーズに対するサービスが行き届いている状態を目指します。</p> <p>3－（１）投票意識と投票環境が向上された状態 地域の実情を十分に考慮した投票区の見直しや投票所における感染症対策、バリアフリー化等を図ることにより、投票意識が向上し、安心して投票できる環境を整えます。</p> <p>3－（２）政治や選挙に対する理解が深まった状態 小・中・高校における出前講座の開催、常時啓発活動（明るい選挙啓発ポスター、書道展作品募集、新有権者意見発表会等）の充実、適正な選挙投票事務等の執行に取り組むことで、政治や選挙に対する理解が深まった状態を目指します。</p>

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 「隣の顔が見え、支え合うまちである」と感じる市民の割合 (単年度)	50.5%	52.5%	55.0%	57.5%	60.0%
1 自治会加入率 (人口) (単年度)	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%	74.5%
1 きずな協働体の認知度 (単年度)	14.6%	18.0%	22.0%	26.0%	30.0%
1 自分の活躍ができる場があると感じる市民の割合 (単年度)	34.5%	40.0%	55.0%	70.0%	70.0%
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ意識の醸成と自治会加入促進活動 ・ きずな協働体の活動の周知と地域の課題解決に向けた取組 ・ 市民活動団体と連携、協力して実施する活動 ・ 選挙に対する理解を深めることと投票への参加 					

5 計画の実現に向けて

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1	自治会活動推進事業	市内全区と行政推進業務委託契約を締結し、自治会（区、組）と連携を図るとともに、地域の自主的で豊かな魅力ある地域づくりを支援する。	
1	校区協議会運営事業	地域の様々な団体が連携したネットワーク組織「きずな協働体」の円滑で安定した運営を支援する。	
2	市民活動促進事業	協働のまちづくりの推進に当たり、地域の課題解決等について市民活動団体等が協働して行う事業を支援し、市民活動の促進を図る。	
2	市民活動支援センター運営事業	新しい公共の担い手としての市民活動団体等を更に発展させていくために、団体のスキルアップ講座や相談業務、情報提供等総合的支援を行う。	
3	選挙管理委員会運営事業	選挙管理委員会の運営と委員、職員の知識の向上を図り、各選挙に対して適正な執行を行う。	
3	選挙啓発事業	投票率向上を図るための啓発事業として、作品募集や出前講座を行う。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
市民協働のまちづくり基本指針	市民との協働を促進していくための考え方や基本的な姿勢を示した指針	なし	なし 協働の状況や社会情勢等を踏まえ定期的に見直しを行う。

基本施策	5－(3) デジタル化を推進します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 政府が示す目指すべきデジタル社会のビジョン「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」の実現のため、デジタル技術やデータの活用を推進し、市民の利便性向上や業務効率化を図ります。 ● デジタル技術の活用については、デジタル技術等の知識、能力を有する人材の育成を図り、行政内部の事務の効率化を図るとともに、行政手続のオンライン化を図ります。 ● データの活用については、官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化を目的として、市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 国はSociety5.0の実現により、IoTで全ての人とモノがつながり、AI（人工知能）やロボットなどの技術で様々な課題を克服することを目指しています。このような中、本市では、超高速情報通信網が整備され、地域間格差の解消が図られました。コロナ禍により、ウェブ会議やテレワークなどの新たな働き方など様々な課題が明らかとなりました。 ● 庁内におけるデジタル化に係る取組については、災害対策及び情報セキュリティ等に優れたクラウド型の基幹系システムを導入し、安定的な運用がなされています。また、その他庁内においては、文書管理システムの導入など各種業務のシステム化を行い、ペーパーレス化や行政事務の効率化を図ってきました。しかし、近年におけるデジタル技術の進展や自治体DX推進計画に基づき、更なる市民の利便性向上と行政事務の効率化が求められています。 ● マイナンバー制度においては、各種分野への利用が開始され、身近なところでは各種証明書がコンビニエンスストアで取得可能になるなど市民の利便性向上が図られてきたところです。今後の利用拡大に向けて、マイナンバーカードの更なる普及が求められています。 ● 情報通信技術の進展により、市民の生活も大きく変化しています。一方、不正アクセスやコンピューターウイルス等による情報漏えい等の脅威もあります。このため、行政情報セキュリティポリシー（安全方針）に基づく運用や、職員の情報セキュリティ意識の向上が求められています。 	

方 針
<p>1 地域社会デジタル化の推進 市内全域で整備された高速情報通信網や公衆無線LANを活用し、市民、企業等の積極的な情報発信や、様々な分野でのデジタルの活用により、利便性の高い暮らしづくりを推進します。</p> <p>2 庁内デジタル化の推進 効率的で質の高い市民サービスの提供や行政事務の効率化に向け、AI、RPAなどの導入に取り組みます。</p> <p>3 マイナンバーカードの普及及び利活用の推進 マイナンバーカードの取得率向上を図り、行政手続のオンライン化の拡充等により市民の利便性向上に取り組み、安心、安全に利用できる環境の構築を推進します。</p> <p>4 情報セキュリティ対策の推進 情報システムの安全性と信頼性を確保します。</p>
目 標
<p>1 デジタル化されたサービス等を誰でも利用できる状態 市民が手軽にデジタルサービスを利用し利便性が向上するよう、デジタルリテラシーが向上した状態を目指します。</p> <p>2 行政サービスの高度化と行政内部の事務効率化が図られた状態 システムの標準化等により、システム調達等に係る人的コストの削減や法令改正等に対応するシステム改修費の削減等トータルコストの削減を目指します。 市が保有するデータを様々な主体が容易に利用できるようオープンデータ化に取り組み、諸課題の解決、経済活性化に寄与する状態を目指します。</p> <p>3 マイナンバーカードが普及し、各種オンラインサービス等を利用できる状態 マイナポータル等を利用し、マイナンバーカードを活用したサービス利用の充実を目指します。</p> <p>4 情報セキュリティ対策が推進された状態 職員の情報セキュリティ研修を行い、セキュリティポリシーが遵守されセキュリティ対策がとられた状態を目指します。</p>

目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
2 オンライン化した行政手続の数 (累計)	1	11	17	21	27
3 マイナンバーカード交付枚数 (累計)	17,359 枚	35,000 枚	36,000 枚	37,000 枚	38,000 枚
4 不正アクセス件数 (単年度)	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットの適切な利用と普及の促進 ・ インターネットの正しい知識の習得とその利用 ・ マイナンバーカードの取得 ・ デジタル化されたサービスの利用 					
主な実施計画事業					
事業名			概 要		
1 電子計算処理管理事業			基幹系システム及び各種システムの安定確保を図るとともにマイナンバーの利用による業務改善を図る。		
2 地域イントラネット管理事業			地域イントラネットの保守管理を行う。		
3 業務用端末整備事業			業務用パソコン更新計画に基づき、業務で使用するパソコンの計画的な更新を行う。		
個別計画					
計画名	概 要	根拠法令	計画期間		
小林市行政情報セキュリティポリシー	情報資産の適切な管理を行うための基本方針及び基準	なし	平成 18 年度～		

基本施策	5－（４） 公共施設等のマネジメントを推進します
ミッション	
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の計画的な修繕、更新、集約化、複合化等によるマネジメントを推進します。 ● 公共施設マネジメントに対する負担の軽減、平準化を推進します。 ● 市民が安心、安全に利用できる公共施設を推進します。 	
現状と課題	
<ul style="list-style-type: none"> ● 人口減少や厳しい財政状況が見込まれる中、公共施設の老朽化や利用状況に応じて計画的なマネジメントが求められます。そのため、集約化や複合化、廃止、処分についても検討を進める必要があります。 ● ほとんどの公共施設は耐用年数が同時期に集中しているため、更新時期についても集中することが予想されています。そのため、計画的なマネジメントのもとに財政負担の軽減、平準化を進める必要があります。 ● 耐用年数を超過した公共施設は、老朽化により利用される市民の安心、安全が保たれる状態ではありません。そのため、計画的な維持管理が必要となります。 	
方針	
<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設の計画的なマネジメントの推進 公共施設の整備や改修に合わせて、施設の集約化や複合化等を推進します。 2 公共施設マネジメントに対する負担の軽減、平準化の推進 公共施設の更新が同時期に集中しないよう計画的な整備を推進します。 3 市民が安心、安全に利用できる公共施設の推進 市民が安心、安全に利用できるよう、老朽化した公共施設の維持管理を推進します。 	

目 標					
<p>1 公共施設全体量が縮減できる状態 公共施設のマネジメントにより、施設の集約化や複合化、廃止、処分も含めて検討し、公共施設の全体量の縮減を目指します。</p> <p>2 計画的な公共施設マネジメントができる状態 計画的な公共施設の更新等を行うためには、財政的な負担の軽減や平準化が重要です。そのために必要な財源の確保を図ります。</p> <p>3 市民が安心、安全に利用できる状態 公共施設の維持管理により、公共施設の機能や利便性の向上に努め、市民が安心、安全に利用できる状態を目指します。</p>					
目標値					
指 標	R 2 年度 (現状値)	R 4	R 5	R 6	R 7
1 公共施設(建物) の総延べ床面積	267,600 m ²	263,700 m ²	262,300 m ²	260,900 m ²	258,100 m ²
協働の取組					
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の適正な在り方や施設の必要性の理解 ・各施設のルールを遵守した適切な利用 					

5 計画の実現に向けて

主な実施計画事業			
事業名		概要	
1・2 財産管理事業		市が所有する施設や土地等において、適切な施設等の維持管理を行う。	
3 庁舎等維持補修事業		市が所有する庁舎等の施設において、利用者の安全性を確保するため、適切な維持補修を行う。	
個別計画			
計画名	概要	根拠法令	計画期間
小林市公共施設等総合管理計画	本市が持つ公共施設の現状を踏まえ、今後公共施設の更新に当たり過大な財政負担が予想されるため、財政負担の平準化を図るとともに公共施設等の適切な配置を実現するために定める計画	なし	平成28年～ 令和7年度 10か年
小林市公共施設個別施設計画	小林市総合管理計画のうち学校施設、幼稚園、公営住宅、供給処理施設以外の公共施設のうち200㎡以上の主要な施設について今後維持管理の方針を示した計画	なし	令和3年度～ 令和12年度 10か年
小林市営住宅長寿命化計画	市営住宅の維持管理等について、住棟毎に建替・改善・修繕等の手法を定め、効率的に長期活用するための計画	公営住宅法	平成30年度～ 令和9年度 10か年

小林市学校施設長寿命化計画	今後の学校施設の在り方について多方面から検討し、安心、安全な施設環境の確保や教育環境の質的向上を図るために施設の長寿命化についての方針を掲げた計画	なし	令和3年度～ 令和42年度 40か年
小林市新水道事業ビジョン【経営戦略】	小林市水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の計画	なし	令和元年度～ 令和10年度 10か年
小林市公園施設長寿命化計画	本市の都市公園施設について、予防保全管理を前提とした既存ストックの長寿命化及び計画的な改築・更新に関する計画	なし	平成26年4月～ 令和5年度 10か年
小林市橋梁長寿命化修繕計画	老朽化する道路橋の増大に対応するための計画	道路法	令和3年4月～
小林市舗装長寿命化修繕計画	効果的かつ効率的な舗装補修を行うことを目的とした計画	道路法	令和3年11月～
小林市道路トンネル・シェッド個別施設計画	工事時期の分散やコスト縮減、コスト発生の平準化を目的とした計画	道路法	令和3年3月～
小林市道路法面・構造物長寿命化修繕計画	国から示された総点検実施要領の道路法面工、土工構造物編に基づき、点検を実施し、この結果を基にした修繕計画	道路法	平成30年8月～

《リーディングプロジェクト》

リーディングプロジェクトの設定

基本計画の事業のうち、本市の課題を解決するために総合的かつ横断的に組み合わせられた事業群を、戦略的かつ優先的に取り組むプロジェクトとして設定したものを、「リーディングプロジェクト」と位置付けます。「リーディングプロジェクト」の設定により、本計画の実効性をより高めることとします。

「後期基本計画」におけるリーディングプロジェクトについては、次のとおりとします。総合的かつ横断的に組み合わせられたプロジェクトに、戦略的かつ優先的に取り組むことで、本計画の実効性を高め、推進を図ります。

① 人口減少対策プロジェクト

コロナ禍により出生数は大きく減少しており、少子化対策は喫緊の課題であるため、「第2期てなんど小林総合戦略」に基づき、人口減少による社会や地域経済等への大きな影響を極力抑え、急速な人口減少を緩和するための対策に取り組む。

② 中山間地域対策プロジェクト

本市の中山間及び過疎地域においては、それ以外の地域より一層の人口流出及び少子高齢化による人口減少が進行している状況であり、地域活力の低下が懸念されている。このような中山間地域等の課題の解決と振興に向け「小林市過疎地域持続的発展計画」に基づき取り組む。

③ 健康都市プロジェクト

地域一体となった協働により、地域医療を守り育て、健康長寿を目指すために宣言した「地域医療・健康都市 小林市」の達成に向けて、「小林市健康のまちづくり基本方針」に基づき、その対策に取り組む。

④ 脱炭素推進プロジェクト

地球温暖化に伴う大雨や大型化した台風による気象現象により、本市においても甚大な災害が懸念されており、その対策の必要性が高まっている。このことから、本市においても脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出量の削減に積極的に取り組む。

⑤ 自治体DX推進プロジェクト

政府は、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示し、自治体が担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことを求めている。このことから、地域社会や行政のデジタル化を推進し、効率的で質の高い行政サービスを提供し、魅力ある地域づくりを推進する。

資料編

用語集

	用語	説明
あ	I C T	Information and Communication Technologyの略。 日本では既に一般的となっている I T = 情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加えた言葉。
あ	R P A	Robotic Process Automationの略。パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のこと。
い	医療圏	地域の医療需要に対応して医療資源の適正な配置と医療供給体制の体系化を図るための地域的単位のこと。
い	イントラネット	企業等の組織内だけで構築された、限定的な範囲で利用するネットワーク。
う	ウィズコロナ	「新型コロナウイルスとの共存・共生」という意味で使われる俗語。 2019年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、今後も繰り返し流行する可能性が高いと予想されることから、人々の暮らし方や価値観の変化を論じる際などに使われるようになった。
う	ウェブ会議	遠隔拠点とインターネットを通じて映像・音声のやり取りや、資料の共有などを行うことができるコミュニケーションツールのこと。
え	営農組織	集落営農、農業生産法人などの農業を行う組織。
え	A I	Artificial Intelligenceの略。人工知能のこと。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟にタスクを実行する。
え	エコツーリズム	自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、環境の保全性と持続可能性を考慮するツーリズム(旅行、レクリエーション等)のこと。
え	S N S	Social Networking Serviceの略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。
え	N P O	Nonprofit Organizationの略。民間非営利組織のこと。 営利を目的とせず、自主的、自発的に社会的な活動を行う民間の組織・団体。その活動は、特定非営利活動促進法別表に掲げる活動で、福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など多岐に渡っている。
お	温室効果ガス	地表面から放出される赤外線を吸収し、地表温度の上昇(温室効果)をもたらす気体。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン、代替フロンなどがある。
お	オンラインサービス	ネットワークを通じて提供される各種サービスの総称。
お	オープンデータ	「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」である。つまり、誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータをいう。商用としても利用可能。

	用語	説明
か	外国語指導助手	A L T (Assistant Language Teacher) のこと。 主に英語を母国語とする若者を外国から招致し、小中学校の英語授業に参加させて、生の英語や外国人とのふれ合いにより、国際感覚を育てるための人材。
か	合併処理浄化槽	し尿と生活に伴い発生する汚水（生活排水）を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。
か	観光DMO	Destination Management/Marketing Organizationの略。地域全体の観光マネジメント（マーケティング、プロモーション、ブランディング、品質管理、安全管理、資源管理等）を担う一連の組織のこと。
き	企業版ふるさと納税制度	地方公共団体が作成した地方創生に係る事業に対して、企業が寄附を行った際に税額が控除される制度。
き	企業立地	自治体が一定の地域に企業や工場を立地することで、効率的な産業の発展を促進しようとする。こと。
き	きずな協働体	活動地域をコミュニティエリアとして、地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織のこと。1つの団体だけでは対応が困難なことや、協力しながら取り組む方が効果的・効率的なことに対して、地域や市民が考えながら取り組んでいく組織をいう。 小林市におけるまちづくり協議会で、地域ごとに親しみのある様々な名称で活動している。
き	キャリア教育	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。
き	教育・保育施設	幼児期に教育の基礎をつくる教育機関としての「幼稚園」、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「保育所（園）」、幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ「認定こども園」の3つの施設のこと。施設の利用を希望する場合は、市町村からの認定が必要となる。
き	行財政改革	政府や地方公共団体が行う改革の一つ。財政面での経費削減と効率性とともに、行政サービスの質を向上させることを目的として行われるもの。
き	行政経営	1980年代から注目されるようになった概念。新公共経営（NPM：ニューパブリックマネジメント）の潮流がイギリス等で巻き起こり、日本の多くの自治体に導入された。NPMとは、行政の効率化・活性化を意図し、民間企業で行われている経営理念、手法、成功事例を行政現場で応用しようというもの。
き	行政手続きのオンライン化	行政機関に対する申請や届け出を、インターネットなどの情報通信技術を利用して行うこと。
き	協働	市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの果たす責任及び役割を自覚し、互いに尊重しながら協力して取り組むこと。
き	霧島ジオパーク	宮崎県（都城市・小林市・えびの市・高原町）と鹿児島県（霧島市・曾於市・湧水町）にまたがる霧島山周辺地域のジオパークのこと。県を越え広域的な連携・協力を行い、霧島山の魅力を多くの方に伝えるために「霧島ジオパーク」活動に取り組んでいる。日本ジオパークに認定されている。

	用語	説明
く	クラウドファンディング	不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを指す、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語である。
く	クラスター	英語で「房」「群れ」「集団」のこと。 例えば、畜産クラスターとは、畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。
く	グリーンツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。英国では、ルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスでは、ツーリズム・ベール（緑の旅）と呼ばれている。
く	グローバル化	社会的、文化的又は経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。産業を構成する要素間のつながっている事態（産業の地球規模化）、世界の異なる部分間の緊密なつながり（世界の地球規模化）など。グローバリゼーションともいう。
け	ケアマネジメント	保健・医療・福祉の専門家や機関が相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを実施すること。ケースマネジメント。介護保険制度下で、個人の要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する一連の援助方法のこと。
け	K P I	重要業績評価指標。組織達成の度合いを定義する補助となる計量基準群。
け	健康寿命	日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる期間のこと。
こ	公共施設マネジメント	地方公共団体等が保有している全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。
こ	合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示す。合計特殊出生率が2.07 [*] 以上であれば人口は増加傾向、2.07以下であれば減少するといわれている。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。（※2.07は、現在の日本の人口置換水準の数字。人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率のこと。）
こ	耕作放棄地	農作物を1年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定がないと回答した田畑、果樹園。世界農林業センサスで定義付けられている。
こ	公衆無線LAN	公共施設や商業施設など特定の場所で無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービス。その場所に設置されたアクセスポイントから受信できる場所を無線LANスポット、Wi-Fiスポット、フリースポット、ホットスポットなどと呼ぶ。
こ	交通弱者	自動車中心社会において、交通事故の被害に遭いやすい人（子供、高齢者など）
こ	こすもす科	小林市独自の教科。小林市民として自覚をもち、自己の主体性、自立性や他者・社会との関係形成能力を身に付けさせるとともに、よりよい人生を自ら作り出していくための豊かな人生観や望ましい価値観の基本を養い、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を育成することを目的としている。

	用語	説明
こ	子ども家庭総合支援拠点	児童福祉法第10条の2に基づき、児童とその家庭及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う拠点。小林市は、令和3年4月1日に設置。
こ	子どもの貧困	家庭の所得がその国の標準的所得の半分以下になる世帯の18歳未満の子どもの存在及び生活状況を子どもの貧困といい、世帯に占める割合を子どもの貧困率という。2019年の日本の子どもの貧困率は13.5%となり、およそ7人に1人の子どもが相対的に貧困という結果となった。
こ	小林市まちづくり基本条例	平成25年に「小林市協働のまちづくり市民会議」の提言をもとに制定した、本市の自治基本条例。本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、市民が主体のまちづくりを協働により推進することを目的としている。
こ	こばやしファン・サポーターズCLUB	ふるさと小林を愛する出身者や小林市を好きになってくれた人とつながっていくために、ファンとして登録した人に、こばやしの情報を定期的に発信したり、特産品が当たる抽選会を行ったりする制度。
こ	コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。血縁・地縁など自然的結合により共同生活を営む社会集団。
こ	コミュニティ・スクール	学校に教育委員会から任命された保護者や地域住民などで構成する「学校運営協議会」の設置や、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針の承認、教育活動について意見を述べるなど、保護者や地域住民が学校の様々な課題解決に参画していく仕組みのこと。
こ	コミュニティバス	交通空白・不便地域の解消等を図るため、市町村等が自主的に計画し、運行している乗合バス。 本市で運行しているコミュニティバスを「小林市コミュニティバス」という。愛称はのりやいバス「おうらい」。平成19年10月1日に運行を開始した。
こ	コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされる、様々な災い。感染症自体だけでなく、それを抑止するための経済活動の自粛や停滞、人々の疑心暗鬼なども、広く含む。
こ	コンピューターウイルス	コンピューターの正常な利用を妨げる有害なコンピュータプログラム的一种で、他のプログラムの一部として自らを複製し、そのプログラムが起動されると便乗して悪質な処理を実行に移すもの。
さ	再生可能エネルギー	自然のエネルギーを利用したり、今まで使われずに捨てていたエネルギーを有効に使ったりするエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電・熱利用、燃料電池、バイオマス発電・熱利用、雪氷冷熱利用など。
さ	在宅医療・介護連携	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的として行う仕組みのこと。
し	仕事と生活の両立応援宣言	企業・事業所のトップから、従業員が仕事と生活の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。宣言企業・事業所は、宮崎県で登録され宣言書が交付される。取組は、①職場の活性化、②イメージアップ、③次世代法に基づく行動計画の公表先として活用できる、などのメリットもある。

	用語	説明
し	自主防災組織	地域の住民同士が話し合い、いざという時に避難の呼びかけ・誘導、救出・救助、初期消火、避難所の運営等を行うための自主的な組織であり、次の要件を満たす組織。 ・規約が定められ、組織が編成されていること。 ・地域の防災マップが作成されていること。 ・資機材が整備されていること。 ・研修や訓練等を毎年度計画、実施されていること。
し	自治体DX推進計画	デジタル社会の構築に向けて自治体に取り組むべき各種施策を着実に進めていくための計画。政府が2020年12月に閣議決定した「デジタル・ガバメント実行計画」における自治体関連の各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具現化したものである。
し	児童虐待	保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が18歳未満の児童に対し、叩く・蹴る等の身体的虐待、わいせつな行為をする性的虐待、育児放棄（ネグレクト）、著しい暴言や拒絶を行う心理的虐待の4種類に分類される。
し	市民防災リーダー	市が行う市民防災リーダー養成講習会を受講し認定を受け、地域や職場等の場で防災力を高める活動を行うために、防災対策のリーダー的な立場として活躍する者。
し	集落営農	集落を単位として、生産行程の全部又は一部について、共同で取り組む組織をいう。
し	循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに、再生産を行って持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。
し	生涯学習	学習者の自由な意思に基づいて、それぞれに合った方法で生涯に渡って学習していくこと。
し	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。そのことによって、障害のある人もない人もともに暮らせる社会を目指している。
し	消防団員の定員充足率	消防団員の条例定数に対する実際の団員数の割合。
し	食品ロス	食べられる状態にも関わらず、捨てられている食品。また、規格外であったり、生産過多によって廃棄される食材。
し	新型コロナウイルス感染症	2019年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界保健機関(WHO)による国際正式名称をCOVID-19といい、SARS-CoV-2と呼ばれるウイルスが原因で起きる感染症である。2019年の終わり頃に発生したのを皮切りに、あっという間に世界中に感染が拡大した。
し	新興感染症	その発症がにわかに注目されるようになった感染症に対する総称。通常は新感染症例は局地的あるいは、人物の移動による国際的な感染拡大が公衆衛生上の問題となるような感染症について取り上げられる。
す	水源かん養機能	森林が有する、洪水や渇水を防ぎ資源を確保する機能。
す	スクールサポートボランティア	学校支援ボランティアのこと。各学校において行われるボランティア活動又はそれを担う人材のこと。

	用語	説明
す	スクールソーシャルワーカー	児童生徒が抱えている問題を解決するため、家庭や学校など児童生徒を取り巻く環境に、様々な方法で働きかける社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者等。
す	ストックマネジメント	機能診断、劣化予測を経て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定する一連の技術体系。
す	スポーツツーリズム	スポーツを見に行くための旅行及びそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。
す	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現等を推進している新たな農業のこと。
せ	成年後見制度	精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症等）により判断能力が十分でない人が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。
せ	全国和牛能力共進会	全国和牛登録協会が主催し、5年に1度、全国持ち回りで開催される全国規模の和牛の品評会。通称「全共」。別名「和牛のオリンピック」。第1回が1966年に開催され、令和4年度に開催される大会が第12回となる。宮崎県は、第9回～11回で団体賞主席を獲得し、大会3連覇を果たしている。
た	滞在型観光	1か所に滞在し、静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむこと。または、そこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。海外旅行は、リゾート地や都市で滞在型観光を楽しむ人が多い。国内旅行でも観光地を駆け足で見て回る周遊型観光が少なくなり、近隣温泉への1泊旅行、リゾート地や都市での滞在型旅行が多くなってきている。1か所に滞在することは、経済波及効果や地元との交流、リピーター化が期待できる。
た	脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。
た	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化・生活習慣の違いを認め合い、対等な関係で、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
た	多様性社会	人種・性別・年齢などに一切関係なく、全ての人々が自分の能力を活かしていきいきと働ける社会。
た	団塊の世代	昭和22年から24年頃までの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人が多いことからいう。
ち	「地域医療・健康都市 小林市」宣言	都市宣言は、市が重視している地域課題を表現し、積極的に取り組もうとしていることを市内外に示すもの。本市では、地域一体となった協働によって、地域医療を守り育て、健康長寿を目指す「地域医療・健康都市」を平成26年3月1日に宣言した。
ち	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
ち	地域完結型の医療	患者の身近な地域の中で、それぞれの病院や診療所・クリニック等が、その特長をいかしながら役割を分担して、病気の診断や治療、検査、健康相談等を行い、地域の医療機関全体で1つの病院のような機能を持ち、切れ目のない医療を提供していこうというもの。

	用語	説明
ち	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
ち	地域子育て支援センター	在宅の乳幼児や親子を対象に、子ども同士の触れ合いや遊び場を提供するとともに、子育てに関する相談に直接あるいは電話で対応。
ち	地域福祉計画	平成12年に改定された社会福祉法第107条において規定された計画で、市町村は住民等の参加を得て、地域社会での多様な生活課題に対して、地域全体で取り組む体制を整備することを内容とする「市町村地域福祉計画」を策定することとされている。
ち	地域包括ケアシステム	地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を維持できるための保健、医療、福祉、介護の連携システムを指す。その中心機関として市町村が設置する地域包括支援センターが（生活圏域ごとに）ある。
ち	地球温暖化	大量のエネルギー消費と森林破壊による温室効果ガスの大気中濃度の増加により、地球の平均気温が上昇すること。温暖化が進行すれば、海面上昇による陸地の減少や大雨、干ばつといった異常気象が起りやすいと予測されている。
ち	地産地消	地域内で生産された安全で安心な農産物等を地域内で消費すること。
ち	地方公営企業	地方公共団体が行う事業のうち、地方公営企業法の適用を受ける事業で、独立採算制を採る事業。
ち	地方分権	政府が地方自治体に対し制度や実際の運営面で政治・行政・財政上の自治の大幅な権限移譲を行い自立性を認める仕組み。
ち	長寿命化	適切な保全等を行うことで、公共施設やインフラ施設を長期にわたり使用できるようにすること。
て	デジタルリテラシー	インターネットを中心にデジタル情報や通信について、更にはそれらを活用するパソコンやスマートフォンなどの機器やアプリについて知識を持ち、利用する能力のこと。
て	テレワーク	勤労形態の一種で、情報通信機器を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働くことができる形態をいう。テレワークで働く人をテレワーカーという。
と	都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映させて、都市づくりの具体性のある将来ビジョンを定めるもの。
と	ドメスティック・バイオレンス	DV (Domestic Violence) のこと。 配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる暴力のことであり、身体的、精神的、性的、経済的暴力等がある。
な	南海トラフ地震	南海トラフとは、日本列島太平洋沖の静岡県駿河湾から九州東方沖合いまで続く4,000m級の海底の溝(トラフ)で総延長は770km。 南海トラフ巨大地震は、この日本列島太平洋沖の南海トラフ沿いの震源域で連動して起きると警戒される巨大地震のこと。甚大な被害が想定されている。
に	二次医療	主として入院による治療を必要とする医療。

	用語	説明
に	認知症	脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断・学習などの知的機能が低下し、自立した生活に支障が生じる状態のこと。
に	認定農業者	経営規模の拡大や集約化、複合化などによって魅力ある経営づくりを目指す意欲ある農業者（農業法人を含む。）で、農業経営改善計画を提出し、市町村が認定した農業者。
は	バイオマス	生物資源の量を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。
は	畑地かんがい事業	地域の農業振興を目的に、畑・水田への天候に左右されない安定水源確保を図るため、大淀川水系岩瀬川に浜ノ瀬ダムを築造し、計画的な水利用を図るとともに、末端かんがい排水施設、区画整理等の基盤整備を行い、農業生産性の向上と農業経営の安定を図るもの。
は	バリアフリー	障がい者や高齢者などの社会的弱者にとって、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。
ひ	非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく天井材や外壁（外装材）など、構造体と区別された部材。
ふ	ファミリー・サポート・センター	小学校6年生以下の子どもを対象に、育児の援助を受けたい人と支援したい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。サポートの対象は、子どもを持つ全ての家庭に広がっている。
ふ	フォロワー	SNS上で、情報の提供者が発信した情報を受信できるよう設定している人。
ふ	ふるさと納税制度	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される仕組み。
ふ	プロモーション	マーケティング戦略の一部として行われる販売活動のための宣伝活動又は広報活動のこと。
へ	ペーパーレス化	オフィス内の文書、書類、帳票類の電子化を進めてパソコンなどでファイルとして閲覧できるようにすることで、業務効率を改善しようという取組のこと。
ほ	放課後児童クラブ	昼間、就労等により保護者がいない家庭の小学生を対象に、放課後や長期休暇中に余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供して、子どもの健全育成を図る事業。
ほ	ポストコロナ	コロナ禍の後の世界を指す言葉。
ま	マーケティング	情報管理から顧客ニーズの吸い上げ作業、市場の状況など、企業が直面する外部環境と企業自身との間に、経済的により関係性を構築するための手段のこと。
ま	マイナンバーカード	「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会実現」のため国民一人一人に12桁の個人番号を付番するのがマイナンバー。マイナンバーカードは、同制度において個人番号を証明する書類（番号確認）と顔写真により本人確認を行う書類（身元確認）の両方に利用できるICチップ付きのカード。

	用語	説明
ま	マイナンバー制度	住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、国民の利便性を高め、行政を効率化し、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤を構築する土台となる制度のこと。
ま	まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。本市の計画は「てなんど小林総合戦略」。
ま	マネジメント	様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。
や	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。
ゆ	遊休農地	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
ゆ	優良農地	集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地。
ら	酪農ヘルパー	酪農家が休みを取る際に酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する人のこと。
り	リビングシフト	ITの発達によって、どこにいても仕事ができるという時代になった。それに伴って、ワークライフスタイルや住む場所の選び方、暮らし方の価値観などが変化していること。
ろ	ローカルフードビジネス	地域の食と農に関する多様な関係者が、連携して取り組むプロジェクトにおいて創出する、持続的なビジネスのこと。
ろ	LFP(ローカルフードプロジェクト)	地域の中核的な食品企業を中心に、持続可能なビジネスモデルを創出する事業。
ろ	6次産業化	農業や水産業などの第一次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開している多角経営形態を表すもの。
わ	ワーク・ライフ・バランス	働く全ての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第2次小林市総合計画後期基本計画策定に係る経過

令和3年

2月8日 ～2月26日	令和2年度まちづくり市民アンケートを実施 ・配布部数 2,000部 ・有効回答率 44.5%
4月21日	令和3年度第1回行政経営会議 ・第2次小林市総合計画後期基本計画の策定方針について承認
6月4日	議会全員協議会 ・策定方針、策定体制、策定スケジュールを説明
6月7日 ～6月22日	グループ・インタビュー（コロナ禍影響調査）を実施 ・参加団体及び参加者数 56団体、86人
6月25日	令和3年度第3回行政経営会議 ・第2次小林市総合計画後期基本計画の骨子について承認
6月28日	第1回小林市総合計画等審議会 ・委嘱状交付、諮問（評価・検証）ほか
7月21日	第2回小林市総合計画等審議会 ・総合計画の令和2年度評価・検証
8月12日	第3回小林市総合計画等審議会 ・総合計画の令和2年度評価・検証、答申
8月27日	議会全員協議会 ・経過報告、骨子説明
10月11日	第4回小林市総合計画等審議会 ・諮問（後期基本計画の策定について）
11月8日	第5回小林市総合計画等審議会 ・後期基本計画素案の審議
11月15日	第6回小林市総合計画等審議会 ・後期基本計画素案の審議
12月9日	令和3年度第9回行政経営会議 ・第2次小林市総合計画後期基本計画の策定について承認
12月14日	議会全員協議会 ・経過、スケジュール、パブリックコメント、素案説明
12月15日 ～1月14日	パブリックコメントを実施 ・1名から1件の意見
12月20日	議会全員協議会 ・素案説明

令和4年

1月24日	第7回小林市総合計画等審議会 ・後期基本計画素案の審議 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮し、書面開催
1月26日	小林市総合計画等審議会から第2次小林市総合計画後期基本計画の策定について答申
2月1日	議会全員協議会 ・経過、パブリックコメント結果、総合計画等審議会からの答申内容ほか
2月1日	議会全員協議会 ・経過、パブリックコメント結果、総合計画等審議会からの答申内容ほか
2月9日	議会に上程、議決

小林市総合計画等審議会諮問

企 第 3 9 4 号
令和3年10月11日

小林市総合計画等審議会
会長 吉丸 政志 様

小林市長 宮原 義久

第2次小林市総合計画後期基本計画について（諮問）

小林市総合計画等審議会条例第2条の規定に基づき、標記について、貴審議会の意見を求めます。

小林市総合計画等審議会答申

令和4年1月26日

小林市長 宮原 義久 様

小林市総合計画等審議会
会長 吉丸 政志

第2次小林市総合計画後期基本計画について（答申）

令和3年10月11日付け、企第394号で諮問を受けた、「第2次小林市総合計画後期基本計画」について、審議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会に諮問された「第2次小林市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）」については、本市行政の今後4年間の展望した総合的かつ計画的に運営するための計画として、おおむね妥当であると認めます。

なお、今後の推進に当たっては、以下の内容に御留意ください。

- (1) 本計画は、「小林市まちづくり基本条例」を根拠とした計画であり、後期基本計画は施策ごとに「協働の取組」を定めていることを鑑み、協働のまちづくりの推進に努められたい。
- (2) 審議過程における各委員の意見や常日頃から伺う市民の意見を十分に参考にされたい。
あわせて、推進の段階においても、市政の情報発信を積極的に行い、幅広い年代や分野の市民及び団体等の意見を聴き、かつ、参画する機会を十分に創出されたい。
- (3) 基本計画に基づく事業については、基本構想に掲げる将来都市像「みんなでてなむ 笑顔あふれる じょじょんよかところ 小林市」の実現に向け、新型コロナウイルス感染症をはじめとする社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉え、評価と検証を行いながら着実に実施・推進するよう努められたい。
- (4) 人口減少及び少子高齢化社会が進む中に将来を見据えて、総合計画を中心とした総合的かつ計画的な市政運営により、必要な施策を選択・実行し、持続可能なまちの実現に努められたい。

小林市総合計画等審議会委員

(令和4年3月現在)

	区分	所属団体等	委員名		備考
			役職	氏名	
1	学識経験者	小林市金融団	会長	和田 建一郎	
2	学識経験者	小林公共職業安定所	所長	黒木 孝典	
3	学識経験者	宮崎日日新聞社 小林支局	支局長	海老原 斉	
4	各種団体推薦	こばやし農業協同組合	常務	寺師 幸則	
5	各種団体推薦	小林商工会議所	係長	永山 理恵	
6	各種団体推薦	小林市観光推進協議会	事務局長	木村 洋文	
7	各種団体推薦	小林市社会福祉協議会	会長	吉丸 政志	会長
8	各種団体推薦	西諸医師会	事務局長	遊木 和敏	
9	各種団体推薦	小林市PTA協議会	会長	谷山 広之	
10	各種団体推薦	小林市体育協会	事務局員	時任 京子	
11	各種団体推薦	小林市災害ボランティアコーディネートセンター	理事長	倉田 富夫	
12	各種団体推薦	小林市水資源保全審議会	会長	清水 洋一	
13	各種団体推薦	小林市区長会	会長	橋ノ口 孝一	副会長
14	各種団体推薦	にっこばまちづくり協議会	会長	下別府 明	
15	公募			佐藤 熊志	
16	公募			東 和利	

行政経営会議構成員名簿

(令和4年3月現在)

	所属	氏名		所属	氏名
1	市長	宮原 義久	9	須木総合支所長心得	京保 久恵
2	副市長	鬼塚 保行	10	野尻総合支所長	大角 哲浩
3	教育長	中屋敷 史生	11	会計管理者	和田 龍一
4	総務部長	鶴水 義広	12	教育部長	押川 逸夫
5	総合政策部長	山下 雄三	13	市立病院事務部長心得	貴嶋 誠樹
6	経済部長 兼建設部長	山口 恭史	14	総務課長	牧田 純子
7	市民生活部長 兼上下水道局長	深田 利広	15	財政課長	熊迫 貴映
8	健康福祉部長	谷川 浩二	16	企画政策課長	安楽 究

主管課・関連課課長名簿

(令和4年3月現在)

	所属	氏名		所属	氏名
1	総務課長	牧田 純子	18	子育て支援課長	富満 聖子
2	財政課長	熊迫 貴映	19	医療介護連携室長	松田 和弘
3	危機管理課長	南正覚 宏志	20	建設課長	柿木 博敬
4	企画政策課長	安楽 究	21	管財課長	舘下 昌幸
5	地方創生課長	森岡 康志	22	学校教育課長	園田 恵津子
6	健康都市推進室長	里岡 小愛	23	社会教育課長	谷山 宏志
7	農業振興課長	大山 公弘	24	スポーツ振興課長	松元 公孝
8	畜産課長	廣津 寛	25	須木地域振興課長	鷗野 裕一
9	商工観光課長	高野 憲一	26	須木住民生活課長 (兼教育委員会須木分室長)	京保 久恵
10	市民課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	税所 将晃	27	須木地域整備課長 (兼農業委員会須木分室長)	富永 新光
11	生活環境課長	金丸 浩二	28	野尻地域振興課長	野口 健史
12	税務課長	山口 巧	29	野尻住民生活課長 (兼教育委員会野尻分室長)	小久保 圭子
13	ほけん課長	末元 利男	30	野尻地域整備課長 (兼農業委員会野尻分室長)	志々目 篤夫
14	人権同和对策監	末永 教郁	31	上下水道課長	深見 順一
15	福祉課長	岩下 経一郎	32	会計課長	和田 龍一
16	長寿介護課長	一色 俊一郎	33	農業委員会事務局長	藤崎 浩一
17	健康推進課長	日高 智子	34	監査委員事務局長	松元 総子

事務局(総合政策部 企画政策課)

所属	氏名	所属	氏名
総合政策部長	山下 雄三	企画政策課 主幹	古沢 博文
企画政策課 課長	安楽 究	企画政策課 主査	下り藤 利教

小林市まちづくり基本条例

平成25年3月29日

条例第2号

「まちづくりは誰のものわたしのもの、あなたのもの、みんなのもの」

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 まちづくりの基本理念（第4条）
- 第3章 市民の権利と責務（第5条・第6条）
- 第4章 市議会等の責務（第7条・第8条）
- 第5章 市長等の責務（第9条・第10条）
- 第6章 市政運営（第11条—第16条）
- 第7章 情報の共有（第17条）
- 第8章 参画と協働（第18条—第22条）
- 第9章 住民投票（第23条）
- 第10章 条例の改正（第24条）

附則

わたしたちの暮らす小林市は、南西部には霧島連山を、北部には九州山地を望み、山の恵みを湛えた湧水などに恵まれた自然環境、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化に育まれた愛すべきまちです。

さらに、全国でも有数の和牛生産をはじめとした畜産業、メロン・ぶどう・栗・露地野菜などを生産する農業、豊富な森林資源を活用した林業、商工業との連携の中で発展してきました。

これからも自然や文化、産業の調和を図りながら、市民が力を合わせて「ふるさと小林市」を守り育てていかなければなりません。

また、社会環境の大きな変化や予測のできない自然災害の中でも、市民それぞれが自ら生き抜く意志を持ち、お互いの助け合い・支え合いの心を持って、絆を育んでいくことが必要です。

わたしたちは、子どもからお年寄りまでみんなが安心して健康で幸せに暮らしていけるまちをめざして、ひとり一人がまちづくりの主体であることを自覚し、互いに尊重しながら、協働によるまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、小林市（以下「市」という。）におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関の責務並びに市政運営の原則を定め、市民が主体のまちづくりを協働により推進することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 市民、市議会及び市の執行機関は、まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

2 市議会及び市の執行機関は、条例、規則等の制定又は改廃及び政策等の立案に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。

- (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業管理者の権限を行う市長並びに地方公営企業管理者をいう。
- (3) 参画 市の政策等の企画・立案、実施及び評価の各段階に市民が主体的に参加して関わることをいう。
- (4) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの果たす責任及び役割を自覚し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。
- (5) 地域コミュニティ ある一定の地域に属する人々が、自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集まりをいう。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 まちづくりは、市民が主体であり、協働により行うものとする。

- 2 まちづくりは、「基本的人権の尊重」の下、全ての市民が互いに助け合いながら暮らせるまちをめざして行うものとする。
- 3 まちづくりは、豊かな自然、資源を守り育て、全ての市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちをめざして行うものとする。

第3章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有するものとする。

- (1) 市政に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参画する権利

(市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に得るよう努めるものとする。
- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
- 4 市民は、地域コミュニティの果たす役割を認識し、その活動に参加又は協力するよう努めるものとする。

第4章 市議会等の責務

(市議会の責務)

第7条 市議会は、市民の意思を代弁し、市政に反映させる意思決定機関であり、市民の負託に応えるため、市政の監視及び是正の機能を果たさなければならない。

- 2 市議会は、市民に対して開かれた議会運営を行うよう努めるものとする。
- 3 市議会は、政策提言及び政策立案の活動強化を図るよう努めるものとする。

(市議会議員の責務)

第8条 市議会議員は、協働によるまちづくりを推進するという認識に立ち、市民生活の向上及び市政発展をめざし、市民の代表として議会活動に努めなければならない。

- 2 市議会議員は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、政策立案及び議会運営に反映させるよう努めなければならない。

第5章 市長等の責務

(市長の責務)

第9条 市長は市政の代表として、公正かつ誠実な市政運営を行うとともに、市民の意向を適切に把握し、総合的かつ効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市長は、自らの考えを市民に明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮してまちづくりに取り組まなければならない。

- 3 市長は、市職員を適切に指揮監督し、人材を育成するとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。

(市職員の責務)

第10条 市職員は全体の奉仕者として、市民のためにこの条例を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市職員は、職務遂行に必要な能力の向上に努め、市民に質の高い行政サービスの提供を図り、市民の信頼を得るよう努めなければならない。
- 3 市職員は、市民であることを自覚し、まちづくりに自主的かつ積極的に参加しなければならない。

第6章 市政運営

(市政運営の原則)

第11条 市の執行機関は、公正で透明性の高い開かれた市政運営に努めるとともに、その過程において市民の参画を積極的に推進しなければならない。

(総合計画等の策定)

第12条 市の執行機関は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定し、これを効率的かつ効果的に推進しなければならない。

- 2 市の執行機関は、各分野の計画を立案する場合は、総合計画に即して策定するものとする。

(行政評価)

第13条 市の執行機関は、効率的かつ効果的に市政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表しなければならない。

- 2 市の執行機関は、第三者機関による行政評価を行い、評価の透明性・公正性を高めるよう努めなければならない。
- 3 市の執行機関は、行政評価の結果を活用し、事務事業を見直すとともに、これを予算の編成に反映しなければならない。

(財政運営)

第14条 市の執行機関は、総合計画及び行政評価の結果を踏まえ、予算編成及び執行に努めなければならない。

- 2 市の執行機関は、財源の確保及び財産の適正な管理に努め、その効率的かつ効果的な活用を図らなければならない。
- 3 市の執行機関は、財政運営の透明化を図るため、財政状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。

(説明責任)

第15条 市の執行機関は、まちづくりの基本となる施策の立案、決定及び評価に至る過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

(意見、要望等への対応)

第16条 市の執行機関は、市政に関する意見、要望等については、迅速かつ公正に対応しなければならない。

- 2 市の執行機関は、市民からの意見、要望等に迅速に対応するため、その体制づくりに努めなければならない。

第7章 情報の共有

第17条 市民、市議会及び市の執行機関は、参画と協働によるまちづくりを推進するために必要な情報を共有するものとする。

- 2 市議会及び市の執行機関は、市民に対して市政に関する情報を迅速かつ適切に公開するとともに、積極的に提供しなければならない。

第8章 参画と協働

(参画及び協働の推進)

第18条 市の執行機関は、まちづくりの主体である市民の市政への参画の機会を積極的に創出するよう努めなければならない。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、それぞれの責任や役割を理解し、協働によるまちづくりを進めなければならない。

(パブリック・コメント制度)

第19条 市の執行機関は、市の重要な政策等の立案に当たっては、その趣旨、内容その他必要な情報を公表し、市民に意見を求めなければならない。

2 市の執行機関は、市民に意見を求めた場合、提出された意見を考慮し、政策等の意思決定を行うものとする。

(政策提案制度)

第20条 市の執行機関は、市民のまちづくりに関する提案を受け、政策等に反映させる制度を整備し、その充実に努めなければならない。

(市民活動の促進)

第21条 市民は、協働によるまちづくりを推進するため、市民活動に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 市議会及び市の執行機関は、市民活動の自主性及び自立性を尊重し、市民活動が促進されるよう必要に応じ支援するものとする。

(地域コミュニティ活動の推進)

第22条 市民は、まちづくりにおいて地域コミュニティの果たす役割を認識し、地域コミュニティ活動を推進するよう努めるものとする。

2 市議会及び市の執行機関は、協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動が促進されるよう必要に応じ支援するものとする。

第9章 住民投票

第23条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 前項の規定により住民投票を実施する場合、その実施に関し必要となる事項は、その都度条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

第10章 条例の改正

第24条 市長は、社会情勢等の変化により、この条例を改正するときは、市民の意見を適切に反映しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に議会の議決を経て策定し、推進している総合計画は、この条例による第12条第1項の規定による総合計画とみなす。現にある各分野の計画にあっても、この条例による第12条第2項の規定により策定されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現にある条例、規則等の市例規（以下「条例等」という。）は、この条例の基本理念に基づき制定されたものとみなす。

4 第2項後段及び前項の規定にかかわらず、この条例の施行に伴い整備が必要な各分野の計画、条例等は、この条例の施行の日から6月を超えない範囲で変更又は制定し、施行するものとする。

小林市総合計画等審議会条例

平成18年3月20日
条例第34号

(設置)

第1条 本市の総合計画等に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小林市総合計画等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 小林市まちづくり基本条例（平成25年小林市条例第2号）第12条第1項の規定に基づく総合計画（以下「総合計画」という。）の策定及び変更に関する事。
- (2) 総合計画の評価及び推進に関する事。
- (3) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び変更に関する事。
- (4) 総合戦略の評価及び推進に関する事。
- (5) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条第1項の規定に基づく国土利用計画の策定及び変更に関する事。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

小林市事務組織規則（抜粋）

平成22年3月19日

規則第109号

（行政経営会議）

第20条 行政経営会議は、市行政の計画的かつ効率的な執行を図るため、市行政の最高方針及び重要施策の審議並びに各部等及び各行政機関相互の最終的な総合調整を行う。

2 行政経営会議に付議する審議事案は、次に掲げる基本事項とする。

- (1) 総合計画の策定、変更及び推進に関する事項
- (2) 各分野の計画の策定、変更及び推進に関する事項
- (3) 予算編成方針に関する事項
- (4) 市議会に提出する議案並びに市議会全員協議会への説明及び報告に関する事項
- (5) 重要な行事に関する事項
- (6) 各部等及び各行政機関相互間において特に調整を必要とする事項
- (7) 市行政上、市又は市民に重大な影響を及ぼすと認められる事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 行政経営会議に付議する報告事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令（県の条例、規則を含む。）の制定及び改廃、国又は県の指示、通達その他国又は県の動向で市行政に重大な影響を与えると認められる事項
- (2) 国又は県の主催する会議、全国市長会等において協議された事項で、市行政に重大な影響を与えると認められる事項
- (3) 重要な事務及び事業の執行状況に関する事項
- (4) プロジェクトチームの事務の進捗状況及び成果に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 行政経営会議は、市長が主宰し、副市長、教育長、部長等、会計管理者、上下水道局長、教育部長、市立病院事務部長、総務課長、財政課長及び企画政策課長をもって構成する。この場合において、市長に事故があるときは、副市長がその職務を代行する。

5 市長は、必要と認めるときは、関係職員を行政経営会議に出席させることができる。

6 行政経営会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

7 行政経営会議の進行は、総合政策部長が当たるものとする。

（付議手続）

第21条 部長等、会計管理者、上下水道局長、教育部長、市立病院事務部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び議会事務局長は、所管事項中行政経営会議に付議すべき事案があるときは、その要旨及び資料を添えて、総合政策部長に付議要求するものとする。

令和3年4月21日

第2次小林市総合計画後期基本計画 策定方針

企画政策課

1. 策定趣旨

第2次小林市総合計画前期基本計画は令和3年度に最終年度を迎える。そこで、小林市まちづくり基本条例第12条に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るために後期基本計画を策定する。

2. 基本方針

第2次小林市総合計画後期基本計画は以下を基本方針として策定を進める。

2.1. 協働できる計画：基本構想の「協働の取り組み」の具体化

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大により、現在では各施策を行政だけで推進していくことが難しい状況にある。加えて、本市は本格的な人口減少時代に突入し、税収の減少からこれまでどおり行政サービスを提供できない可能性も高まっている。本市では平成25年に小林市まちづくり基本条例を施行した。同条例では市民の責務も規定されている。第2次総合計画は同条例の施行後、初めて策定する市の最上位の計画として基本構想において「協働の取組」を設定しこの責務を具体化した。そこで、第2次小林市総合計画後期基本計画では基本構想の「協働の取組」を更に具体化し、施策ごとに市民と協働できる計画を策定する。

2.2. 実効性のある計画：予算の裏付けのある計画

第2次小林市総合計画の策定に合わせて、予算、行政評価、人事評価といった総合計画を運用するための様々なシステムは“トータル・システム”となるように見直した。その結果、総合計画を運用するシステムの実効性は高まった。他方、前期基本計画は予算的な裏付けを持っておらず、財政的な実効性が依然として課題となっている。そこで、第2次小林市総合計画後期基本計画は予算の裏付けのある計画とし、より実効性のある計画とする。

2.3. オーナーシップを持てる計画：市民参画、職員参画

自分たちで総合計画を策定していないとしたら、いくら計画に市民の役割がはっきり書いてあっても、計画は他人事になってしまう。そればかりか、“押し付けられた”計画となり、市民が役割を果たすことは一層難しくなるかもしれない。また、一部の職員だけが計画を策定してしまうと、それ以外の職員にとって計画は他人事になってしまう。結局は、計画という情報は良くできてもその達成が難しくなる。そこで、第2次小林市総合計画では積極的な市民参画、職員参画によって、市民にとっても職員にとってもオーナーシップを持てる計画を策定する。

3. 計画体系

第2次小林市総合計画は以下の計画体系とする。

3.1. 基本構想

地域社会の将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めた計画として基本構想を策定する。基本構想は地域を対象とした計画として、まちづくり基本条例における各主体の責務を具体化し、市民主体で策定する。計画期間は長期とする。

3.2. 地区別計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、市民の責務をより具体化した計画として地区別計画を策定する。地区別計画は地区を対象とした計画として、基本構想に基づき地区主体で策定する。計画期間は各地区で定めることとし、計画期間内であっても社会経済環境の変化に応じて改訂することとする。

3.3. 基本計画

基本構想に定めた将来の目標及び目標達成のための基本的施策のうち、市長・市職員の責務をより具体化した計画として基本計画を策定する。基本計画は行政を対象とした計画として、基本構想に基づき行政主体で策定する。ただし、「協働の取組」の具体化に関する部分については市民の意見を反映させる。施策体系は組織、内容は各個別計画との整合を図り、SDGsの達成を意識したものとする。前期基本計画のリーディングプロジェクト及びまち・ひと・しごと創生総合戦略についてはその期間も含め施策と一体化する。計画期間は市長任期と整合を図り、計画期間内であっても社会経済環境の変化に応じて改訂することとする。

3.4. 実施計画

基本計画で定められた市の施策を具体的にどのように実施していくかを明らかにするための計画として実施計画を策定する。実施計画は予算と一体化した計画とする。また、事務事業の単位は組織、内容はまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図る。計画期間は3か年とし、毎年度ローリングする。

4. 策定体制

第2次小林市総合計画後期基本計画の素案は各課が素案を作成し、部長級で構成される行政経営会議で検討し、総合計画等審議会で審議する。また、後期基本計画の策定と並行して企画・財政・人事ワーキング・グループ（WG）を設置する。WGでは後期基本計画における総合計画の実効の確保の在り方について検討する。

5. 策定スケジュール

後期基本計画については令和3年中に原案を作成し、令和4年2月の議会（臨時会）に議案を提出することを予定している。

以上

都市宣言

「核兵器廃絶・平和都市」宣言	平成 18 年 12 月 22 日制定
<p>世界の恒久平和は、人類共通の願望である。</p> <p>わが国は、世界唯一の核被爆国であり、核被爆国民として、広島・長崎のあの惨禍を地球上に再び繰り返えされることのないよう、核兵器の廃絶とその恐ろしさを全世界の人びとに訴え続けていかなければならない。</p> <p>小林市民は、日本国憲法の精神にのっとり、「非核三原則」を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を推進し、もって世界の恒久平和達成をめざすものである。</p> <p>ここに、小林市は「核兵器の廃絶と恒久平和を願う平和都市」とすることを宣言するものである。</p>	
「人権擁護都市」宣言	平成 18 年 12 月 22 日制定
<p>すべての人間は、生まれながらにして尊ばれ、人間らしく生き、しあわせになる権利を有している。</p> <p>しかし、残念ながら今日の社会においても同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等に対するさまざまな人権侵害が後を絶たない。われわれは、常に市民一人ひとりの人権が守られ、差別のない明るく住みよい小林市が築かれることを願い、今後もあらゆる人権問題解決に関する教育・啓発活動をより積極的に取り組む必要があると認識し、すべての小林市民が、差別のない平和で明るい生活を保障されるように、「部落差別をはじめ一切の差別を許さない」ことを表明する。</p> <p>ここに、小林市は人権が守られ豊かで住みよい都市をめざし、歴史と自然に恵まれた「人権擁護都市」とすることを宣言するものである。</p>	
「地域医療・健康都市」宣言	平成 26 年 3 月 1 日制定
<p>住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送ることは、すべての市民の願いです。</p> <p>また、限りある医療を大切に想い、地域医療を守り育てることは、地域にとって大変重要です。</p> <p>ここに、私たち小林市民は、地域一体となった協働によって、地域医療を守り育て、健康長寿をめざす「地域医療・健康都市 小林市」を宣言します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 かかりつけ医を持ち、健(検)診を受け、疾病の予防に努めます。 一 時間内の受診を心がけるなど、限りある医療を大切にします。 一 健康意識を高め、運動を始めとする生活習慣の向上を図るなど、できることから健康づくりに努めます。 一 上手に休養をとり、人とのつながりを大切に、いきいきと生活します。 一 食に感謝し、バランスの良い食生活を心がけます。 <p>【説明】</p> <p>市民一人ひとりが、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送るためには、必要に応じた適切な医療が提供されなければなりません。地域の医療の現状を見ると、医師や看護師など医療者の確保が困難で、過酷な勤務環境における救急医療の維持など、その提供を医療者の努力に依存しているのが実情です。</p> <p>このような状況に対応するためには、市民一人ひとりが、限りある医療を大切に想い、日頃から健康の増進や疾病の予防等に自ら取り組むとともに、地域の医療提供体制を互いに支え合う意識の醸成に努めることが求められています。</p> <p>また、この地域は、自殺をした人の割合が全国の中で高い地域となっています。誰も自殺に追い込まれることのない居心地の良い地域となるよう、まずは自らのこころの健康に気を配り、こころの不調を訴える方々への理解や支援を進める必要があります。</p> <p>一方、この地域は、すばらしい自然環境に育まれた農産物が豊富な地域でもあります。健康を支える「食」についても、生産者に感謝し、食習慣に注意しながらバランスの取れた食生活を心がける必要があります。</p> <p>そもそも健康は、生活していくうえで重要な基盤であり、自分らしく生きていくために欠かせないものです。そして、市民一人ひとりの健康意識の高揚と健康づくりの取り組みは、医療費用や介護費用の軽減につながり、保険料等の負担を軽減することにもなります。</p> <p>これらのことから、5項目の目標を合言葉に、市民総ぐるみによる健康づくりを進め、健康長寿をめざしていくものです。</p> <p>当然のことながら、市としては医療提供体制の充実に努めるとともに、市民の健康づくりの支援を積極的に推進していきます。</p>	



第2次小林市総合計画後期基本計画

初版 2022年3月発行

発行・編集 宮崎県小林市（総合政策部 企画政策課）

〒886-8501 小林市細野 300 番地

電 話 0984-23-0456

F A X 0984-25-1037